

POLICY AND LEGISLATION

# 政策資料

## ■卷頭言

「国民福祉税」騒動に思う 角田義一

## ■特 集

連立政権初の予算編成！

- ・ 1994年度税制改正大綱
- ・ 1994年度予算編成大綱

日本社会党政策審議会

3

1994 NO.330

# 環境を読む。90分で読む 社会新報ブックレット

第8回配本

## 写真紀行—ウェットランド

島田興生

日本とアジアの湿地と人びとの関わりを追ったカラー写真紀行・700円

## 東経148°からのSOS

転換を迫られる北方四島への視点

金丸知好

燃料不足で停電に悩む「北方四島」の住民が発するSOSを聞け・500円

■お近くの書店でお求めください。各500円（税込）△5判64頁

既刊・好評発売中

■創憲=山花貞夫・山口二郎・高木郁朗 ■金竹小の金と権力=伊藤博敏 ■これまでの社  
会主義・これからの中道民主主義=住沢博紀 ■政権への挑戦=社会党「93年宣言」  
作成委員会信隆 ■知事が語るニッポン分権=横路孝弘・橋本大二郎 ■93年激変・連立  
時代の社会の選択=高野孟・安東仁兵衛 ■ミッテランとロカルー=成沢宗男 ■社会  
が育てる市民運動・アメリカのNPO制度=岡部一明 ■夫婦別姓・家族をここから変  
える=福島瑞穂・千葉景子 ■リゴベルタ・メンチュウ/先住民族の誇りと希望=上野  
清士 ■国会でチャランケ・二風谷にアイヌとして生きる=萱野茂 ■いま、社会民主主  
義を選ぶ・世紀末ジャパンの労働と生活=熊沢誠 ■会社本位主義を変える=奥村宏  
・鷲尾悦也 ■政策提案型市民運動のすすめ・理念編=須田春海 ■社会党あるいは社会党的  
なるものの行方=吉本隆明 ■カンボジアPKO体験記=柳原滋雄

### 「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い！

入会金●1口1万円。(ブックレットNo.1~22まで計22冊送付します。2冊1000円分と送料が無料になります)  
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。  
入会申し込み書をお送りします。郵便振替(東京4-3203)での申し込みも可。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

「歴史は夜作られる。」と言わ  
れるが、去る二月三日未明の細川  
総理の「決断」には、国民は寝耳

に水で、一夜明けたら大増税とい  
うのだから驚き、呆れ、怒ったの  
は当然である。今更その内容にふ  
れる必要もなかろうが、要は、大  
幅な所得税等の減税の見返りとし

ではないが、この世は真暗闇と言  
わざるを得ない。

更に、今回の騒動では、大蔵省  
のあり方が問題となつた。大蔵省  
の高級官僚の人達が、国の将来を  
憂い、財政至上主義を唱えるのは  
結構であり、自由である。しかし、  
ある新聞コラム欄に載っていたが、

に対し、一時は政権離脱をも辞さ  
ずとの厳しい態度で臨んだ。我々

にしてみれば、党の歴史的敗北の  
上に築かれた連立政権であるから、  
軽々に「離脱」など口にすべきで  
はないことは私も分かり切つてい  
るが、今回は率直に言わせて頂け  
ば、「甘く見たらいかんぞな。も

## 『国民福祉税』

### 騒動に思う

角田義一

政策審議会副会長

### 巻頭言



て、消費税を廃止して、「国民福  
祉税」なるものを創設し、三年後  
に税率を一挙に7%に引き上げよ  
うとの代物である。

ことは、税金の問題である。民  
主主義社会で、税金問題が密室で  
何人かの「実力者」と称する人達  
で取り決められ、それが国民に押  
しつけられるとすれば、歌の文句

「将来おまえは、何になりたいか」  
と親が、子に問つたら「大蔵省の  
偉い人になりたい」と答え、なぜ  
だとの問いに「だって総理大臣を  
し」という気持であった。事態は、  
代表者会議における白紙撤回を経  
て、最終的には次の二点で、減税  
と税制改革に関する代表者会議で

合意を得ることになった。即ち、  
一、平成六年予算編成に当たって  
総額六兆円規模の減税を先行さ  
せ、第一二九回国会には減税法

案のみ提出する。

（つのだぎいち・参議院議員）

一、連立与党内に、税制改革に関  
する協議機関を設置する。

その協議機関において、福祉

社会のビジョン、高齢化社会の

国民負担や税制のあり方、減税

とその財源について、新税創設

も含めて協議し、連立与党の合

意を得て、年内に国会において

関係の法律を成立させるものと

する。その際、経済情勢、財政

事情を勘案しつつ、行政改革や

不公平税制の是正、所得・資産

・消費の三分野のバランスのと

れた税制改革、消費課税の欠陥

は正等も協議するものとする。

私は、かねてから政策審議会の

会議などで、消費税問題は、我々

にとって避けて通れない問題であ

ると主張してきた。政権の一翼を

なつて、真剣に、闘うことではな

いのかと思う。今こそ国民の中に

飛び込んで、理解と納得をいただ

くために、わが党の税制改革、特

に消費税問題を提起し、議論を喚

起し、結論を得べく奮闘するとき

ではないだろうか。

# 月刊『政策資料』

No.330号 1994年3月号

## ◆特集Ⅰ 平成六年度税制改正大綱及び予算編成大綱

- ✓ 平成六年度税制改正大綱
- ✓ 平成六年度予算編成大綱
- ✓ 談話（総理の税制改正基本方針発表について）――日本社会党――
- ✓ 談話（連立与党税制改正の合意について）――
- ✓ 減税と税制改革に関する連立与党代表者会議合意書
- ✓ 連立与党・平成六年度税制改正大綱について

――日本社会党税制調査会――

資料

（農水関係）

- ✓ 申し入れ（ウルグアイ・ラウンド農業交渉について）
- ✓ ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う当面の農業農村対策について（案）

— 連立与党農業農村プロジェクト —

✓ 漁業生産基盤及び漁村生活環境の整備推進に係る申し入れ

#### 〈政治改革関連四法案関係〉

✓ 党声明（参院での否決について）

✓ 両院協議会・再議決の基本認識 — 政府・与党連絡会議 —

✓ 委員長談話（今国会での成立見通し）

✓ 合意書（四法案可決に当たって）

#### 〈そ の 他〉

✓ 総合景気対策（案） — 連立与党 —

✓ 景気浮揚のための土地・住宅対策（追加提言）

✓ 景気浮揚のための土地・住宅対策解説 — 連立与党土地・住宅プロジェクトチーム —

✓ 整備新幹線について — 連立与党政策幹事会・連立与党幹事会 —

✓ 高齢社会福祉プログラムの骨格 — 日本社会党委員長 —

✓ 年金改正について — 連立与党政策幹事会 —

✓ 医療保険制度及び老人保健制度改革について — 連立与党政策幹事会 —

#### 政策の焦点

I 国連による国際的人権保障活動  
II 日本から地球環境保全を考える

岡田和郎  
西川洋

10198

97 97 96 95 93 91 87 87 85 85 84 84 83 81

# 平成六年度税制改正大綱及び予算編成大綱

一九九四・二・九

## 平成六年度税制改正大綱

### 連立与党

に答申が出され、「公正で活力ある高齢化社会を実現するため、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系を構築し、社会の構成員が広く負担を分かち合うことを目指す」との方向が示されている。この中期答申の基本理念の方向性は、受け入れられるべき内容であり、平成六年度税制改正にも当然反映されるべきものである。

**一 基本的考え方**

我が国は、いわゆるバブル経済の後遺症や急激な円高、高齢化や国際化の一層の加速によって極めて厳しい多くの問題に直面している。特に、景気の回復、中小企業のリストラへの支援、高齢者の雇用促進、ガット・ウルグアイ・ラウンドの影響をこうむる農業・農村への手当て等は、いずれも猶予の許されない緊急課題となっている。

我が国の財政事情は、景気の低迷が続く中で、税収の大幅な落ち込みが生じ、極めて厳

しい状況にある。既に平成五年度補正予算で減額補正と相当規模の財源対策を実施しており、財政の弾力性は著しく失われている。国债の累積発行残高は一八八兆円に上り、地方財政の負債を加えれば、まさに危機的な状況と言わざるを得ない。

こうした問題山積の情勢下で行われる平成六年度税制改正は、七党一会派によって成立した細川連立政権の初の税制改正であり、政権の理念と政策の方向性、問題解決能力が厳しく問われている。

一方、中期的視野の下での税制のあり方としては、政府税制調査会より平成五年一月

連立与党の税制理念を論議する中で、「納税は忌むべきものではなく、国家・社会の共同の経費を負担することは誇るべきことである」という認識が広まるよう期待する声が高まることを強調しておきたい。あるイギリス人がその生涯を回顧して「私の生涯に誇りとすることが三つある。私は国を愛し、妻を愛し、税を納めた。」との言葉を残している。信頼される国家社会は公平・公正な税制と健全な納税意識に支えられるものであろう。もちろん、こうした論議の前提として歳出面での不要不急経費の削減、不斷の行政改革努力が行われなければ国民の理解は到底得られない。

そのためには、できるだけ多くの人が「公平」と考える方向に税制を改めていかなければならない。その際に留意すべきは、税制には経済、社会を望ましい方向に誘導する機能が期待されており、このような政策支援の租税特別措置それ自体は必ずしも悪いものではなく、国民生活の向上に役立ち得るということがである。問題は、政治的的確な判断、節度ある運用が図られているかどうかであり、使命を終えた措置等は厳に廃止・合理化すべきである。また公平性の議論では、改正時ごとの「損得」でこれを論じるべきではないとの立場に立った。

他方、今次改正では、地方税のあり方につ

いて、かつてない真剣な審議を長時間行つた。地方分権の推進、地方の時代を支えるにふさわしい税制に近づけるべく努力した。地方税は、それぞれの個人・法人が住み、あるいは活動している地域の共同経費を負担するものであつて、所得の再配分機能を併せ持つ国税と異なり、収入や収益の多少を問わずに適切な負担を求めるのが本来適当ではないかと考える。このため、国税に準じて非課税・軽減措置を半ば自動的に講じるという従来の手法は、これを採らなかつた。

更に、企業と個人の間における税の公平性についても審議し、ともすれば企業本位とみられる今の社会のあり方から個人の豊かさが重んじられる社会への移行を促す方向で見直しに着手した。今後とも法人課税のあり方、適切な所得捕捉による総合課税化等なお検討すべき中期的課題が残されている。

現下の重要な諸課題について、我々が平成六年度税制改正に取り組むに当たつては、(1) 景気回復への手立て＝所得減税と土地の流動化・住宅対策

(2) 活力ある高齢化社会への展望＝高齢者などに真にやさしい国づくりと自立への手助け

(3) きめ細かな生活者重視の社会の実現＝生

活者にやさしい施策や快適通勤対策

「一、平成六年度予算編成に当たつて、総額六兆円規模の減税を先行させ、第一二九回国会には減税法案のみ提出する。  
二、連立与党内に、税制改革に関する協議機関を設置する。

(5) 税制に対する国民の信頼確保＝公平性へ

いて、かつてない真剣な審議を長時間行つた。地方分権の推進、地方の時代を支えるにふさわしい税制に近づけるべく努力した。地方税は、それぞれの個人・法人が住み、あるいは活動している地域の共同経費を負担するものであつて、所得の再配分機能を併せ持つ国税と異なり、収入や収益の多少を問わずに適切な負担を求めるのが本来適当ではないかと考える。このため、国税に準じて非課税・軽減措置を半ば自動的に講じるという従来の手法は、これを採らなかつた。

この合意は、現在の困難を克服し、未来に明るい展望を拓いていく契機となるものであり、連立政権の国民に対する責任の証である。

現下の重要な諸課題について、我々が平成六年度税制改正に取り組むに当たつては、(1) 景気回復への手立て＝所得減税と土地の流動化・住宅対策

(2) 活力ある高齢化社会への展望＝高齢者などに真にやさしい国づくりと自立への手助け

(3) きめ細かな生活者重視の社会の実現＝生

活者にやさしい施策や快適通勤対策

(4) 経済改革への支援等＝中小企業のリストラ支援、新社会資本の整備、新農政の推進、国際化への対応等

その協議機関において、福祉社会のビジョン、高齢化社会の国民負担や税制のあり方、減税との財源について、新税創設も含めて協議し、連立与党の合意を得て、年内の国会において関係の法律を成立させるものとする。その際、経済情勢、財政事情を勘案しつつ、行政改革や不公平税制の是正、所得・資産・消費の三分野のバランスのとれた税制改革、消費課税の欠陥是正等も協議するものとする。」

この合意は、現在の困難を克服し、未来に明るい展望を拓いていく契機となるものであり、連立政権の国民に対する責任の証である。

現下の重要な諸課題について、我々が平成六年度税制改正に取り組むに当たつては、(1) 景気回復への手立て＝所得減税と土地の流動化・住宅対策

(2) 活力ある高齢化社会への展望＝高齢者などに真にやさしい国づくりと自立への手助け

(3) きめ細かな生活者重視の社会の実現＝生

活者にやさしい施策や快適通勤対策

(4) 経済改革への支援等＝中小企業のリストラ支援、新社会資本の整備、新農政の推進、国際化への対応等

(5) 税制に対する国民の信頼確保＝公平性へ

の配慮と地方自治の尊重を特に重視し、責任ある変革を掲げる細川連立政権の特色を鮮明に打ち出すこととした。とりわけ、景気対策に関しては、厳しい財政状況の下でなし得る限りの税制措置を実施する。なお、平成六年度税制改正における個々の具体的項目に係る改正内容については、別添の一覧表に掲げた通りである。

## 二 主な重要改正事項

### 1. 景気回復のための手立て＝所得減税と土地の流動化・住宅対策

前述の与党間の合意により、恒久的な所得税・個人住民税の負担軽減を含む税制改革については、今後、協議機関を設けて結論を得ることとされているが、現在の厳しい景気状況の下、景気対策の緊要性にかんがみ、平成六年度限りの措置として五兆四、七〇〇億円の所得税・個人住民税の定率減税を実施する。具体的には、平成六年分の所得税額及び平成六年度分の個人住民税額（所得割）から、それぞれその二〇〇%相当額を控除する（所得税は二〇〇万円を上限とし、個人住民税は二〇万円を上限とする）。また、その具体的な実施に当たっては、所得税の場合、一月から六月までの支払給与等に係る源泉徴収税額の二

〇%相当額を六月の給与等支払い時に還付する等の措置を講じ、個人住民税の場合、給与所得者について、六月分及び七月分の税額の特別徴収を行わない等の措置により、景気対策としての効果ができるだけ大きくなるような工夫を図る。

その他、前述の与党間の合意に基づき、企業活動の活性化を図るため法人特別税を、自動車の買換需要の拡大や他産業への波及効果を狙つて普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例措置を、いずれも期限通り廃止する。

また、現下の経済情勢に極めて密接に関連する土地問題については、土地基本法の理念を堅持し、再びバブルを招来することのないよう制度の基本的枠組みを維持する中で、土地有効利用等を最大限促進するための積極的な施策を展開する。

具体的には、市街地における土地の有効利用を促進するため、優良な建築物の建設事業（施行地区面積 五〇〇m<sup>2</sup>以上等の要件を満たすもの）のために土地を譲渡した場合を、新たに長期譲渡所得に対する軽減税率（所得税・個人住民税合計二〇〇%、本則三九〇%）の適用対象とする（法人の場合は一〇〇%追加課税を行わない）。また、事業用資産の買換え特例についても、企業の長期保有資産を利用した設備投資を促進するため、長期保有の土地等を譲渡し、既成市街地等以外の地域内に

ある建物、構築物、機械装置を購入した場合に八〇〇%の圧縮記帳による課税の繰延べを認める。更に、民間都市開発推進機構の活用に事業実施を支援するため、譲渡益課税、登録免許税、不動産取得税、特別土地保有税等における特別の配慮を行う。また、特定の民間宅地造成事業等の用に供する一定の土地等の譲渡を一、五〇〇万円特別控除の対象とする。住宅関連についても、居住用財産の買換え特例の譲渡額要件を引き上げ（現行一億円→二億円）、住宅取得資金の贈与に係る贈与税の特例の特例計算限度額も大幅に引き上げる（現行五〇〇万円→一、〇〇〇万円）ほか、住宅取得促進税制の所得要件を緩和する（現行一、〇〇〇万円→三、〇〇〇万円）。また、良質な賃貸住宅の供給を促進するために、特定優良賃貸住宅について割増償却制度を創設するとともに、固定資産税の税額を最初の五年間三分の二減額する措置を講じる。

更に、土地の流動化に資するため、三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）は、平成六年一月一日以後に取得された土地については適用しない。

なお、上記の土地・住宅に関連する税制上の措置による効果ができるだけ減殺されるとのないよう、固定資産税の評価替えに伴う

登録免許税・不動産取得税の土地取得に係る税負担水準の著しい増加を緩和するための配慮（課税標準の調整・登録免許税 平成六・七年一度一〇〇分の四〇、平成八年度一〇〇分の五〇、不動産取得税平成六年中二分の一、平成七・八年中三分の一）を行う。

低迷する企業の設備投資を促進するため、中小企業機械投資促進税制及び高度省力化投資促進税制の適用期限を本年末まで延長するほか、株式市場の活性化に資する措置として、利益による株式消却に当たって残存株式に対して生じるみなし配当について源泉徴収を行わない等、各般にわたる措置を講じる。

2. 活力ある高齢化社会への展望＝高齢者などに真にやさしい国づくりと自立への手助け

前述のように、税制を考えるに当たっては、「公正で活力ある高齢化社会」の実現という目標が極めて重要であることは言うまでもない。我々は、前述の代表者会議の合意の趣旨に沿って、福祉社会のビジョン・高齢化社会の国民負担や税制のあり方、減税とその財源について、鋭意協議、検討を進める所存であることは既に述べた。

平成六年度税制改正では、高齢化社会への展望を踏まえた視点から、働く意欲のある高

齢者の雇用継続を一層促進するため、雇用保険制度の中に新たに創設される高齢者雇用継続給付金については課税を行わないという特段の配慮をした。更に、ノーマライゼーションの理念の具体化の一環として、高齢者・障害者等が自立し安心して社会参加ができるよう、高齢者・障害者等に配慮した建物の整備について割増償却の措置、事業所税の特例措置による促進を図る。

なお、公的年金、更には各種年金型商品等の私的年金に係る税制上の措置を含め、年金諸制度をめぐる税制のあり方については、中長期的な視点に立って、今後、基本的な検討を行うことしたい。その検討に当たっては、世代間及び高齢者間の税負担の公平確保、自らの老後のための自助努力の助長、利用者である国民の利便等の観点、更には、社会労働保険の給付も含め、一連の年金制度改革の状況、金融自由化の進展等に留意する。

### 3. きめ細かな生活者重視の社会の実現＝生活者にやさしい施策や快適通勤対策

我が国の経済社会の大きな流れの変化に応じて、税制においても、生産者偏重から脱却し、裾野の広い生活者に対するきめ細かな施策を一層展開していく必要がある。

働く女性に対する施策として、育児休業を

とりやすくするとの観点から、前述の高齢者の雇用継続とともに新たに創設される育児休業給付金については、課税を行わないという特段の配慮をした。

教育等の諸出費のかさむ中堅層については、その税負担軽減に配慮するため、個人住民税の特定扶養控除額の引上げを図る（割増控除額：現行五万円→八万円）。

また、大都市圏の通勤・通学混雑を緩和し勤労者の快適通勤を実現する観点から、鉄道の複々線化や大規模改良工事を促進するための特定都市鉄道整備準備金制度を大幅に拡充する措置を講じる。また、前述のように、高齢者・障害者等に配慮した建物の整備について割増償却の措置、事業所税の特例措置による促進を図る等のきめ細かな措置を講じる。良好なまちづくりを促進するために、三大都市圏の特定市の市街化区域農地について、一定の手続きに従って計画的市街化が行われる場合の固定資産税及び都市計画税の減額措置を導入する。

地価税については、特定の都市計画駐車場用地に係る非課税の特例や、総合設計制度に基づく公開空地等の用に供される土地についての課税価格の計算の特例（三分の一軽減）を創設する等、公益的観点から採られている現行特例措置の拡充を図る。

生活者の観点から、相続税の問題も緊要の

課題となっている。相続税の税負担が相続人の居住や事業の継続を脅かしているという

その累進構造の緩和（最高税率七〇%の適用：現行一〇億円超→二〇億円超）、課税最

低限の引上げ（定額控除：現行四、八〇〇万円→五、〇〇〇万円、比例控除：現行九五〇万円→一、〇〇〇万円）を行うとともに、特

に生存配偶者の居住の場の確保を図るため、配偶者に対する相続税の税額軽減措置の最低

保障額を大幅に引上げる（現行八、〇〇〇万円→一億六、〇〇〇万円）。また、小規模宅地等の課税価格の計算の特例についても、制度の目的に沿った仕組みとした上で、減額割合を八〇%に拡大する（現行：事業用宅地等七〇%、居住用宅地等六〇%）。なお、バブル経済期及びその後の地価の変動等により、相続税の延納税額の納付が困難となっている者に対する特段の配慮として、平成元年から三年までの相続土地に限り物納への切換えを認める。

また、水道水源水域の水質保存のための施設について、固定資産税、事業所税等の特例措置を講じるなど良質な環境を保全するため、税制上の配慮を行う。

加えて、文化・スポーツ関係では、オリンピック競技会におけるメダリストに対して日本オリンピック委員会から交付される報奨金

に対する所得課税を行わないこととし、また、人文社会科学に関する研究を主たる目的とする一定の公益法人を寄付金特例の対象となる特定公益増進法人とする等の措置を講じる。

#### 4. 経済改革への支援等＝中小企業のリストラ支援、新社会資本の整備、新農政の推進、国際化への対応等

中小企業が新分野進出、新市場開拓など拡大均衡を目指した前向きな対応が図られるよう環境整備をしていくとともに、次世代を担うような新規事業者を育成していくことが重要である。こうした観点から、中小企業の新分野進出等に対し設備投資減税等の措置を講じるほか、創業期の中小企業を支援する中小企業投資育成株式会社からの投資を促進するため、創業中小企業投資損失準備金制度を創設する。

我が国農業は、昨年末のガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の妥結に伴い、深刻な影響を受けており、その中で、国際化への対応が喫緊の課題となっている。このため、農家の実情等にかんがみつつ、経営規模拡大を促進するため、畜産・施設園芸等について割増償却を認める。

また、中小企業経営の積極的な展開を図れるよう、その資本基盤の一日も早い強化を促進するため、有限会社の最低資本金に達するまでの増資に充てられる利益の配当を非課税とする特段の措置を講じるほか、前述のように、中小企業機械投資促進税制の適用期限を

本年末まで延長する措置や、小規模の事業用宅地等についての相続税の減額割合を八〇%

に拡大する措置等、中小企業に対する配慮を行った。

新しい社会資本の整備の観点からは、来たるべき二一世紀の通信インフラの普及促進を図るために、電気通信ネットワークの高度化のための通信回線設備について固定資産税の特例措置を講じるとともに、新世代通信網の全国展開を図る上で不可欠な光ファイバケーブル等の施設に対して特別償却の措置を講じ、その普及促進を図る。

我が国農業は、昨年末のガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の妥結に伴い、深刻な影響を受けており、その中で、国際化への対応が喫緊の課題となっている。このため、農家の実情等にかんがみつつ、経営規模拡大を促進するため、畜産・施設園芸等について割増償却を認める。

また、多極分散型国土を形成する観点から、関西圏を複眼型国土構造の一翼とするため、大阪湾・ベイエリア法による開発地区における中核的施設に係る特別償却を認めるとともに、特別土地保有税及び事業所税の特例措置を講じる。

また、奄美群島及び小笠原諸島における集会施設及びスポーツ施設について、新たに特別土地保有税の非課税措置を講じる。併せて、地域住民の足の確保のため、離島路線に就航する一定の航空機について、固定資産税の課

税標準の特例措置を拡充する。

新しい時代における国際協調の一層の推進の観点から、技術面での国際貢献を積極的に進めていくため、我が国企業と外国試験研究機関等との国際共同研究を推進するための税制措置を創設することともに、対日直接投資の一層の拡大を図るため、外資系企業の欠損金の繰越期間の特例制度について繰越控除期間を延長する（現行七年→一〇年）。また、国際線の航空機について、固定資産税の課税標準の特例措置を拡充する（現行三分の一→五分の一）。更に、国際化の一層の進展に伴う消費様態の変化等に対応した酒類間の税負担の調整等を行う。

オゾン層保護の観点から、フロンなどに代替する物質を用いる洗浄設備、冷蔵設備等について、固定資産税の特例措置を講じるなど、環境保全のための税制上の配慮を行う。また、NO<sub>x</sub>による大気汚染を防止するため、NO<sub>x</sub>法の特定地域における特定自動車排出基準適合車への買換えに係る自動車取得税の特例措置について、対象となる自動車の範囲を拡充する。

## 5. 税制に対する国民の信頼確保＝公平性への配慮と地方自治の尊重

言うまでもなく、税は国家・行政と国民ど

を結ぶ理解と信頼の基本であり、国民が自覚と責任を持って担うべきものである。それを担保するためにも、公平な制度を目指して不斷の見直しを進めていかなければならない。

我々は、こうした視点に立って、租税特別措置等について経済社会の変化等に応じ、從来にも増して徹底した整理合理化を行った。更に、違法ないし不当な支出につながりやすい企業の不明朗な支出を抑制するため、使途不明金に対して時限的に追加的な税負担（四〇%）を求ることとした。交際費課税については、中小企業に対する配慮から一定額（定額控除枠）についてこれまで全額損金算入が認められていたが、濫費抑制等の観点から、その枠内の一定割合（一〇%）について損金不算入とする見直しを行った。また、寄付金の損金算入限度額の縮減（現行三〇%→二七%）による公益法人等に対する課税の見直し措置を講じた。

地方税においても、昭和六〇年度にその非課税措置の廃止が決定されたにもかかわらず、それに伴う激変緩和措置が逐年延長されてきたマスクミ等七事業に係る事業税の特例措置について、今回段階的に廃止することとし、その際特に中小零細事業者については十分な配慮を加えた。また、固定資産税の適正負担という観点からかねてより地方団体から改善の要望のあった信用金庫等に対する固定資

産税の非課税措置については、中小規模のものに特に配慮した経過措置を講じつつ、課税標準を二分の一とする特例措置に移行する。

その他、事業税における厚生年金基金等に係る生命保険会社の収入保険料の特例措置については、十分な検討を行い、平成七年度税制改正までに結論を得る。社会保険診療報酬課税の特例措置の撤廃については、保健医療政策との関連を踏まえつつ、税負担の公平性を確保する観点から今後検討する。

なお、こうした視点との関連から、地域の共同会費という性格を踏まえ、法人住民税均等割について、物価水準の推移、地域社会との受益関係等を勘案して、その負担の適正化を図った。



平成 6 年度税制改正項目一覧表（国税関係）

項 目	改 正 内 容
1. 平成 6 年分所得税の定率減税	<p>1 年限りの特例措置として、居住者又は総合課税を受ける非居住者の平成 6 年分の所得税について、次により、特別減税を実施する。</p> <p>(1) 特別減税は、その者の所得税額から特別減税の額を控除する。</p> <p>(2) 特別減税の額は、平成 6 年分の所得税額の 20%相当額とする。 ただし、20%相当額が 200 万円を超える場合は 200 万円を限度とする。</p> <p>(3) 特別減税の実施方法は、次による。</p> <p>① 事業所得者等に係る特別減税 イ 平成 6 年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に、所得税額から特別減税の額を控除する。 ロ 平成 6 年分の所得税の予定納税基準額の計算は、特別減税を加味して行うものとする。</p> <p>② 給与所得者に係る特別減税 イ 平成 6 年分の年末調整の際に、年税額から給与特別減税額を控除する。 ロ 給与特別減税額は、(2)に準じて計算するものとし、年末調整時に控除する金額は、給与特別減税額から③イの還付金額を控除した残額とする。</p> <p>③ 給与等に係る特別減税の特例 イ 平成 6 年 1 月から 6 月までの間に支払われた給与等について、その源泉徴収税額の 20%相当額を同年 6 月又は 7 月に還付する特例を設ける。 ただし、源泉徴収税額の 20%相当額が 100 万円を超える場合は 100 万円を限度とする。 ロ 平成 6 年 1 月から 6 月までの間に支払われた公的年金等について、給与等の場合と同様の特例を設ける。</p> <p>④ 非居住者に係る特別減税 総合課税を受ける非居住者について、居住者の場合と同様とする。</p>
2. 法人特別税、普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例	<p>1. 法人特別税 法人特別税を期限の到来とともに廃止する。</p> <p>2. 普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例 普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例措置を期限の到来とともに廃止する。</p>
3. 土地・住宅税制	<p>1. 土地税制</p> <p>(1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 適用対象に、次に掲げる土地等の譲渡を加える。 イ 市街化区域等内で行われる優良な建築物を建設する事業（施行地区面積が 500 m<sup>2</sup>以上等一定の要件を満たすもの）を行う者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの ロ 都市計画区域内で行われる一団の宅地の造成（一団の宅地の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上等一定の要件を満たすもの）を行う者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの ハ 民間都市開発事業の用に供される土地の先行取得の業務を行う民間都</p>

項 目	改 正 内 容
	<p>市開発推進機構に対する当該業務に係る土地の譲渡</p> <p>② 三大都市圏の一定の市街化区域内で行われる開発許可を要しない優良住宅地造成事業の面積要件を 500m<sup>2</sup>以上（現行 1,000m<sup>2</sup>以上）に引き下げる。</p> <p>③ 確定優良住宅地等予定地のための譲渡について、次の措置を講ずる。</p> <p>イ 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設に関する事業について予定期間の 2 年延長が認められる住宅戸数等の要件を 50 以上（現行 100 以上）に引き下げる。</p> <p>ロ 上記①ロの土地等の譲渡を適用対象に加える。</p> <p>(注) 上記①イ及びロ、②並びに③ロの改正は平成 6 年 1 月 1 日以後に行う土地等の譲渡並びに上記③イの改正は平成 6 年 4 月 1 日以後に行う土地等の譲渡による長期譲渡所得について適用する。</p> <p>② 法人の長期の土地譲渡益追加課税制度について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 適用除外の範囲に、次に掲げる土地等の譲渡を加える。</p> <p>イ 市街化区域等内で行われる優良な建築物を建設する事業（施行地区面積が 500m<sup>2</sup>以上等一定の要件を満たすもの）を行う者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>ロ 都市計画区域内で行われる一団の宅地の造成（一団の宅地の面積が 1,000m<sup>2</sup>以上等一定の要件を満たすもの）を行う者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの</p> <p>ハ 民間都市開発事業の用に供される土地の先行取得の業務を行う民間都市開発推進機構に対する当該業務に係る土地の譲渡</p> <p>② 適用除外とされる三大都市圏の一定の市街化区域内で行われる開発許可を要しない優良住宅地造成事業の面積要件を 500m<sup>2</sup>以上（現行 1,000m<sup>2</sup>以上）に引き下げる。</p> <p>③ 適用除外とされる確定優良住宅地等予定地のための譲渡について、次の措置を講ずる。</p> <p>イ 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設に関する事業について予定期間の 2 年延長が認められる住宅戸数等の要件を 50 以上（現行 100 以上）に引き下げる。</p> <p>ロ 上記①ロの土地等の譲渡を適用対象に加える。</p> <p>④ 適用除外とされる棚卸資産の譲渡の範囲に、農住組合の土地区画整理事業に係る保留地の譲渡を加える。</p> <p>(注) 上記①イ及びロ、②並びに③ロの改正は平成 6 年 1 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について、上記③イ及び④の改正は平成 6 年 4 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用する。</p> <p>⑤ 特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例について、平成 6 年 1 月 1 日から平成 7 年 3 月 31 日までの間の時限措置として、次の措置を講ずる。</p> <p>① 適用対象に次の買換え等を追加し、課税繰延割合を 80% とする。</p> <p>イ 譲渡資産 土地等、建物又は構築物で、昭和 56 年 12 月 31 日以前に取得されたもの</p> <p>ロ 買換資産 既成市街地等以外の地域内にある建物、構築物又は機械装置</p> <p>② 既成市街地等の内から外への買換え等のうち、近郊整備地帯等への買換</p>

項 目	改 正 内 容
	<p>え等に係る課税縁延割合を80%（現行80%）に引き上げる。</p> <p>(4) 地価税について、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療等関係従事者養成施設用地についての非課税措置の対象に、救急救命士養成施設用地を追加する。</li> <li>② 特定の都市計画駐車場用地に係る非課税の特例を創設する。</li> <li>③ 優良住宅地造成事業に係る特例について、三大都市圏の特定の市街化区域内における一定の事業の規模要件を 500m<sup>2</sup>以上（現行 1,000m<sup>2</sup>以上）に引き下げる。</li> <li>④ 特定の障害者雇用事業所用地に係る特例について、適用要件判定の基礎に重度障害者である短時間労働者を含める。</li> <li>⑤ 特定の建築物に設けられている特別避難階段の附室等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例（2分の1軽減）を創設する。</li> <li>⑥ 総合設計制度に基づく公開空地等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例（3分の1軽減）を創設する。</li> <li>⑦ 工場立地法の環境施設の用に供されている土地等のうち、その基準面積を超える部分についての課税価格の計算の特例（3分の1軽減）を創設する。</li> </ul> <p>(注) 上記①から⑦までの改正は、平成6年分以後の地価税について適用する。</p> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定土地区画整理事業等の場合の 2,000万円特別控除の適用対象に、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づく集団移転促進事業計画に定められた移転促進区域内の土地等が同計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合を加える。</li> <li>② 特定住宅地造成事業等の場合の 1,500万円特別控除の適用対象に、次に掲げる場合を加える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律による整備計画の認定を受けて行われる特定施設の整備事業の用に供するためには、土地等が特定の第三セクター等に買い取られる場合</li> <li>ロ 次に掲げる特定の民間宅地造成事業等の用に供するために、土地等が、平成6年1月1日から平成7年12月31日までの間に、国土利用計画法による届出をし、かつ、勧告を受けないで買い取られる場合（優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受ける譲渡、同一の事業用地として2年以上に分けて買い取られる場合における2年目以降の譲渡等に該当するものを除く。）</li> </ul> </li> <li>③ 開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業で、その造成に係る一団の土地の面積が5ha以上であること等一定の要件を満たすもの</li> <li>④ 土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業で、その造成に係る一団の土地の面積が5ha以上であること等一定の要件を満たすもの</li> <li>⑤ 都市計画区域内で行われる一団の住宅建設事業で、その建設される住宅の戸数が50戸以上であること等一定の要件を満たすもの</li> </ul> <p>③ 農住組合法の一部改正により緩和された要件に基づいて設立された農住組合が行う交換分合については、従来と同様、特定の交換分合により土地</p>

項 目	改 正 内 容
	<p>等を取得した場合の課税の特例を適用する。</p> <p>④ 新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例制度の適用除外の範囲に、国鉄清算事業団の土地を一般競争入札で取得した場合を加える。</p> <p>⑤ 民間都市開発推進機構が取得する民間都市開発事業見込地に係る所有権の移転登記に対する登録免許税を5年間免税とする措置を創設する。</p> <p>⑥ 定期借地権及び定期借地権の目的となっている宅地の相続税等の課税上の評価についてその取扱いを明らかにする。</p> <p>(注) 上記①及び②イの改正は、平成6年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。</p> <p>2. 住宅税制</p> <p>(1) 特定の居住用財産の買換え等の場合の特例について、適用対象となる譲渡資産の価額要件を2億円以下(現行1億円以下)に引き上げる。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成6年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。</p> <p>(2) 住宅取得促進税制について、適用対象者の所得要件を3,000万円以下(現行2,000万円以下)に引き上げる。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成6年1月1日以後に住宅を自己の居住の用に供する場合について適用する。</p> <p>(3) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。</p> <p>(4) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特例計算限度額を1,000万円(現行500万円)に引き上げる。</li> <li>② 適用対象となる住宅の床面積要件の上限を240m<sup>2</sup>以下(現行200m<sup>2</sup>以下)に引き上げる。</li> <li>③ 既存住宅のうち耐火建築物以外の建築物の築後経過年数要件を15年以内(現行10年以内)に緩和する。</li> <li>④ 適用対象者の所得要件を1,200万円以下(現行1,000万円以下)に引き上げる。</li> </ul> <p>(注) 上記の改正は、平成6年1月1日以後の贈与から適用する。</p> <p>(5) 農地等についての相続税の納税猶予の特例の改正に伴う賃貸転用に係る経過措置の適用期限を3年延長する。</p>

項 目	改 正 内 容																																																																											
4. 相続税	1. 税率構造 税率構造について、次のように税率区分の幅を拡大する。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(現 行)</th> <th style="text-align: center;">税率</th> <th style="text-align: center;">(改 正 案)</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td>800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td>1,400万円</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>1,600万円</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>2,500万円</td> <td style="text-align: center;">20%</td> <td>3,000万円</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>4,000万円</td> <td style="text-align: center;">25%</td> <td>5,000万円</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>6,500万円</td> <td style="text-align: center;">30%</td> <td>1億円</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td style="text-align: center;">35%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億5,000万円</td> <td style="text-align: center;">40%</td> <td>2億円</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>2億円</td> <td style="text-align: center;">45%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2億7,000万円</td> <td style="text-align: center;">50%</td> <td>4億円</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>3億5,000万円</td> <td style="text-align: center;">55%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4億5,000万円</td> <td style="text-align: center;">60%</td> <td>20億円</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>10億円</td> <td style="text-align: center;">65%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10億円超の金額</td> <td style="text-align: center;">70%</td> <td>20億円超の金額</td> <td style="text-align: center;">70%</td> </tr> </tbody> </table> 2. 課税最低限 課税最低限を次のとおり引き上げる。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(現 行)</th> <th style="text-align: center;">(改 正 案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額控除</td> <td style="text-align: center;">4,800万円</td> </tr> <tr> <td>法定相続人比例控除</td> <td style="text-align: center;">950万円に法定相続人の数を乗じた金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1,000万円に法定相続人の数を乗じた金額</td> </tr> </tbody> </table> 3. 配偶者の税額軽減措置 最低保障額を次のとおり引き上げる。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(現 行)</th> <th style="text-align: center;">(改 正 案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低保障額</td> <td style="text-align: center;">8,000万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1億8,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、適正な申告を確保するため、軽減措置の対象となる財産には、当初の申告の際に仮装又は隠ぺいされていた財産を含まないこととする。</p> 4. 小規模宅地についての相続税の課税の特例の拡充等 特例の減額割合（現行 事業用宅地70%、居住用宅地60%）を次のように改める。 (1) 居住用 ① 被相続人が居住の用に供していた家屋に同居していた親族が引き続き居住している場合 80%減額 ② ①以外の場合 50%減額 (2) 事業用 ① 被相続人が営んでいた事業を引き続き営んでいる場合 80%減額 ② ①以外の場合 50%減額 (3) 国の事業の用 ① 引き続き国の事業の用に供される場合 80%減額 ② ①以外の場合 50%減額	(現 行)	税率	(改 正 案)	税率	700万円以下の金額	10%	800万円以下の金額	10%	1,400万円	〃	1,600万円	〃	2,500万円	20%	3,000万円	〃	4,000万円	25%	5,000万円	〃	6,500万円	30%	1億円	〃	1億円	35%			1億5,000万円	40%	2億円	〃	2億円	45%			2億7,000万円	50%	4億円	〃	3億5,000万円	55%			4億5,000万円	60%	20億円	〃	10億円	65%			10億円超の金額	70%	20億円超の金額	70%	(現 行)	(改 正 案)	定額控除	4,800万円	法定相続人比例控除	950万円に法定相続人の数を乗じた金額		1,000万円に法定相続人の数を乗じた金額	(現 行)	(改 正 案)	最低保障額	8,000万円		1億8,000万円					
(現 行)	税率	(改 正 案)	税率																																																																									
700万円以下の金額	10%	800万円以下の金額	10%																																																																									
1,400万円	〃	1,600万円	〃																																																																									
2,500万円	20%	3,000万円	〃																																																																									
4,000万円	25%	5,000万円	〃																																																																									
6,500万円	30%	1億円	〃																																																																									
1億円	35%																																																																											
1億5,000万円	40%	2億円	〃																																																																									
2億円	45%																																																																											
2億7,000万円	50%	4億円	〃																																																																									
3億5,000万円	55%																																																																											
4億5,000万円	60%	20億円	〃																																																																									
10億円	65%																																																																											
10億円超の金額	70%	20億円超の金額	70%																																																																									
(現 行)	(改 正 案)																																																																											
定額控除	4,800万円																																																																											
法定相続人比例控除	950万円に法定相続人の数を乗じた金額																																																																											
	1,000万円に法定相続人の数を乗じた金額																																																																											
(現 行)	(改 正 案)																																																																											
最低保障額	8,000万円																																																																											
	1億8,000万円																																																																											

項 目	改 正 内 容										
	<p>(4) 貸付用 被相続人が家屋を貸し付けていた場合 50%減額 なお、事業用部分及び貸付用部分が80%減額となる居住用と同一の建物内に存する場合は全体を80%減額する。</p> <p>(注) 上記1.から4.までの改正は、平成6年1月1日以後の相続から適用する。</p> <p>5. 相続税の延納税額についての物納の特例の創設 延納相続税額の納付方法について、次により、相続により取得した土地での物納を認める特例措置を講ずる。</p> <p>(1) 特例適用対象者 昭和64年1月1日から平成3年12月31日までの間に開始した相続により土地を取得した延納適用者のうち、延納相続税額を金銭で納付することが困難となっている者</p> <p>(2) 特例の対象とする財産 その者がその相続により取得した土地</p> <p>(3) 特例の対象とする税額 分納期限未到来の延納相続税額</p> <p>(4) 収納価額 相続税の課税価格の計算の基礎となったその土地の価額</p> <p>(5) 申請期間 平成6年4月1日から平成6年9月30日までの6か月間とし、この間、納税者について一回に限り申請ができることとする。</p>										
5. 酒 稅	<p>1. 税負担の適正化</p> <p>(1) 酒類に係る税負担を、原則として消費税込みで次のとおり引き上げる。</p> <table> <tbody> <tr> <td>① 清酒</td> <td>1㍑当たり 7円相当</td> </tr> <tr> <td>② 果実酒</td> <td>〃 10.5円相当</td> </tr> <tr> <td>③ 合成清酒、ビール、甘味果実酒、リキュール類、雑酒</td> <td>〃 14円相当</td> </tr> <tr> <td>④ しおちゅう乙類</td> <td>〃 32.3円相当</td> </tr> <tr> <td>⑤ しおちゅう甲類、スピリッツ類</td> <td>〃 37円相当</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 発泡性を有する酒類に対する加算税率を廃止する。</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)の改正は、平成6年5月1日から実施する。</p> <p>2. ビールの製造免許に係る最低製造数量基準を60㎘(現行 2,000㎘)に引き下げる。</p> <p>3. その他所要の規定の整備を行う。</p>	① 清酒	1㍑当たり 7円相当	② 果実酒	〃 10.5円相当	③ 合成清酒、ビール、甘味果実酒、リキュール類、雑酒	〃 14円相当	④ しおちゅう乙類	〃 32.3円相当	⑤ しおちゅう甲類、スピリッツ類	〃 37円相当
① 清酒	1㍑当たり 7円相当										
② 果実酒	〃 10.5円相当										
③ 合成清酒、ビール、甘味果実酒、リキュール類、雑酒	〃 14円相当										
④ しおちゅう乙類	〃 32.3円相当										
⑤ しおちゅう甲類、スピリッツ類	〃 37円相当										
6. 租税特別措置の新設・拡充、整理合理化等	<p>1. 租税特別措置の新設・拡充 新たな政策的要請に対応するため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間に、有限会社から支払を受けるべき利益の配当を、一定の要件の下に、資本の増加に係る出資の払込に充てた場合には、当該出資の払込に充てた利益の配当の額のうち最低資本金の額に達するまでの部分に相当する金額に係る配当所得については、所得税を課さない。</p>										

項 目	改 正 内 容
	<p>(2) 利益をもつてする株式の消却が行われたことによりその消却した株式に対応する資本の金額のうち消却されなかった株式に対応する部分の金額（配当等とみなされる金額）については、所得税の源泉徴収を適用しない。</p> <p>（注）上記の改正は、平成6年4月1日以後に利益をもつてする株式の消却が行われた場合について適用する。</p> <p>(3) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、転職者等の非課税継続適用期間を1年（現行6月）に延長する。</p> <p>（注）上記の改正は、平成6年4月1日以後に離職等をした場合について適用する。</p> <p>(4) 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用期間を、相続税の申告書の提出期限から3年以内（現行2年以内）に延長する。</p> <p>（注）上記の改正は、平成6年1月1日以後に相続等により取得した相続財産を同日以後に譲渡する場合について適用する。</p> <p>(5) 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の制定に伴い、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 同法の承認新分野進出等計画を実施する特別中小企業者を中小企業等基盤強化税制の対象に追加し、機械装置について30%の特別償却又は7%の特別税額控除を認める。</li> <li>② 同法に規定する組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認め、増加試験研究費の税額控除の対象に加えるとともに、組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める。</li> <li>③ 同法の特別中小企業者について、欠損金の繰戻し還付の適用停止措置の適用を除外することにより、繰戻し還付を認める。</li> <li>④ 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除について、特別試験研究費の範囲に、外国の試験研究機関等との一定の共同試験研究費を追加する。</li> <li>⑤ 製品輸入額が増加した場合の割増償却又は特別税額控除の対象法人の範囲に建設業を営む法人を加える。</li> <li>⑥ 大阪湾臨海地域開発整備法の開発地区において整備計画に基づき整備される中核的施設について、取得価額の12%の特別償却を認める。</li> <li>⑦ 農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却制度について、果樹・茶樹の栽培、施設園芸又は畜産に係る農業に関し、営農の規模拡大の要件の緩和等の措置を講ずる。</li> <li>⑧ 特定優良賃貸住宅について、取得後5年間の割増償却制度を創設する。</li> <li>⑨ 高齢者・障害者対応建築物について、取得後5年間の割増償却制度を創設する。</li> <li>⑩ 創業中小企業投資損失準備金制度を創設する。</li> <li>⑪ ガス熱量変更準備金制度を創設する。</li> <li>⑫ 世界都市博覧会出展準備金制度を創設する。</li> <li>⑬ 特定都市鉄道整備準備金制度について、累積限度額を工事費総額の2分の1（現行4分の1）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。</li> <li>⑭ 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度について、対象となる業務の範囲に農地保有の合理化を促進するための業務を加える。</li> <li>⑮ 特定対内投資事業者の欠損金の繰越期間の特例制度について、繰越控除期間を10年（現行7年）に延長する。</li> </ul>

項 目	改 正 内 容
	<p>(18) 土地の固定資産税評価額の引上げに伴う登録免許税の負担の緩和 平成6年4月1日から平成9年3月31までの間に受ける土地に関する登記で課税標準が不動産の価額であるものについては、課税標準を固定資産課税台帳の登録価格の100分の50（現行100分の100）とする措置を創設する。 (注) 平成6年4月1日から平成8年3月31までの間、調整割合を100分の40とする経過措置を設ける。</p> <p>(19) 特定の外航船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、早期の代替に資する二重構造タンカーの軽減税率を1,000分の2（現行1,000分の3）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(20) 約束手形に係る印紙税の税率等の特例の対象となる約束手形の振出人の範囲に、保険相互会社を加える。</p> <p>2. 租税特別措置の適用期限の延長</p> <p>(1) 経済対策の一環として実施中の高度省力化投資促進税制及び中小企業機械投資促進税制の適用期限（現行平成6年6月30日）を平成6年12月31日まで延長する。</p> <p>(2) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の延長に伴い、中小企業等基盤強化税制、組合等に対する支出金の特別償却等の適用期限を平成7年3月31日まで延長する。</p> <p>(3) 繊維工業構造改善臨時措置法の延長に伴い、機械等の割増償却、組合等に対する支出金の特別償却等の適用期限を平成7年3月31日まで延長する。</p> <p>(4) 個人事業者に係る消費税の確定申告期限の特例措置の適用期限を延長する。</p> <p>(5) 次の特別措置の適用期限を1年延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 廃棄物再生処理用設備の特別償却のうち、建設廃棄物再生処理装置</li> <li>② 入国者が輸入する紙巻たばこに対するたばこ税の税率の特例</li> </ul> <p>(6) 次の特別措置の適用期限を2年延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税</li> <li>② 山林を現物出資した場合の所得税の納期限の特例</li> <li>③ 廃棄物再生処理用設備の特別償却のうち、廃プラスチック類再生処理装置及び廃木材破碎・再生処理装置</li> <li>④ 特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却</li> <li>⑤ 稼行炭鉱地域における工業用機械等の特別償却</li> <li>⑥ 特定の海外債権に係る海外投資等損失準備金</li> <li>⑦ 下請中小企業振興準備金</li> <li>⑧ 伝統的工芸品産業振興準備金</li> <li>⑨ 中小企業知識融合開発準備金</li> <li>⑩ 金属鉱業等鉱害防止準備金</li> <li>⑪ 海洋油田・ガス田廃鉱準備金</li> <li>⑫ 証券取引責任準備金</li> <li>⑬ 商品取引責任準備金</li> <li>⑭ 中小企業の貸倒引当金の特例</li> <li>⑮ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用</li> </ul>

項 目	改 正 内 容
	<p>⑯ 農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置</p> <p>⑰ 農振法の規定に基づく交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置</p> <p>⑱ 集落地域整備法の規定に基づく交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置</p> <p>⑲ 特定の遠洋漁船の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置</p> <p>⑳ 公的医療機関の開設者等が国立病院等に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置</p> <p>㉑ 関西国際空港株式会社の登記の免税措置</p> <p>㉒ 輸入石油化学製品製造用揮発油等に対する石油税の免税措置</p> <p>㉓ 輸入農林漁業用A重油に対する石油税の免税措置</p> <p>㉔ 国産石油化学製品製造用揮発油に対する石油税の還付措置</p> <p>㉕ 国産農林漁業用A重油に対する石油税の還付措置</p> <p>(7) 清酒等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を3年延長する。</p> <p>3. 租税特別措置の縮減合理化等 次の特別措置について、縮減合理化等を行う。</p> <p>(1) 税額控除等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① エネルギー需給構造改革推進投資促進税制           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象設備の見直し（軽油深度脱硫設備の追加等）</li> <li>ロ 基準取得価額の引下げ（地域熱供給設備等 100%→75%）</li> <li>ハ 適用期限の延長（2年）（特定自動車排出基準適合車への買換え等）</li> </ul> </li> <li>② 中小企業新技術体化投資促進税制           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象設備の見直し（自動車教習用シミュレータの追加等）</li> <li>ロ 適用期限の延長（2年）</li> </ul> </li> <li>③ 技術等海外取引に係る所得の特別控除           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 控除率の引下げ               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許権等の譲渡等 8%→7%</li> <li>・ コンサルティング役務の提供 16%→14%</li> </ul> </li> <li>ロ 所得金額基準の引下げ 40%→35%</li> <li>ハ 適用期限の延長（2年）</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 特別償却等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公害防止用設備の特別償却           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象設備の縮減</li> <li>ロ 適用期限の延長 騒音防止用設備（1年） 特定粉じん処理用設備（1年） 産業廃棄物処理用設備のうち有害汚泥処理装置（2年）</li> </ul> </li> <li>② 民間事業者の能力の活用により整備される特定の施設の特別償却           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 特別償却率の引下げ 13%→12%</li> <li>ロ 適用期限の延長（2年）</li> </ul> </li> </ul>

項 目	改 正 内 容
	<p>③ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設等の特別償却      イ 特別償却率の引下げ 機械30%→28%、建物15%→13%      ロ 対象設備の縮減（文化学術研究交流施設の除外）</p> <p>④ 高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却      イ 対象取得期間の延長（開発計画承認後10年→12年）      ロ 特別償却率の引下げ（計画承認後10年超12年以内）          機械（15%）→14%、建物（8%）→7%      ハ 対象事業の見直し</p> <p>⑤ 特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却      イ 対象取得期間の延長（集積促進計画承認後5年→7年）      ロ 特別償却率の引下げ（計画承認後5年超7年以内）          機械等（24%）→20%、建物（12%）→10%      ハ 適用期限（計画承認期限）の延長（2年）</p> <p>⑥ 特定電気通信設備の特別償却      イ 対象設備の見直し          〔追加〕中継系光ファイバ、同期多重デジタル伝送装置（C）              （特別償却率 20%）          〔除外〕同期多重デジタル伝送装置（A）          〔縮減〕通信網制御装置      ロ 適用期限の延長（2年）</p> <p>⑦ 低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却      イ 特別償却率の引下げ 機械15%→14%、建物8%→7%      ロ 取得価額基準の引上げ 2,100万円超→2,300万円超      ハ 適用期限の延長（2年）</p> <p>⑧ 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却      イ 特別償却率の引下げ 機械15%→14%、建物8%→7%      ロ 適用期限の延長（2年）</p> <p>⑨ 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却      イ 特別償却率の引下げ 機械16%→14%、建物8%→7%      ロ 取得価額基準の引上げ 1,900万円超→2,100万円超      ハ 適用期限の延長（1年）</p> <p>⑩ 中小企業者等の機械の特別償却      ・ 特別償却率の引下げ 14%→13%</p> <p>⑪ 医療用機器等の特別償却      ・ 特別償却率の引下げ 一般の医療用機器15%→14%          特定の共同利用医療用機器16%→15%</p> <p>⑫ 新築貸家住宅の割増償却      イ 一般貸家住宅の割増償却率の引下げ          耐用年数45年以上のもの34%→30%          〃 45年未満のもの20%→15%      ロ 三大都市圏における特定の優良貸家共同住宅の特例の原則廃止（ただし、住宅・都市整備公団に係るものを除く。）      ハ 適用期限の延長（2年）</p>

項 目	改 正 内 容																
	<p>⑬ 倉庫用建物の割増償却</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 割増償却率の引下げ 18%→16%</li> <li>ロ 適用対象に特定の貯蔵そう倉庫を追加</li> <li>ハ 適用期限の延長（2年）</li> </ul> <p>⑭ 特定の登録ホテル等の減価償却資産の耐用年数の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐用年数の短縮の限度の引下げ</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>18%以内</td> <td>→</td> <td>6年度に取得するもの</td> <td>16%以内</td> </tr> <tr> <td>7年度</td> <td>//</td> <td></td> <td>13%以内</td> </tr> <tr> <td>8年度</td> <td>//</td> <td></td> <td>9%以内</td> </tr> </table> <p>⑮ 海外投資等損失準備金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 積立率の引下げ</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>特定産業振興事業（投資）法人</td> <td>20%→18%</td> </tr> <tr> <td>特定海外経済協力事業（投資）法人</td> <td>20%→18%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 対象地域（新開発地域）の見直し</li> <li>ハ 適用期限の延長（2年）</li> </ul> <p>⑯ 登録免許税関係</p> <p>① 国有農地等の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 軽減税率の引上げ 農地法第61条の所有権の移転登記 1,000分の25→1,000分の30</li> <li>ロ 適用期限の延長（2年）</li> </ul> <p>② 森林整備法人が分収育林契約に係る土地につき受ける地上権の設定登記に対する税率の軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 軽減税率の引上げ 1,000分の20→1,000分の22</li> <li>ロ 適用期限の延長（2年）</li> </ul> <p>③ 時効により取得した土地の所有権の保存登記に対する税率の軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 軽減税率の引上げ 1,000分の4→1,000分の5</li> <li>ロ 適用期限の延長（2年）</li> </ul> <p>④ 事業協同組合等が中小企業事業団から融資を受けて取得した土地等を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 軽減税率の引上げ 1,000分の25→1,000分の30</li> <li>ロ 適用期限の延長（2年）</li> </ul> <p>（注）昭和61年度改正の経過措置を2年延長</p> <p>⑤ 事業協同組合等が環境事業団から譲り受けた土地を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 軽減税率の引上げ 1,000分の25→1,000分の30</li> <li>ロ 適用期限の延長（2年）</li> </ul> <p>⑥ (イ)から(イ)までに掲げる勧告若しくは指示、承認又は認定によってする法人の設立等に伴う現物出資等に係る所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 軽減税率の引上げ 船舶 1,000分の20→1,000分の23</li> <li>ロ (ロ)から(イ)までに係る適用期限の延長（2年）</li> </ul> <p>(イ) 行政機関の法令の規定に基づく勧告又は指示    (ロ) 中小企業近代化促進法の規定に基づく承認    (ハ) 卸売市場法の規定に基づく認定</p>	18%以内	→	6年度に取得するもの	16%以内	7年度	//		13%以内	8年度	//		9%以内	特定産業振興事業（投資）法人	20%→18%	特定海外経済協力事業（投資）法人	20%→18%
18%以内	→	6年度に取得するもの	16%以内														
7年度	//		13%以内														
8年度	//		9%以内														
特定産業振興事業（投資）法人	20%→18%																
特定海外経済協力事業（投資）法人	20%→18%																

項 目	改 正 内 容
	<p>⑩ 漁業再建整備特別措置法の規定に基づく認定      (付) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づく承認</p> <p>⑦ 民間事業者の能力の活用により整備される特定の係留施設に係る土地の所有権の保存登記に対する税率の軽減措置      イ 軽減税率の引上げ 1,000分の2 → 1,000分の3      ロ 適用期限の延長（2年）</p> <p>⑧ 特定の民間都市開発事業等の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置      イ 対象事業の範囲の見直し      ロ 軽減税率の引上げ 1,000分の6 → 1,000分の9      ハ 適用期限の延長（2年）</p> <p>4. 租税特別措置の廃止      所要の経過措置を講じた上、次の特別措置を廃止する。</p> <p>(1) 船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収の不適用      (2) 工業用水道等への転換設備の特別償却      (3) 店舗用建物等消火設備の特別償却      (4) 穀物用サイロの割増償却      (5) 中小企業構造改善等事業用共同施設の特別償却      (6) 中小企業構造改善準備金      (7) 特定ガス導管工事償却準備金</p>
7. 課税の適正化等	<p>1. 公益法人等に対する課税の適正化      公益法人等の寄附金の損金算入限度額を所得の27%（現行30%）に引き下げる（学校法人、社会福祉法人等は従来どおり）。</p> <p>2. 使途不明金に対する課税      法人の支出する使途不明金に対しては、通常の法人税課税に加え、40%の法人税の追加課税を行う。      （注）上記の改正は、法人が平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間に支出する使途不明金について適用する。</p> <p>3. 交際費課税の見直し      資本金5,000万円以下の法人の交際費について、現行の定額控除額以下の部分について、全額損金算入を改め、10%相当額を損金不算入とする（定額控除を超える部分は、従来どおり全額損金不算入）。</p>
8. その他	<p>1. 所得税関係      (1) オリンピック競技大会における優秀な成績を顕彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会から交付される金品で特定のものについては、所得税を非課税とする。      （注）上記の改正は、平成6年分以後の所得税について適用する。</p> <p>(2) 雇用保険法等の一部改正により雇用保険制度に新設される雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付）については、所得税を非課税とする。</p>

項目	改正内容
	<p>(3) 小笠原諸島振興開発特別措置法の期限延長後も、小笠原諸島への帰島に伴い資産を譲渡した場合の譲渡所得等については、従来と同様、1,500万円特別控除を適用する。</p> <p>2. 所得税・法人税関係</p> <p>(1) 寄附金の損金不算入に対する特例等の対象となる特定公益増進法人の範囲に、次の法人を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国際観光振興会</li> <li>② 精神障害者社会復帰センター</li> <li>③ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の指定法人</li> <li>④ 人文社会科学に関する研究を主たる目的とする一定の公益法人</li> </ul> <p>(2) 寄附金の損金不算入に対する特例等の対象となる認定特定公益信託の範囲に、複数の対象業務を目的とする特定公益信託を加える。</p> <p>(3) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる身体障害者雇用納付金制度に基づく助成金の範囲に福利厚生施設等に対する助成金を加える。</p> <p>(4) 減価償却資産の耐用年数の見直しを行う。（人工腎臓装置 10年→7年）</p> <p>3. 法人税関係</p> <p>(1) 公益法人等の収益事業の範囲から、次の事業を除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本赤十字社が行う血液事業</li> <li>② 民間都市開発推進機構が行う都市開発事業に係る不動産販売業</li> </ul> <p>(2) 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の対象となる保険金等の範囲に、全国森林組合連合会の共済事業の共済金を加える。</p> <p>(3) 生命保険会社の国民年金基金保険等契約に係る特別勘定に属する有価証券について、他の有価証券と区分した評価を行うことを認める。</p> <p>4. 相続税関係</p> <p>(1) 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、次の法人を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境事業団</li> <li>② 一定の専修学校を設置する準学校法人</li> </ul> <p>(2) 相続財産を拠出した場合の相続税の非課税制度の対象となる認定特定公益信託の範囲に複数の対象業務を主たる目的とする特定公益信託を加える。</p> <p>5. 印紙税関係</p> <p>預貯金通帳等に係る印紙税の申告納付等の特例の対象となる預貯金通帳等の範囲に、貯蓄預金通帳を加える。</p> <p>6. その他所要の税制の整備を行う。</p>

平成6年度税制改正項目一覧表（地方税関係）

税目	改 正 内 容
1. 個人住民税	<p>1 1年限りの特例措置として、平成6年度分の個人住民税について、次により、特別減税を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別減税は、その者の個人住民税所得割額から特別減税の額を控除する。</li> <li>② 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額とする。 ただし、20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。</li> <li>③ 特別減税の実施方法は、次による。           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 給与所得者に係る特別減税 平成6年6月分及び7月分を徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を同年8月から翌年5月までの10か月間で徴収する。</li> <li>ロ 事業所得者、公的年金受給者に係る特別減税 平成6年6月分（第1期）の納付において、特別減税額を控除する。</li> </ul> </li> </ul> <p>2 特定扶養親族に係る控除額を、39万円（現行36万円）に引き上げる。</p> <p>3 オリンピック競技大会における優秀な成績を顕彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会から交付される金品で特定のものについては、個人住民税を非課税とする。</p> <p>4 雇用保険法等の一部改正により雇用保険制度に新設される雇用継続給付（高齢者雇用継続給付、育児休業給付）については、個人住民税を非課税とする。</p> <p>5 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、転職者等の非課税継続適用期間を1年（現行6月）に延長する。</p> <p>6 所得割について、所得の金額が、34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に30万円（現行25万円）を加算した金額）以下である者を非課税とする。</p> <p>7 均等割について、非課税基準を、34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万円（現行13万円）を加算した金額）とする。</p> <p>8 前年中において所得を有しなかった者に係る非課税規定を削除する。</p> <p>9 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 適用対象に、次に掲げる土地等の譲渡を加える。           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 市街化区域などで行われる優良な建築物を建設する事業（施行地区面積が500m<sup>2</sup>以上等一定の要件を満たすもの）を行う者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの</li> <li>ロ 都市計画区域内で行われる一団の宅地の造成（一団の宅地の面積が1,000m<sup>2</sup>以上等一定の要件を満たすもの）を行う者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの</li> <li>ハ 民間都市開発事業の用に供される土地の先行取得の業務を行う民間都市開発推進機構に対する土地の譲渡</li> </ul> </li> <li>② 三大都市圏の一定の市街化区域内で行われる開発許可を要しない優良住宅地造成事業の面積要件を500m<sup>2</sup>以上（現行1,000m<sup>2</sup>以上）に引き下げる。</li> <li>③ 確定優良住宅地等予定地のための譲渡について、次の措置を講ずる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設に関する事業について予定期間の2年延長が認められる住宅戸数等の要件を50以上（現行100以上）に引き下げる。</li> <li>ロ 上記①ロの土地等の譲渡を適用対象に加える。</li> </ul> </li> </ul>

税目	改 内 容																																																															
2. 法人住民税	<p>1 均等割の税率を次のように改める。</p> <p>(1) 道府県民税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法人等の資本等の金額の区分</th> <th colspan="2">標準税率(年額)</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超えるもの</td><td>75万円</td><td>80万円</td></tr> <tr> <td>10億円を超えるもの</td><td>50万円</td><td>54万円</td></tr> <tr> <td>1億円を超えるもの</td><td>10万円</td><td>13万円</td></tr> <tr> <td>千万円を超えるもの</td><td>3万円</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td>千万円以下のもの</td><td>1万円</td><td>2万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 市町村民税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法人等の資本等の 金額の区分</th> <th rowspan="2">市町村内の 従業者数</th> <th colspan="2">標準税率(年額)</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超えるもの</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>40万円</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超えるもの</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>40万円</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超えるもの</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>15万円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">千万円を超えるもの</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>12万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">千万円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>4万円</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>			法人等の資本等の金額の区分	標準税率(年額)		現 行	改 正 案	50億円を超えるもの	75万円	80万円	10億円を超えるもの	50万円	54万円	1億円を超えるもの	10万円	13万円	千万円を超えるもの	3万円	5万円	千万円以下のもの	1万円	2万円	法人等の資本等の 金額の区分	市町村内の 従業者数	標準税率(年額)		現 行	改 正 案	50億円を超えるもの	50人超	300万円	300万円	50人以下	40万円	41万円	10億円を超えるもの	50人超	175万円	175万円	50人以下	40万円	41万円	1億円を超えるもの	50人超	40万円	40万円	50人以下	15万円	16万円	千万円を超えるもの	50人超	15万円	15万円	50人以下	12万円	13万円	千万円以下のもの	50人超	12万円	12万円	50人以下	4万円	5万円
法人等の資本等の金額の区分	標準税率(年額)																																																															
	現 行	改 正 案																																																														
50億円を超えるもの	75万円	80万円																																																														
10億円を超えるもの	50万円	54万円																																																														
1億円を超えるもの	10万円	13万円																																																														
千万円を超えるもの	3万円	5万円																																																														
千万円以下のもの	1万円	2万円																																																														
法人等の資本等の 金額の区分	市町村内の 従業者数	標準税率(年額)																																																														
		現 行	改 正 案																																																													
50億円を超えるもの	50人超	300万円	300万円																																																													
	50人以下	40万円	41万円																																																													
10億円を超えるもの	50人超	175万円	175万円																																																													
	50人以下	40万円	41万円																																																													
1億円を超えるもの	50人超	40万円	40万円																																																													
	50人以下	15万円	16万円																																																													
千万円を超えるもの	50人超	15万円	15万円																																																													
	50人以下	12万円	13万円																																																													
千万円以下のもの	50人超	12万円	12万円																																																													
	50人以下	4万円	5万円																																																													

税目	改正内容																				
3. 事業税	<p>1 新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業（いわゆるマスコミ等七事業）に係る特例措置については、4年間に限り当該事業につき通常の方法により算定した所得から、当該所得に次の割合を乗じて計算した金額と350万円のいずれか多い金額を控除した金額を課税標準とする経過措置を講じたうえ、廃止する。</p> <p>(1) 法人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税対象期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成6年4月1日から平成7年3月31日までの間に開始する事業年度</td><td>2分の1（前事業年度の所得を超える部分については7分の3）</td></tr> <tr> <td>平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に開始する事業年度</td><td>7分の3（前事業年度の所得を超える部分については3分の1）</td></tr> <tr> <td>平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間に開始する事業年度</td><td>3分の1（前事業年度の所得を超える部分については4分の1）</td></tr> <tr> <td>平成9年4月1日から平成10年3月31日までの間に開始する事業年度</td><td>6分の1（前事業年度の所得を超える部分については8分の1）</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 個人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税対象期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成7年</td><td>2分の1（前年の所得を超える部分については7分の3）</td></tr> <tr> <td>平成8年</td><td>7分の3（前年の所得を超える部分については3分の1）</td></tr> <tr> <td>平成9年</td><td>3分の1（前年の所得を超える部分については4分の1）</td></tr> <tr> <td>平成10年</td><td>6分の1（前年の所得を超える部分については8分の1）</td></tr> </tbody> </table> <p>2 社会保険診療報酬課税の特例措置の撤廃については、保健医療政策との関連を踏まえつつ、税負担の公平性を確保する観点から検討する。</p> <p>3 医療保険制度及び老人保健制度の見直しに伴い創設される入院時食事療養費及び医療法人等が行う指定訪問看護事業に係る訪問看護療養費について、課税の特例措置を講ずる。（法改正時に処理する事項）</p> <p>4 厚生年金基金等に係る生命保険会社の収入保険料の特例措置については、十分な検討を行い、平成7年度税制改正までに結論を得る。</p> <p>5 奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島振興開発基金に係る事業税の非課税措置を延長する。（法改正時に処理する事項）</p> <p>6 小規模貸家業に係る個人事業税の特例取扱いを2年延長する。（都道府県が自主的に処理する事項）</p>	課税対象期間	割合	平成6年4月1日から平成7年3月31日までの間に開始する事業年度	2分の1（前事業年度の所得を超える部分については7分の3）	平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に開始する事業年度	7分の3（前事業年度の所得を超える部分については3分の1）	平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間に開始する事業年度	3分の1（前事業年度の所得を超える部分については4分の1）	平成9年4月1日から平成10年3月31日までの間に開始する事業年度	6分の1（前事業年度の所得を超える部分については8分の1）	課税対象期間	割合	平成7年	2分の1（前年の所得を超える部分については7分の3）	平成8年	7分の3（前年の所得を超える部分については3分の1）	平成9年	3分の1（前年の所得を超える部分については4分の1）	平成10年	6分の1（前年の所得を超える部分については8分の1）
課税対象期間	割合																				
平成6年4月1日から平成7年3月31日までの間に開始する事業年度	2分の1（前事業年度の所得を超える部分については7分の3）																				
平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に開始する事業年度	7分の3（前事業年度の所得を超える部分については3分の1）																				
平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間に開始する事業年度	3分の1（前事業年度の所得を超える部分については4分の1）																				
平成9年4月1日から平成10年3月31日までの間に開始する事業年度	6分の1（前事業年度の所得を超える部分については8分の1）																				
課税対象期間	割合																				
平成7年	2分の1（前年の所得を超える部分については7分の3）																				
平成8年	7分の3（前年の所得を超える部分については3分の1）																				
平成9年	3分の1（前年の所得を超える部分については4分の1）																				
平成10年	6分の1（前年の所得を超える部分については8分の1）																				
4. 不動産取得税	<p>1 宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置を講ずる。</p> <p>なお、本特例措置の創設に伴い、所要の調整措置を講ずる。</p> <p>2 地域振興整備公団又は土地開発公社が譲渡契約の解除等により取得する不動産に係</p>																				

税目	改正内容
	<p>る非課税措置を講ずる。</p> <p>3 民間都市開発推進機構が取得する民間都市開発事業見込地について、課税標準を価格の3分の1とする特例措置を講ずる。</p> <p>4 新エネルギー・産業技術総合開発機構が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象となる業務の範囲を見直す。</p> <p>5 住宅及び住宅用土地に係る課税標準の特例措置等について、対象住宅の価格要件を引き上げる。</p> <p>6 既存住宅及び住宅用土地に係る課税標準の特例措置等について、対象となる鉄筋コンクリート造の住宅等の要件のうち、築後経過年数要件を20年（現行15年）に緩和する。</p> <p>7 市街地再開発事業の施行に伴い、市街地再開発組合が取得する敷地に係る不動産取得税の免除措置の適用要件について、取得の日から譲渡の日までに係る期間を3年（現行2年）に緩和する。</p> <p>8 精神保健法及び児童福祉法の改正による社会福祉事業の追加に伴う税制上の特例措置の拡充を認める。（法改正時に処理する事項）</p> <p>9 農住組合の設立要件の緩和に伴う税制上の特例措置の拡充を認める。（法改正時に処理する事項）</p> <p>10 次に掲げる非課税措置等の適用期限を2年延長する。</p> <p>(1) NTT-A型の無利子貸付けを受けて、民間都市開発事業として第三セクターが取得する公共施設用地で国又は地方公共団体に無償譲渡されるものに係る非課税措置</p> <p>(2) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置</p> <p>(3) 集落地域整備法に基づく交換分合により取得する土地に係る課税標準の特例措置</p> <p>(4) 農林漁業団体が発電所又は変電所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置</p> <p>(5) 空港周辺整備機構が取得する航空機騒音防止法に規定する業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置</p> <p>(6) 旅客会社等が日本国有鉄道清算事業団から基盤整備事業によって譲渡を受ける家屋に係る課税標準の特例措置</p> <p>(7) 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づき、国立病院・診療所の委譲等を受ける者が当該委譲等により取得する不動産に係る課税標準の特例措置</p> <p>(8) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置</p> <p>(9) 民間事業者の能力の活用により整備される特定施設等に係る特例措置</p> <p>(10) 公益法人が中小企業事業団から資金の貸付けを受けて取得する地域産業創造基盤整備事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（都道府県が自主的に処理する事項）</p> <p>11 保安林整備臨時措置法に規定する民有林野と国有林野との交換により新たに取得する土地に係る非課税措置を延長する。（法改正時に処理する事項）</p> <p>12 特定農産加工業経営改善臨時措置法の承認計画に基づく営業譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置を延長する。（法改正時に処理する事項）</p> <p>13 小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島の地域へ帰島する者が取得する不動産に係る課税標準の特例措置等を延長する。（法改正時に処理する事項）</p>

税 目	改 正 内 容
	<p>14 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。</p> <p>(1) 日本鉄道建設公団の事業用不動産に係る非課税措置の対象範囲から病院又は診療所の用に供する不動産を除外する。</p> <p>(2) 新築住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置について、対象となる戸建て以外の賃家住宅の床面積要件の下限を35平方メートル（現行30平方メートル）とする。</p> <p>(3) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、価格から控除すべき額の特例加算額を算定する際に乗ずる割合を10分の1（現行5分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(4) 病院等が新たに取得するスプリンクラー設備等のうち、既存家屋に係るものについての課税標準の特例措置について、価格から控除すべき額をスプリンクラー設備等の価格の2分の1（現行全額）に相当する額としたうえ、その適用期限を1年延長する。</p> <p>(5) 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、価格から控除すべき額の特例加算額を算定する際に乗ずる割合を10分の1（現行5分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(6) 中小企業事業団等から資金の貸付け等を受けて取得する中小企業構造の高度化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、価格から控除すべき額の特例加算額を算定する際に乗ずる割合を10分の1（現行5分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(7) 環境事業団から産業公害を防止するために工場又は事業場が集団して設置されるのに必要な建物等の譲渡を受けた場合の課税標準の特例措置について、価格から控除すべき額の特例加算額を算定する際に乗ずる割合を10分の1（現行5分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(8) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の賃家住宅に係る減額措置について、減額すべき額を10分の1（現行3分の1）としたうえ、その適用期限を3年延長する。</p> <p>(9) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて農用地整備公団が新設改良する農業用施設で都道府県又は市町村から譲り受ける施設に係る課税標準の特例措置について、価格から控除すべき額の特例加算額を算定する際に乗ずる割合を10分の1（現行5分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>15 次に掲げる不動産の取得に係る課税標準の特例措置等を廃止する。</p> <p>(1) 宅地建物取引業者等から新築特例適用住宅及びその土地を取得する場合における当該土地の取得に係る減額措置の適用要件の特例措置</p> <p>(2) 百貨店等が新たに取得するスプリンクラー設備のうち、既存家屋に係るものについての課税標準の特例措置</p> <p>(3) 生産緑地法の規定による市町村長のあっせんによって取得する三大都市圏の生産緑地地区内の土地に係る課税標準の特例措置</p> <p>(4) 市街化区域農地を譲渡した者が取得する市街化区域外の農地に係る減額措置</p>

税 目	改 正 内 容
5.自動車税	<p>1 メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>2 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について、適用対象となる地域を限定したうえ、2年延長する。（都道府県が自主的に処理する事項）</p> <p>3 昭和54年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック又はディーゼルバスを廃車して新たに買い換えた昭和63年以降の自動車排出ガス規制に適合するトラック又はバスに係る税率の特例措置を廃止する。</p>
6.固定資産税 都市計画税	<p>1 青函トンネル及び本州四国連絡橋に係る鉄道施設について、現行の措置に加え、固定資産税の課税標準を3分の2とする特例措置を3年間に限り講ずる。</p> <p>2 水道水源水域の水質保全に係る汚水処理施設について、固定資産税の課税標準を価格の3分の1とする特例措置を2年間に限り講ずる。</p> <p>3 第一種電気通信事業者が電気通信ネットワークの高度化のために新たに取得する電気通信回線設備について、固定資産税の課税標準を最初の5年間価格の4分の3とする特例措置を3年間に限り講ずる。</p> <p>4 脱特定フロン対応型設備について、固定資産税の課税標準を最初の3年間価格の3分の2とする特例措置を2年間に限り講ずる。</p> <p>5 軽油深度脱硫設備について、固定資産税の課税標準を最初の3年間価格の3分の2とする特例措置を2年間に限り講ずる。</p> <p>6 特定優良賃貸住宅について、最初の5年間固定資産税の税額の3分の2を減額する措置を2年間に限り講ずる。</p> <p>7 三大都市圏の特定市の一定の市街化区域農地について、平成6年4月1日以後において、地区整備計画又は住宅地高度利用地区計画が都市計画決定され、かつ、土地区画整理事業又は住宅街区整備事業の事業認可がなされた場合には、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該都市計画決定及び事業認可が平成8年末までに行われたときは、その後の3年間に限り、当該市街化区域農地に係る固定資産税額及び都市計画税額の2分の1を減額する。</li> <li>② 当該都市計画決定及び事業認可が平成10年末までに行われたときは、その後の3年間に限り、当該市街化区域農地に係る固定資産税額及び都市計画税額の3分の1を減額する。（①に掲げるものを除く。）</li> </ul> <p>8 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する管理地区的区域内の土地について、固定資産税の軽減措置を講ずる。（市町村において自主的に処理する事項）</p> <p>9 療養支援機器について、固定資産税の軽減措置を講ずる。（市町村において自主的に処理する事項）</p> <p>10 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象となる業務の範囲を見直す。</p> <p>11 国際線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の5分の1（現行3分の1）とする。</p> <p>12 離島路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象航空機の範囲を見直したうえ、一定の航空機について課税標準を最初の3年間価格の4分の1（現行3分の1）、その後の3年間価格の2分の1（現行3分の2）とする。</p>

税目	改 正 内 容
	<p>13 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象住宅の価格要件を引き上げる。</p> <p>14 農住組合の設立要件の緩和に伴う税制上の特例措置の拡充を認める。（法改正時に処理する事項）</p> <p>15 精神保健法及び児童福祉法の改正による社会福祉事業の追加に伴う税制上の特例措置の拡充を認める。（法改正時に処理する事項）</p> <p>16 一般農地に係る固定資産税及び都市計画税の平成6年度から平成8年度までの負担調整措置については、平成3年度から平成5年度までと同様の措置を講ずる。</p> <p>17 新世代通信網を構成する電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。</p> <p>18 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置</li> <li>(2) 職業訓練法人が認定職業訓練の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置</li> <li>(3) 離島以外の国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置</li> <li>(4) 救急医療用機器に係る固定資産税の課税標準の特例措置</li> <li>(5) 地方卸売市場の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置</li> <li>(6) 農住組合が取得する農業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置</li> <li>(7) 外貿埠頭公社が外貿埠頭公団から承継した業務用資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置</li> <li>(8) 廃棄物再生処理設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置</li> <li>(9) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画による災害対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置</li> <li>(10) 電線類の地中化のための新規設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置</li> <li>(11) 食品流通構造改善促進法に基づく認定計画に従って事業協同組合等が取得する共同利用に供する機器及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置</li> <li>(12) 民間事業者の能力の活用により整備される特定施設等に係る固定資産税の課税標準の特例措置</li> </ul> <p>19 公益法人が地域産業創造基盤整備センターにおいて、中小企業事業団の資金の貸付けを受けて取得する共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の軽減措置の適用期限を2年延長する。（市町村において自主的に処理する事項）</p> <p>20 繊維工業構造改善臨時措置法に規定する構造改善事業計画等に基づき特定組合等が取得する試験研究用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を延長する。（法改正時に処理する事項）</p> <p>21 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公害防止用設備に係る固定資産税の非課税措置について、鉱山に設置される粉じん処理施設及び特定粉じん処理施設の課税標準を価格の6分の1としたうえ、その適用期限を2年延長する。</li> <li>(2) 鉄道事業者等が取得する新たに製造された車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象車両の範囲を見直す。</li> <li>(3) 鉄道事業者が公共事業に係る政府の補助を受けて雪崩、落石等による災害の防止のために敷設した鉄道に係る線路設備に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間</li> </ul>

税 目	改 正 内 容
	<p>価格の2分の1（現行3分の1）、その後の5年間価格の4分の3（現行3分の2）とする。</p> <p>(4) 農林漁業団体が発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産の範囲を見直したうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(5) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、産業廃棄物処理施設のうち、廃油又は廃プラスチック類の処理施設の課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とし、一般粉じん処理施設の課税標準を価格の3分の2（現行3分の1）とし、騒音防止用施設の課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とするとともに、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定施設に係る汚水処理施設の優良更新設備を対象から除外したうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(6) バイオテクノロジーの試験研究用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象設備の範囲を見直したうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(7) 鉱工業技術研究組合の機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象設備の取得価額要件を設定したうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(8) 東京国際空港、新東京国際空港及び関西国際空港において航空運送事業者が航空運送事業の用に供する家屋又は償却資産のうちこれらの空港の機能の増進に著しく資するものに係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象設備の取得価額要件を1,200万円超（現行1,000万円超）に引き上げる。</p> <p>(9) 旅客会社等が基盤整備事業に伴い取得した家屋又は償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象範囲を見直す。</p> <p>(10) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅の敷地に係る固定資産税の減額措置について、対象貸家住宅の床面積要件を見直す。</p> <p>(11) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得する新築住宅等に係る固定資産税の減額措置について、対象住宅の床面積要件を見直す。</p> <p>22 信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を廃止し、課税標準を価格の2分の1とする。      (なお、これに当たっては、特に中小団体に配慮して所要の経過措置を講ずる。)</p> <p>23 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に規定する特定物質の排出抑制・回収設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を、所要の経過措置を講じたうえ、廃止する。</p> <p>24 次に掲げる固定資産税の課税標準の特例措置等を廃止する。</p> <p>(1) 工業用水道等への転換設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>(2) 日本電信電話株式会社が日本電信電話公社から承継した業務用資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>(3) 新規の第一種電気通信事業者が取得する電気通信回線設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>(4) 日本国有鉄道改革法の規定による指定を受けた法人で電気通信に関する業務を行うものが日本国有鉄道から承継した電気通信回線設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>(5) 日本国有鉄道改革法の規定による指定を受けた法人で電気通信に関する業務を行うものが基盤整備事業に伴い旧資産に対応するものとして取得した電気通信回線設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置</p>

税目	改正内容
	<p>(6) 住宅街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する新築住宅に係る固定資産税の減額措置</p> <p>(7) 共同利用医療用機器に係る固定資産税の軽減措置（市町村において自主的に処理する事項）</p>
7. 特別土地保有税	<p>1 奄美群島における集会施設又はスポーツ施設の用に供する土地に係る非課税措置を講ずる。</p> <p>2 小笠原諸島における集会施設又はスポーツ施設の用に供する土地に係る非課税措置を講ずる。</p> <p>3 大阪湾臨海地域開発整備法の開発地区で整備される一定の中核的施設の用に供する土地に係る非課税措置を講ずる。</p> <p>4 水道水源水域の水質保全に係る汚水処理施設の用に供する土地に係る非課税措置を講ずる。</p> <p>5 広域臨海環境整備センターの一定の業務の用に供する土地に係る非課税措置を講ずる。</p> <p>6 民間都市開発推進機構が取得し、保有する民間都市開発事業見込地について、税額を3分の1とする特例措置を講ずる。</p> <p>7 頭脳立地法に基づく特定事業の用に供する土地に係る非課税措置について、その適用期間を承認の日から7年（現行5年）としたうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>8 貸家の用に供する住宅又は中高層耐火建築物である住宅の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、対象住宅の価格要件を引き上げる。</p> <p>9 地域振興整備公団又は土地開発公社が譲渡契約の解除等により取得する土地に係る非課税措置を講ずる。</p> <p>10 次に掲げる非課税措置等の適用期限を2年延長する。</p> <p>(1) 農村地域工業等導入地区における工場用地等に係る非課税措置</p> <p>(2) 筑波研究学園都市内の民間研究施設の敷地の用に供する土地に係る非課税措置</p> <p>(3) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の拠点地区において産業業務施設及び教養文化施設等の用に供する建物等の用に供する土地に係る非課税措置</p> <p>(4) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく特定施設の用に供する土地に係る非課税措置</p> <p>(5) 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法に基づく公益的施設の用に供する土地に係る非課税措置</p> <p>(6) 空港周辺整備機構が航空機騒音防止法に規定する業務の用に供する土地に係る軽減措置</p> <p>(7) 造船業基盤整備事業協会が保有する業務用土地に係る軽減措置</p> <p>(8) 民間事業者の能力の活用により整備される特定施設の用に供する土地に係る非課税措置</p> <p>11 次のとおり非課税措置を縮減合理化する。</p> <p>(1) 首都圏の都市開発区域において新增設された工場用の建物の敷地の用に供する土地に係る非課税措置の適用期間を指定の日から3年（現行5年）に縮減する。</p> <p>(2) 低開発地域工業開発地区における工場用地に係る非課税措置について、対象設備の取得価額要件を2,500万円超（現行2,300万円超）に引き上げたうえ、その適用期限を2年延長する。</p>

税目	改正内容
	<p>(3) テクノポリス地域（高度技術工業集積地域）における工場及び研究所の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、対象設備の取得価額要件を7億円超（現行5億円超）に引き上げたうえ、その適用期間を承認の日から12年（現行10年）とする。</p> <p>12 工業用水道等への転換設備の用に供する土地に係る非課税措置を廃止する。</p> <p>13 三大都市圏の特定市の市街化区域における課税の特例措置（ミニ保有税）の対象となる土地の取得の期限を平成5年12月31日（現行平成6年3月31日）とする。</p> <p>14 農業組合の設立要件の緩和に伴う税制上の特例措置の拡充を認める。（法改正時に処理する事項）</p> <p>15 精神保健法及び児童福祉法の改正による社会福祉事業の追加に伴う税制上の特例措置の拡充を認める。（法改正時に処理する事項）</p> <p>16 繊維工業構造改善臨時措置法に規定する構造改善事業計画等に基づく共同施設の用に供する土地に係る税制上の措置を認める。（法改正時に処理する事項）</p> <p>17 小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島の地域へ帰島する者が取得する土地に係る非課税措置を延長する。（法改正時に処理する事項）</p> <p>18 特定農産加工業経営改善臨時措置法の延長に伴い、所要の措置を講ずる。（法改正時に処理する事項）</p> <p>19 保安林整備臨時措置法の延長に伴い、所要の措置を講ずる。（法改正時に処理する事項）</p>
8. 自動車取得税	<p>1 平成7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められたアンチロック・ブレーキング・システムの装備についての保安基準に適合しない中型トラクタ又は大型トレーラを廃車して新たに取得する当該保安基準に適合する中型トラクタ又は大型トレーラに係る税率を、平成6年4月1日から平成7年8月31日までの間に取得した場合に限り、現行税率から0.3%控除した率とする特例措置を講ずる。</p> <p>2 NO<sub>x</sub>法の特定地域において、NO<sub>x</sub>法の特定自動車排出基準に適合し、かつ、最新排出ガス規制に適合する自動車に買い換えた場合の税率の特例措置について、対象となる自動車の範囲を拡充する。</p> <p>3 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る非課税措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>4 メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>5 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について、適用対象となる地域を限定したうえ、2年延長する。（都道府県が自主的に処理する事項）</p> <p>6 昭和54年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック又はディーゼルバスを廃車して新たに買い換えた昭和63年以降の自動車排出ガス規制に適合するトラック又はバスに係る税率の特例措置を廃止する。</p>
9. 軽油引取税	<p>1 パークたい肥製造業を営む者がその事業場内で一定の機械の動力源の用に供する軽油について課税免除措置を講ずる。</p> <p>2 航空運送サービス業を営む者に係る課税免除措置について、対象となる空港に関西国際空港を追加する。</p>

税目	改正内容
10. 事業所税	<p>1 水道水源水域の水質保全に係る一定の汚水等処理施設に対し、資産割及び新增設に係る事業所税の非課税措置を講ずる。</p> <p>2 広域臨海環境整備センターの事業の用に供する一定の施設に対し、資産割及び新增設に係る事業所税の非課税措置並びに従業者割の課税標準の特例措置を講ずる。</p> <p>3 大阪湾臨海地域開発整備法に基づく開発地区において整備される一定の中核的施設に対し、新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。</p> <p>4 高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、所要の税制上の措置を講ずる。（法改正時に処理する事項）</p> <p>5 児童福祉法の改正による社会福祉事業の追加に伴う税制上の特例措置の拡充を認める。（法改正時に処理する事項）</p> <p>6 農業組合の設立要件の緩和に伴う税制上の特例措置の拡充を認める。（法改正時に処理する事項）</p> <p>7 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく特定施設に対する資産割及び新增設に係る事業所税の非課税措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>8 繊維工業構造改善臨時措置法に規定する構造改善事業計画等に基づく共同施設に対する資産割及び新增設に係る事業所税の非課税措置の適用期限を延長する。（法改正時に処理する事項）</p> <p>9 次に掲げる施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>(1) 知識融合開発事業の用に供する施設</p> <p>(2) 沖縄振興開発特別措置法に基づく自由貿易地域において整備される一定の施設</p> <p>(3) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく拠点地区において整備される教養文化施設等</p> <p>(4) 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法による特定分野への進出計画に基づく事業の用に供する一定の施設</p> <p>(5) 中小企業流通業務効率化促進法に基づく流通業務効率化事業の用に供する一定の施設</p> <p>(6) 民間事業者の能力の活用により整備される特定施設</p> <p>10 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく経営改善措置計画等に従って行う事業の用に供する一定の施設に対する資産割及び従業者割並びに新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置を延長する。（法改正時に処理する事項）</p> <p>11 旅客会社等が日本国有鉄道清算事業団から基盤整備事業によって譲渡を受けた事業所用家屋に対する新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>12 財団法人日本木材備蓄機構が行う事業に対する非課税措置を廃止する。</p> <p>13 頭脳立地法に基づき整備される特定事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置を廃止するとともに、新增設に係る事業所税の非課税措置について、対象となる新築の期間を集積促進計画承認後7年間（現行5年間）としたうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>14 環境事業団から建設譲渡を受けた集団設置建物に係る資産割の非課税措置について、対象施設の範囲を見直したうえ、その適用期限を2年延長する。</p>

税 目	改 正 内 容
11. 国民健康保険税	1 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、被保険者（世帯主を除く。）の数に乘すべき金額を23万5千円（現行23万円）に引き上げる。
12. その他	1 世界都市博覧会の開催に伴い、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税及び事業所税の非課税措置を講ずる。 2 移転価格税制の適用に伴う法人住民税及び法人事業税の減額更正の額について、繰越控除制度を導入し、還付期間の特例措置を講ずる。

# 平成六年度予算編成大綱

## 連立与党

### 平成六年度予算編成基本方針

我々は、まさに歴史の大きな曲がり角に来ている今日、冷戦終結後の国際社会や国民ニーズの急速な変化に対応し、「責任ある改革」を推し進めることを任務とする新たな連立政権を発足させた。この連立政権にとっては、国民の期待に応えるべく、外交、防衛など、国の基本施策は継承しつつ、活力ある福祉文化社会の建設を目指し、経済社会構造の大胆な変革に向けて歩を進めることが重要な課題である。

一方、バブル経済の崩壊もあって今やわが国経済は、深刻な不況に立ち至り、わが国財政は危機的状況に陥っている。来るべき二世紀を展望しつつ、政治改革、経済改革、行政改革を着実に進め、活力ある高齢化社会の

建設、国際社会に信頼される国づくりを行うため、財政の果たすべき役割は大きく、その対応力の回復を図らなければならない。そのためにも、まず景気の速やかな回復を図るために、景気の速やかな回復を図るために、財政の健全性の確保に意を用いることとする。

平成六年度予算は越年編成となつたが、わが国の経済を平成六年度には本格的な回復軌道に乗せ、平成七年度以後の安定成長を確実なものとするために可能な限り有効な施策を展開していく必要があり、このため、新たに第三次補正予算を組み、年度変わりの春先に向けて切れ目のない財政出動を行うこととする。

更に平成六年度予算編成に当たっては、厳しい財政事情を踏まえつつ、新しい連立政権に相応しい将来への明るい展望の開かれる内容の予算編成とすべく、以下の基本方針に基

づき、限られた財政資金の重点的・効率的な配分について最大限の努力を払っていくこととする。

1 経済情勢がますます厳しい状況にあることを踏まえ、中小企業の経営や雇用の安定などに配慮した景気回復を強く目指した予算とする。

2 将來の硬直的・固定的な配分に陥りがちであった予算編成を転換し、物心両面における国民生活の向上を目指す生活重視型予算を編成することとし、過去の政策の優先順位、歳出の配分を見直す。

3 都市、地方を通じて快適で住みよい生活環境の実現を求める国民ニーズに応じ、社会資本の拡充を図ることとし、その際省庁の枠を超えて、事業内容の優先度を検討することにより、公共事業の配分の見直しに取り組む予算とする。

4 ウルグアイ・ラウンド終結後の新たな国際環境の下で農林水産業の将来を切り拓き、「新政策」を踏まえ、食料供給、環境、国土保全、地域社会の維持などの機能に配慮しながら、担い手の育成、中山間地域対策等、関連施策の充実を図り、農林水産業に携わる人々が生きがいを見出すことの出来る予算とする。

5 都市住民の抱える住環境の整備、通勤通学混雑の緩和などの問題解決を目指すと同

時に、生活条件についての地域間格差の是正についても、従来に増して配慮した予算とする。

6 交流基盤の整備により、地方分権の推進、

国土の均衡ある発展をはかり、一極集中や地方経済の疲弊を是正し、国民が等しく豊かな生活を送れる社会をつくる予算とする。

7 わが国は世界平和と繁栄の達成のために貢献する立場にあるという自覚に立ち、O D A、地球環境保全、科学技術の振興のほか、人口、麻薬、AIDSなど、人類が抱える新しい課題に積極的に取り組む予算とする。

8 國際社会の構造変化を念頭に置き、近隣諸国からも信頼される国づくりを目指し、

世界の平和と軍縮のために責任と役割を担いつつ、中期防衛力整備計画の下、効率的で節度ある防衛力整備を図ることを基本とした防衛予算とする。

9 高齢者や障害者が青少年や健常者と共に暮らすことのできる長寿社会づくりを目指し、これが持続的に継続できるような年金、医療・福祉制度などの整備やゴールドプランの積極的な実施を初めとした看護・介護体制の充実などに取り組む予算とする。

10 国によって立つ基盤は人づくりにあるといふ認識のもとに、成熟社会の形成という新しい時代にふさわしい教育を推進すると

ともに、女性をはじめ各界各層の能力が生かされる社会建設、文化・芸術など先進国として欠くことの出来ない分野などに配慮した予算とする。

11 エネルギーについては、徹底した安全管理の下における安定的確保に責任を果たすとともに、新エネルギーの開発に努める予算とする。

12 補助金等の整理合理化や規制緩和の促進など、国・地方を通ずる行財政改革の更なる推進を図る予算とする。

I 深刻な不況に対応し、雇用の安定や中小企業の発展を図る。

## 1. 雇用の安定を図り、働きがいとゆとりと安心のある社会の実現

景気の低迷に伴う厳しい雇用情勢の下で、雇用の安定を図るための対策を機動的に実施するとともに、今後の構造変化に適切に対応するため、総合的な高齢者対策、高度な産業ループrogramにに基づき、雇用調整助成金の活用等による企業の雇用維持努力の一層の支援、中高年齢離職者を中心とした早期再就職の促進、地域や中小企業における新たな雇用機会の開拓に対する積極的な支援など総合的な雇用対策を推進する。

### (2) 雇用をめぐる社会経済の変化に対応した雇用保険制度の改正

高齢化の急速な進展、女子の職場進出等雇用をめぐる社会経済の変化に対応し、高齢者や女子の雇用継続の援助、促進等を図るために、雇用継続給付制度（高年齢雇用継続給付、育児休業給付）の新設や失業給付制度の充実を開発等を推進する。

また、個性、能力を生かした豊かな勤労者生活を実現するため、労働時間の短縮、職場における安全と健康の確保、勤労者福祉対策、

女性、パートタイム労働者、障害者等が能力を發揮できる環境の整備を行う。さらに、国際社会に対し、相互理解の推進や積極的な貢献を図る。

1 雇用情勢の変化に即応した対策の推進と高齢化等今後の構造変化への適切な対応

(1) 雇用の安定を図るための対策の機動的な実施

昨年十一月にとりまとめた「雇用支援トータルプログラム」に基づき、雇用調整助成金の活用等による企業の雇用維持努力の一層の支

充実を図るとともに、高齢者の多様な形態による就業を可能とする施策、定年退職後等における臨時的、短期的な就業の場の確保そのための施策等の実施により、高齢者が六五歳まで現役として働くような環境づくりの促進を図る。

(4) 高度な産業・雇用構造を実現するための対策の推進等

中長期的な労働力供給制約に対応し、より少ない労働力で高い生産・サービスを生み出せる雇用構造の創出、産業間における労働力の適正配置を実現するための施策を推進するとともに、沖縄雇用対策、季節・出稼労働者対策を含め総合的な地域雇用対策を推進する。

(5) 構造変化に適切に対応できる職業能力開発の推進

生涯能力開発センターの整備、職業能力習得制度（ビジネス・キャリア制度）の段階的実施等により、ホワイトカラーを中心とした職業能力開発を推進するとともに、企業・労働者の自主的な職業能力開発の促進、公共職業能力開発施設における高度で多様な教育訓練機会の提供、技能が尊重される社会の実現に向けた対策等の職業能力開発施設を推進す

る。

2 ゆとりが実感でき、安心して働く労働者生活の実現

(1) 労働時間の短縮をはじめとする労働条件の改善

ゆとりある労働者生活を確保するため、改正労働基準法の円滑な施行、中小企業に重点を置いた週四〇時間労働制への全面的な移行に向けた助成措置の一層の充実、業種や職種ごとの実情に応じた対策等により労働時間短縮を推進するとともに、労働条件の改善対策等を推進する。

(2) 職場における安全と健康の確保及び的確な労災補償の実施

建設業をはじめとする災害多発業種等に対する労働災害防止対策、産業保健活動の活性化はじめとする労働者の心身両面にわたる健康確保対策、快適な職場環境の形成の促進等の施策を推進する。

また、重度被災労働者に対する介護施策の充実等的確な労災補償を実施する。

(3) 快適通勤の実現等労働者福祉の充実

首都圏の通勤混雑を緩和し、労働者の快適通勤を実現するため、時差通勤、フレックスタイム制等の普及促進などをを行うとともに、リフレッシュ休暇制度の普及促進、労働者のボランティア活動参加のための環境整備等に

より労働者の自由時間充実対策を推進する。

また、中小企業労働者への啓発・援助等により労働者財産形成促進制度の一層の充実を図る。

3 多様な個性、能力が發揮できる環境の整備

(1) 男女の雇用機会均等の確保等女性が能力を発揮できる環境の整備

男女雇用機会均等法の一層の定着に努めることとするが、特に、新規学卒女子に係る募集・採用における機会均等確保対策を推進する。さらに、男女の固定的な役割分担意識など、女性がその能力を十分発揮し活躍することを妨げている問題点を解消するための環境条件を整備する。

(2) 勤労者の職業と家族的責任の両立支援策の充実

介護休業制度等の普及促進及び法制化を含めた対策の検討、育児休業等に関する法律に基づく育児休業制度の定着、国際家族年を契機とした家族的責任を有する労働者施策の充実など、職業と家族的責任の両立支援策の充

## 実を図る。

(3) パートタイム労働法の円滑な施行等パートタイム労働対策の総合的な推進

パートタイム労働法及び指針の周知徹底を図るとともに、短時間労働援助センターの雇用管理改善等援助事業の実施、労働力需給調整機能の強化（パートバンクの増設等）、労働条件対策の推進等総合的なパートタイム労働対策の推進を図る。

(4) 若年者の働きがい実現に向けた対策の推進  
若年者の職業意識を啓発し、適切な職業選択を支援するとともに、新規学卒者の採用内定取消し等の防止のための施策を推進する。また、充実した職場生活、自由時間生活を送ることができるよう、勤労青少年福祉対策を推進する。

若年者の職業意識を啓発し、適切な職業選択を支援するとともに、新規学卒者の採用内定取消し等の防止のための施策を推進する。

## 職業生活援助等対策の推進

炭鉱労働者雇用対策、漁業離職者対策、駐留軍関係離職者対策等を推進するとともに、失業対策事業の適正な運営を図る。

(3) パートタイム労働法の円滑な施行等パートタイム労働対策の総合的な推進

パートタイム労働法及び指針の周知徹底を図るとともに、短時間労働援助センターの雇用管理改善等援助事業の実施、労働力需給調整機能の強化（パートバンクの増設等）、労働条件対策の推進等総合的なパートタイム労働対策の推進を図る。

## 5 国際社会への積極的貢献

(1) 国際的な相互理解の積極的推進と国際協力等の展開

最近の国際情勢の変化を踏まえつつ、わが国の国際的地位にふさわしい国際協力や国際交流を積極的かつ総合的に展開し、相互理解を一層促進するとともに、企業活動の国際化への対応等を図る。

(2) 技能実習制度等の円滑な実施

開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力する観点から、技能実習制度の一層の推進を図るとともに、外国人研修事業の実施及び研修生受け入れ企業等に対する支援を推進する。

## 6 労使の合意形成の促進

産業労働懇話会等の労使の対話の場を活用する等により、労使の相互理解と信頼を強化するための環境づくりを推進する。

## 2. 厳しい環境変化に対応した中小企業政策の展開

中小企業をめぐる経営環境は、昨今の厳しい景況に加え、リストラクチャーリングの動き、経済の国際化の進展等による経済構造の変化により、一層厳しいものとなっている。

かかる状況の下、我が国経済の活力の源泉である中小企業が、持ち前の機動性を発揮しき続き健全な発展が遂げられるよう、今般決定した景気対策の早急かつ着実な実施を含め、総合的な中小企業対策を強力に推進する。

これらの課題に挑戦していくことにより、引き続き健全な発展が遂げられるよう、今般決定した景気対策の早急かつ着実な実施を含め、総合的な中小企業対策を強力に推進する。

### 1 中小企業の経営基盤の強化

低水準の生産・出荷、遅れる在庫調整、設備投資の落ち込み、円高の影響等中小企業の景況が引き続き予断を許さない状況にあることにかんがみ、政府系中小企業金融機関、中小企業信用保証公庫及び信用保証協会への出資等、昨今の景況に配慮した中小企業の経営基盤の強化のための措置を講ずる。

## 2 小規模企業対策の推進

小規模事業者を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、小規模企業対策の中核的な扱い手である商工会・商工会議所が行う経営改善普及事業等の充実を図るとともに、小規模事業者支援促進法に基づく支援機能を強化する。

## 3 中小企業の新分野進出等の円滑化

昨今の厳しい景況に加え、急激な円高の進行を契機として、大企業等の海外生産の増強、部品生産の内製化等の構造的問題が顕在化している。こうした中で、中小企業が活路を切り開いていくために必要な新分野進出等の円滑化を図るため、総合的施策を引き続き展開する。

## 4 新規事業支援

我が国経済の活力を維持するという観点から、バイタリティあふれる中小企業の市場参入を支援する。

## 5 中小企業の海外展開の円滑化推進

内外の潮流に対応し、海外展開を図る中小企業の取組みを円滑化するため、専門家によるアドバイス等、情報提供面での所要の支援策を講じる。

## 6 中小企業の活性化支援の推進

我が国経済の活力である中小企業の活性化を引き続き支援するため、中小商工業対策、時短・労働力確保対策、組織化対策、中小企業関係の基礎的調査等の着実な推進を図る。

## II ウルグアイ・ラウンド終結後の新たな国際環境の下で農林水産業の未来を切り拓く。

### 1. 新時代に対応する農林水産業の力強い展開と住みよい農山漁村の形成

我が国は農林水産業及び農山漁村は、国民生活に欠かせない食料の安定供給、国土・自然環境の保全、景観や伝統文化等の豊富な資源を活用したゆとりある生活や余暇空間の提供といった多面的な機能を果たしている。

しかるに、昨年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉の調整案の受入れにより、米

については関税化の特例が認められたものの、ミニマム・アクセスが導入されるとともに、米以外の農産物について関税化を受け入れるなど、我が国農業・農村は一段と厳しい環境に置かれることとなつた。加えて、高齢化の進行、耕作放棄地の増加や、更には昨年の灾害等による農家経済、地域経済への深刻な影響などの現状に直面している。

このような事態に対処し、農業・農村の将来展望が拓けるよう、農業の体質を強化して魅力ある産業として確立し、活力ある農村の実現を図るために、「新農政」の方向に沿つた各般の施策の本格的な展開を図るとともに、農家の方々に不安や動搖をきたさないよう、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う国内対策に万全を期する必要がある。

また、林業・水産業についても、地球環境時代にふさわしく、国土・自然環境の保全、水資源のかん養等の多面的かつ重要な機能を有する森林の整備・保全の推進、生命の源である海の恵みを活かした水産業の振興と優れた海洋・海岸環境の保全整備等の施策の展開を図る必要がある。

### 1. ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う当面の対策について

ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う国内対策については、今後、関係者の意見を十分踏まえながら検討し、具体化を図ることとしているが、新たな国境措置の下で、我が国農林水産業の力強い展開を期していくためには、

早急に構造改革を実現し、経営体質を強化していくことが必要である。このため、六年度当初予算においても可能な限り当面の緊急対策を講じることとし、扱い手の育成強化、中山間の活性化対策等の施策について格段の厚

みを増すよう充実強化を図る。

## 2 農林水産公共事業の積極的な推進

農林水産公共事業は、国民に対する安全な食料の安定供給、緑と水に富んだ国土づくりや農山漁村の生活環境の整備等を通じて国民生活に密着し、国民全体がメリットを享受できる事業であり、また、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意が成立したことを踏まえ、国際化の急速な進展に対応して、農林水産業の体質の強化、農山漁村の社会基盤の整備を早急に実施しなければならない緊急性にかんがみ、農林水産公共事業の積極的な推進に万全を期する必要がある。

### 3 国民生活に欠かせない食料を安定供給する担い手の育成対策の充実

(1) 経営体育成のための総合的融資制度の確立

農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画の認定を受けた農業者の経営の展開に必要な長期資金や運転資金を低利で融通するための新たな資金制度を創設し、その際、より一層農家負担の軽減に資するよう特段の配慮を払う。

(2) 担い手を核とした農業構造の確立の推進

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業

経営体を早急に育成するため、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の策定を早期に完了するとともに、担い手の経営改善計画の策定や研修等を支援するための市町村段階における活動等を実施する。

#### (3) 農地流動化促進のための施策の強化

法人化推進のための農地の現物出資による農業生産法人の育成、担い手の負担軽減のため農地を一時貸し付けた後に売り渡す農地保有合理化促進特別事業、円滑な離農と担い手への農地集積を図る農地信託等事業等の着実な推進により農地の流動化を促進する。

#### (4) 担い手育成のための農業構造改善事業の推進

担い手を早急に育成するため、地域における農業類型に応じ、経営指導、研修と有機的連携を図りつつ、経営の基礎的条件である生産基盤や各種施設の整備等を短期間に集中的に実施する農業構造改善事業を推進する。

(5) 青年農業者対策の強化

青年農業者の就農を支援するための無利子の青年農業者等育成確保資金について拡充を図ることともに、中学校における農業教育を充実する。

4 高生産性農業の実現と担い手の育成に資する農業基盤整備の推進

高生産性農業の実現を図るため、第四次土

地改良長期計画の積極的推進とともに、ほ場の大区画化等担い手の育成に資する生産基盤の整備を加速的に実施する。

また、基盤整備が十分でない地域において、ほ場の大区画化を短期間で実施し、担い手への農地の利用集積を促進する新方式を導入す

るとともに、担い手への農地の集積を条件として、基盤整備の農家負担を大幅に軽減する無利子資金制度の積極的活用を図る。

さらに、土地改良負担金の償還円滑化を図るための基金の造成の最終年度として、これに要する経費を確保する。

## 5 中山間地域・山村等の活性化対策

中山間地域の農業者が新規作目を導入し、実際収入が目標収入を下回った場合に當農の継続に必要な経営費を融通する中山間地域経営改善・安定資金について、より円滑な活用が図られるよう努める。

また、農地と森林の保全や人材育成など特定農山村法に基づく活性化基盤整備計画に掲げる中山間地域の活性化のための市町村の自立的なソフト活動を地方財政措置との連携により支援するとともに、ハーブや薬用作物など地域特産物を活用した村おこし活動について、地域の創意工夫に基づき実施する事業を推進する。

指して経営の安定、高度化を図るため、地域の活性化の優良事例や創意と工夫に満ちた経営を行っている人材等の情報を全国レベルで提供する等情報化の基盤を整備するほか、生産基盤及び集落排水等の生活環境の総合的な整備を推進する。

## 6 立ち遅れている農村地域の生活環境の整備

### (1) 集落排水事業の推進

二一世紀初頭までに農村地域の整備水準を中心都市並みに引き上げることを目標に、農業集落排水事業を積極的に推進する。

### (2) 美しいむらづくりの推進と快適な農村空間の形成

地域の住民が自分の村に誇りを持って快適に生活できるようにするため、石づみ水路などの景観や環境に配慮した整備や、伝統家屋の保存修復などの伝統文化に配慮した整備による「美しいむらづくり」を推進する。

また、うるおいのある快適な農村の居住空間を形成するため、ほ場整備の実施と併せて宅地予定地を創出するなど生産基盤の整備と住環境の一体的な整備や、農業用水路やため池を活用してせせらぎ水路やはたるブロックの整備を行うなど農村の豊かな水資源を活かした環境整備を推進する。

### (3) 計画的な土地利用の推進と災害に強い

## 農山漁村の形成

農村社会の高齢化、過疎化等の進展に対応し農村地域の活性化を図るために、優良農地の保全を図りながら農業以外の土地需要にも適切に対応するよう、計画的かつ合理的な土地利用を推進する。

また、台風や豪雨などの被害を受けやすい厳しい自然条件の下でも安定した農業経営を行い、安心して暮らせるよう、安全な地域での集落形成を含め災害に強い生産・生活環境を作るための整備を進める。

## (3) 畜産の振興

### (1) 水田営農の活性化と米需給の均衡

水田営農活性化対策について、米の需給事情に対応して転作面積を緩和し、地域や農業者の意向に即した生産性の高い水田営農を推進するとともに、水稻作付面積の確保のための条件整備を推進する。

また、多様な需要に対応した米づくりの推進により、制度別、用途別の需給均衡を図り、加えて、輸入米の安全性の確保のための対策を実施する。

更に、品質保持の観点から糲貯蔵の方式についての基礎的な調査を実施する。

### (2) 先進的な農業生産の推進

二一世紀に向けた先進的な農業生産体制を確立するため、経営感覚に優れた効率的・安

定的な経営体の育成、生産性の向上及び高品質化の推進に必要な各種施設等の整備を進めます。

また、冷害等の経験にかんがみ、気象条件に左右されない生産体制を構築するため、土づくり、種子の安定確保、生産条件の整備等の事業を緊急実施する。

## 8 環境問題への積極的対応

最近の急激な国際化の進展に対応し、牛肉の国内生産を維持強化するため、肉用牛生産の安定、食肉流通の合理化等を内容とする肉用牛等対策を積極的に推進するとともに、加工原料乳等の価格安定対策を的確に実施する。また、活力ある経営体の育成、酪農労働時間の短縮等対策の強化を図る。更に、草地開発、畜産環境整備等による草地畜産基盤の総合的な整備をこれらの施策と一緒に推進する。

### (4) 農畜産物の消費拡大

学校給食への米穀、牛乳及び果汁の供給等により、これらの農畜産物の消費拡大を図る。

### 8 環境問題への積極的対応

#### (1) 環境保全型農業の推進

地域の話し合いにより、有機物を用いた土づくりや天敵利用による農薬削減など環境保全型農業への取組みを行う市町村に対し、無利子資金の活用やたい肥舎などの整備による

支援を図る。

また、家畜ふん尿の良質堆きゅう肥化との有効利用等を推進する。

#### (2) 農村地域水質保全対策

農地（休耕田）やアシ、ヨシの持つ自然浄化機能の活用などにより、公共用水域に流入する農業用排水の水質浄化対策を総合的に推進する。

#### 9 技術の開発・普及による農業生産の効率化と労働時間の短縮

##### (1) 革新的農業機械の開発・実用化・利用促進等

他産業並みの労働時間の短縮を実現し、農業を若い人にとっても魅力ある産業としていくため、革新的な農業機械の開発・実用化や

新しい農業技術の現場への導入を推進する。経営感覚に優れた経営体の育成等を強力に推進するため、普及事業について、対象の重視化、活動手法の多様化等の充実により、その効果的かつ効率的な実施を図る。また、養蚕を含めた総合的な普及指導体制を整備する。

##### (3) 統計情報の整備

農林水産行政の新たな展開方向、情報処理・通信技術の発達等を踏まえ、統計情報の整備を図る。また、一九九五年農業センサスを実施する。

#### 10 消費者対策の充実と食品関連産業の振興

(1) 輸入食品の監視機能の強化  
輸入食品の安全性に関する分析体制の整備・充実を図るとともに、表示の適正化のための点検活動を実施する。

##### (2) 食品に係る被害防止と救済対策

消費者が安心できる食生活をおくれるよう、

食品事故情報のネットワーク化、被害防止への活用や食品の安全性向上に関する新技術の開発実用化などを推進する。

##### (3) 食品流通の構造改善と食品産業の振興

新鮮で高品質な国産農産物等に対する消費者ニーズの高まり等に対処して、卸売市場の整備、中小食品商業の活性化等を推進する。

また、農産加工業の経営改善を引き続き支援するため、特定農産加工法の期限を延長するほか、食品産業の健全な育成を図るための対策を総合的に推進する。

#### 11 農山漁村女性対策の推進

女性の地位向上・能力発揮により地域の活性化を推進するため、女性の農業経営における役割や就業条件を明確にしたルールづくり、女性グループによる農産物加工、販売活動に

また、農業団体の体制を整備する。

農業生産・農村生活の重要な担い手である女性の地位向上・能力発揮により地域の活性化を推進するため、女性の農業経営における役割や就業条件を明確にしたルールづくり、女性グループによる農産物加工、販売活動に対する支援などの対策を推進する。

#### 12 重要政策課題に対応した研究開発の実施

生産性向上や環境問題への取組みなど農林水産業を取り巻く重要政策課題に対応するため、バイオテクノロジーなど先端技術の研究開発の充実を図る。特に、冷害等の異常気象下における農業生産の安定を図るため、適応品種の育成や栽培技術の開発等を進める。

#### 13 農林水産分野の国際協力の推進

開発途上国の多様化したニーズに対応し、生産基盤や流通加工・市場開発等幅広い分野における農林水産関係の国際協力を推進するとともに、地球温暖化、熱帯林の減少、砂漠化の進行等の地球環境問題への取組みの強化を図る。

#### 14 農業経営の安定・改善を図るための条件整備

農業経営の安定化に資するため農業災害補償制度の適切な運営を図るとともに、農業経営の改善に資するため、各種制度資金の融資枠の確保及び内容の充実を図る。

また、農業団体の体制を整備する。

緑豊かな国土の形成と地球環境保全に資するため、森林の整備を推進するとともに、こ

れを支える林業・木材産業の体質強化を図る。

(1) 多様で質の高い森林整備の推進

災害に強く安全な国土づくりを図るため、

治山事業を着実に推進するとともに、森林の環境保全機能に対する国民のニーズを踏まえ、

快適な森林空間の創出、広葉樹林の造成、間伐の促進を図る。

(2) 森林整備活性化資金制度の創設

森林整備の活性化を促進するため、森林施工業規模の拡大と担い手の育成を図る新たな無利子資金制度を創設する。

(3) 林業担い手の育成強化と山村地域の生

活環境の整備

森林の流域管理システムの下で林業事業体の体質強化、機械化の促進、林業労働環境の改善等の措置を講ずるなど、林業担い手の育成強化対策を総合的に実施する。

また、都市部と比べて著しく立ち遅れている山村地域の生活環境の整備を図るため、林道、用排水施設、集落道などの生活環境施設の整備を図る。

(4) 木材産業の体質強化のための施策の充実

国際化に対応した木材産業の体質強化を図るため、国産材の高附加值・低成本生産設備の整備、融資の円滑化、間伐材の利用の促進、木材の新用途の開発等を推進する。

(5) 国有林野事業の経営改善

国有林野事業の累積債務の円滑な処理を図り経営改善を推進するため、一般会計からの繰入を行う。

#### 16 豊かな海の恵みを活かした水産業の振興と漁村地域の活性化

生命の源である豊かな海の恵みを活かした水産業を振興し、活力ある漁村づくりを進めるとともに、優れた海洋・海岸環境の保全・整備を図る。

(1) 水産関係三長期計画の策定

国民に開かれた漁港・漁村の形成や「青く豊かな海」の確保、生活・生産基盤の整備など今後の水産関係事業の指針となる水産関係三長期計画（第九次漁港整備長期計画、第四次沿岸漁場整備開発計画、沿岸漁業活性化構造改善計画）を策定し、事業の積極的推進を

図る。

(2) 生産性の高い水産業の実現による漁村の活性化

沿岸及び養殖漁業の進展等我が国水産業をめぐる情勢の変化に対応した漁港、流通加工施設、漁場等の整備を推進し、漁村の活性化

を図るとともに、「国民が親しめる海の確保」につながる藻場・干潟の造成、砂浜の整備等を実施する。

(3) 漁村における生活環境の整備

都市と比べて立ち遅れている漁村地域の生

活環境の整備を図るため、集落排水、集落道などの整備を漁港の整備とも関連させつつ総合的に実施する。

#### (4) 資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進

水産資源の持続的・合理的な利用を可能とする資源管理型漁業の一層の推進・定着化を図るとともに、ひらめ、まだいなどの回遊性の魚種に重点を置きつつ「つくり育てる漁業」を積極的に推進する。

(5) 漁業経営改善と体質の強化

漁業経営の改善と経営の体質強化を図るため、各種制度資金の融資枠の確保と内容の充実を図る。

### III 社会資本を拡充し、都市・地方を通じて快適で住みよい生活環境の実現を図る。

#### 1. 住宅・社会資本整備の推進

本格的な高齢化社会の到来する二十一世紀を見据え、生活者・消費者の視点に立って、真に国民生活の質の向上に資する生活関連分野への重点化を図りつつ、公共投資基本計画の達成と各種五ヵ年計画の着実な推進を図るとともに内需主導型の経済成長に資するため、

質の高い住宅・社会資本整備を推進する。この場合において、都市・地方を通じ、各地域の特色、施設に対するニーズ等を踏まえた事業の実施を図る。

## 1 國土の均衡ある発展の基礎となる基盤づくり

多極分散型國土の形成を推進するため、交流ネットワークの充実を図るとともに、國土の根幹をなす安全な社会基盤の形成を推進する。

### (1) 國土の均衡ある発展の基盤となる骨格づくり

地域間の活発な交流を促進し、生活の幅を広げる循環型ネットワークを形成する高規格幹線道路、一般国道等の整備を推進するとともに、有料道路事業について、採算性を改善し、利用者負担に配慮した適正な料金水準の確保を図るための公的助成を強化する。

### (2) 安全な社会基盤の形成

高規格堤防（スーパー堤防）の整備等国民の生命と財産を守る事業である治水事業や海岸事業の計画的な推進を図る。特に、昨年、全国各地で発生した水害・土砂災害に対して激甚災害対策特別緊急事業等を推進することにより、再度災害の防止を図る。また、大規模地震や火山噴火への対策、異常渇水に備えるための渇水対策ダム事業を推進する。

## 2 活力ある地域づくり

近年の生活圏域の広域化に対応して地域内の交流を促進するとともに中心都市の集積性を高めることにより、活力ある地域づくりを推進する。

### (1) 地域の機能集積と連携強化を図る幹線道路ネットワークの整備

全国的な高規格幹線道路と一体となって地域構造を強化するための地域高規格道路を軸とした道路ネットワークを整備する。また、地方道路公社の立替施行等を活用して市町村境等において大規模なトンネル・橋梁を重点的に整備する「交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業」の創設等により地域間交流を促進するほか、地域の交流の核ともなる「道の駅」等の道路休憩施設の整備等を推進する。

### (2) 地方拠点都市地域等の整備の推進

地域づくりの課題及びそのための施設整備のタイムスケジュール等を明示したアクションプログラムを圏域単位で策定し、これに基づき総合的・計画的に公共施設の整備を推進する。

### 3 大都市・地方を通じた生活基盤づくり

大都市・地方を通じ、國民がどこに住んでも質の高い生活を送ることのできる基盤づくりを推進する。

(1) バランスのとれた基盤づくりの推進  
地域の実情に応じ下水道事業を推進するとともに、下水道と他の汚水処理施設との調整を図り効率的に下水道を整備するための「全国域汚水適正処理構想」の策定を推進する。

また、通勤、通学、買物等のため必要な道路整備、身近な公園をはじめとする都市公園の整備、床上浸水の解消を図る治水施設の整備等により全国的にバランスのとれた快適でうるおいのある生活環境づくりを推進する。さらに、公共施設と宅地・建築物の一体的整備による魅力ある生活空間の創出を図るため、市街地再開発事業及び土地区画整理事業等により計画的なまちづくりを推進する。

(2) 交通渋滞の解消等円滑なモビリティの確保  
交通需要マネジメントを積極的に行う都市について、パークアンドライド駐車場の整備等新渋滞対策プログラムに基づくハード、ソフト両面にわたる渋滞対策を集中的に行う「総合渋滞対策支援モデル事業」を創設する。

また、鉄道の既設線の連続立体交差化、交差点の立体化、駐車場・駐輪場の整備、バス路線の整備等を推進するほか、都市モノレール等新交通システムの整備を推進する。

(3) 農山漁村における生活環境の整備  
都市・農山漁村を通じ、地域の特性を生かしつつ、安全で快適な生活と活力ある地域社

会を実現することが国民のニーズであり、特に農山漁村地域の活性化を図るため、生活環境の改善、都市地域との連携・交流に資するよう重点的に事業を実施する必要がある。このため、以下のような事業を含め生活環境の整備を総合的に推進する。

- ① 農業生産地と高規格幹線道路のインター チェンジを直結する道路の整備
- ② バス路線等農山村と都市部を直結する道路の整備
- ③ 圃場整備、農業集落排水事業等と一体となつて実施する河川改修、ダム整備等
- ④ 農山村集落を土砂災害等から守る砂防施設、がけ崩れ防止施設等の整備
- ⑤ 農山村地域における公営住宅等の整備
- ⑥ 農山漁村集落を対象とした特定環境保全公共下水道の整備
- ⑦ 農山村地域におけるカントリーパークの整備

#### 4 ゆとりある住まいづくり

真に豊かな国民生活の実現に必要な住生活の充実のため、特に住宅事情の厳しい大都市地域を中心として、ファミリー向けの良質な住宅に重点を置きつつ、住宅・宅地供給の促進を図る。

##### (1) 持家取得の促進等

中堅労働者等が良質な住宅を取得すること

ができるよう、無抽選による貸付けを継続しつつ、貸付限度額の引上げ等住宅金融公庫融資の拡充を図るほか、低廉な住宅・宅地の供給を促進するため、定期借地権方式を活用した住宅の普及を図る。

##### (2) 住宅宅地の計画的な供給促進

住宅宅地関連公共施設整備促進事業を推進するとともに、住宅・宅地開発用地の先行取得のための住宅・都市整備公団に対する出資金制度の拡充、広域多機能都市開発事業（ニュータウン）構想の推進等により住宅宅地の計画的な供給促進を図る。また、宅地開発等と一体的に行われる鉄道新駅の設置等に関する宅地開発業者等の負担に対し補助を行う「鉄道整備一体型宅地開発等促進事業」を推進するほか、住宅アクセス道路の整備、住宅宅地供給に資する治水施設の整備を推進する。

##### (3) 良質な賃貸住宅の供給の促進

大都市地域を中心として需要の大きい特定優良賃貸住宅の供給戸数の拡大を図る。

##### (4) 建替え等による既存住宅ストック有効利用の促進

「公共賃貸住宅建替十箇年戦略」に基づく公共賃貸住宅の建替えを促進するとともに、公団賃貸住宅の建替え促進のための「特定目的の借入公共賃貸住宅制度」の創設等による従前居住者対策の推進及び既設公共賃貸住宅に

おけるエレベーターの設置など住戸改善の推進により既存住宅ストックの有効利用を促進する。

##### (5) 市街化区域内農地の計画的な宅地化と保全

市街化区域内農地緊急整序事業の創設及び生産緑地を活用した市民農園の整備の推進等、市街化区域内農地について、生産緑地としての保全を図りつつ、良好な市街地形成と宅地化の促進を図る総合的な制度として「緑住まちづくり推進事業」を創設する。

##### (6) 居住環境の改善と都心居住の促進

大都市地域の木造賃貸住宅等の密集地区について、市街地住宅の供給等を総合的に推進するほか、既成市街地において、良質な市街地住宅の供給と併せ、美しい市街地景観や快適な居住環境の創出を一体的に進める「住宅市街地総合整備事業」の推進等を図る。

##### (7) 地方定住の促進に資する住宅供給の推進

市町村における住宅マスター・プランの策定を推進するとともに、住宅金融公庫による「まちづくり貢献型融資制度」を創設する。

- (8) 住宅・建築コストの低減

住宅・建築コストの低減を図るための技術開発等を推進する。

## 5 安全な生活空間づくり

豊かな生活や社会経済活動を支える安全性が確保された生活空間づくりを推進する。

### (1) 交通安全対策の推進

一般道路における歩道整備、交差点改良等の交通安全施設等の整備、高速自動車国道における渋滞区間の拡幅等の交通安全対策を推進する。あわせて、高速自動車国道における救急医療活動の充実を図る。

### (2) 水害に強いまちづくりの推進

雨水貯留浸透事業を含め、総合治水対策等の都市内河川をはじめとする治水対策、市街地における浸水防除を図るための下水道事業、河川防災ステーションの整備とハザードマップの作成・公表等による水害に強いまちづくりを推進する。

### (3) がけくずれからの安全性の確保

急傾斜地崩壊防止施設等の整備やがけ地近接等危険住宅の移転の促進等によりがけくずれからの安全性の確保を図る。

### (4) 雪に強いまちづくりの推進

消流雪用水導入事業、雪崩対策事業、積雪対策下水道事業等を推進するとともに、積雪等による冬期交通ネットワーク箇所の解消、冬期歩行者空間確保等のための除雪施設・流雪施設等の整備等により幹線道路の交通を確保し、雪に強いまちづくりを推進する。

## 6 文化性豊かな美しい生活空間づくり

生活者・消費者の視点に立って、地域の個性に応じ、文化性豊かな美しい生活空間づくりを推進する。

### (1) 文化性豊かな美しいまちづくりの推進

市民の生活文化に根ざし地域が主体となって行う美しい街並み・まちづくりを支援する「街並み・まちづくり総合支援事業」を創設

するとともに、キャブ、共同溝の整備による電線類の地中化等を推進し、美しい景観の形成を図る。また、都市や地方の顔となる道路である「シンボルロード」、くらしの安全性向上のため歩行者と自動車が共存する「コミュニティ道路」の整備の推進を図る。

### (2) 水と緑あふれる水辺のまちづくり

市町村の自主性を尊重した総合的河川整備を行う「ふるさとの川整備事業」、「ふるさと砂防事業」の創設等により、地域固有の自然・歴史・文化を生かした水と緑あふれるまちづくりを推進する。また、治水安全度を向上させ、水辺を生かした良好な住宅・宅地の供給を図るレイクタウン整備事業、海岸の環境保全を図りつつ、国民が海と親しみ、集い憩える場（コースタル・コミュニティ・ゾーン）を整備する海岸事業等を推進する。

### (3) 緑の保全・創出

地域の自然・歴史・文化を生かした「新・緑のマスター・プラン」の策定を推進するとともに、良好な樹林地等を保全する緑地保全事業、都市緑化推進事業及び道路・河川等の公共空間の緑化の推進により緑の保全・創出を図る。また、自然環境の保全に配慮した緑あふれる都市斜面対策を推進する。

### (2) 緑の保全・創出

地域の自然・歴史・文化を生かした「新・緑のマスター・プラン」の策定を推進するとともに、良好な樹林地等を保全する緑地保全事業、都市緑化推進事業及び道路・河川等の公共空間の緑化の推進により緑の保全・創出を図る。また、自然環境の保全に配慮した緑あふれる都市斜面対策を推進する。

### (3) 自然との共生

多自然型川づくり及び魚がのぼりやすい川づくりやエコロード整備の推進並びに都市の水循環を確保する貯留浸透施設の設置等を行

## 7 二一世紀に引き継ぐ豊かな環境づくり

豊かな水と緑はうるおいのある環境のシン

ボルであるとともに、二一世紀に引き継ぐべき国民共通の資産であり、その積極的な保全・創出を図る。また、地球環境にやさしいリサイクル社会、省エネ・省資源社会を実現するため環境に対する負荷の軽減に資する社会資本整備を推進する。

### (1) 河川・湖沼等における総合的水環境の改善

河川・湖沼等における総合的水環境の改善

安全な水、きれいな水、おいしい水づくりのため、高度処理を含めた下水道整備や河川浄化等による水質の改善等を図る「清流ルネッサンス二一（水環境改善緊急行動計画）」の推進、「準用河川浄化事業」及び「総合浄化対策特定河川事業」の創設、「特定貯水池流域整備事業」の拡充等により河川・湖沼の水質改善を図る。

う雨水貯留浸透事業の創設等により、生態系や水質を保全し自然との共生を図る。

(4) 環境への影響の軽減に資する社会資本整備

沿道環境整備制度の拡充、環境施設帶、遮音壁等の整備の推進等により、人にやさしいみちづくりを推進するとともに、「再生水利用下水道事業」等の創設、建設発生土、アスファルト舗装、コンクリート構造物等のリサイクルの推進、ソーラーエネルギー活用等施設整備等により省エネ・省資源社会の実現を図る。

8 高齢者・障害者にもやさしい福祉の生活空間づくり

本格的高齢化社会の到来に備え、高齢者・障害者も暮らしやすい生活空間づくりを推進する。このため、所管行政の展開に当たっての指針となる「人にやさしい福祉の生活空間づくり大綱（仮称）」を策定するとともに、高齢者・障害者の生活特性等に配慮した住宅供給・施設整備を推進する。

(1) 高齢者・障害者の住みやすい住宅供給の促進

高齢者・障害者に配慮した住宅に対する住宅金融公庫融資を拡充するとともに、生活支援施設の整備に対する補助によりシニア住宅の供給を促進する。

(2) 余暇空間づくりの推進

生産緑地を活用した市民農園、河川・ダム湖等におけるレクリエーション空間の整備等を推進する。

(2) 高齢者・障害者に配慮した公共空間・建築物整備の促進

幅の広い歩道等の整備、歩道の段差解消等を推進する。また、建築物の移動システムの整備とエレベーター等の昇降装置付立体横断施設の整備等の道路整備を一体的に行う「人にやさしいまちづくり事業」、堤防護岸・海岸護岸の緩傾斜化等高齢者にやさしい水辺づくりを推進するとともに、高齢者・障害者に配慮した建築物の整備の促進のための制度を創設する。

9 家族が一緒に過ごせる余暇空間づくり

職場中心から家族中心へのライフスタイルの変化に対応し、自然とふれあいながら家族と一緒に安らぐことのできる余暇空間づくりを推進する。

(1) 広域的なレクリエーション需要への対応

低廉かつ施設水準の高いオートキャンプ場等宿泊滞在型都市公園の整備と併せ、国営公園内において低廉で質の高い宿泊施設の整備を推進する。

2. 総合的な国土施策の推進

社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、国土行政を総合的、計画的に展開するため、

10 高度情報化に対応した施設整備の推進

高度情報化の進展に的確に対応し、大都市圏、地方圏それぞれの特性に応じた次世代空間づくりを推進する。道路情報板等の道路交通情報システム、河川情報システム等の整備に加え、新たな情報サービスとして路車間情報システム等の実用化を図る等高度情報システムの整備を推進する。

11 公共用地の確保

公共事業の円滑な推進を図るため、必要な公共用地等の確保に関する総合的な公共用地対策を推進する。

12 入札制度の改革と建設産業等の振興など

建設産業の健全な発展・育成に努め、その事業活動の適正化を図るとともに、公共事業の入札・契約制度の改革を推進する。また、建設分野における国際協調の確保を図るとともに、国際協力の推進を図る。さらに、住宅・宅地の供給を促進するため、不動産流通市場の整備を図る。

国土計画、地方の振興、大都市圏の整備、総合的土地対策、災害対策、水資源対策等を積極的に推進する。

### 1 全国総合開発計画の実施等の推進

国民が真にゆとりと豊かさを実感できるようにするため、第四次全国総合開発計画の推進等により、東京一極集中を是正し、多極分散型国土の形成を図る。

### 2 地方振興の積極的推進

(1) 第四次全国総合開発計画の実施等の推進

第四次全国総合開発計画の実施を強力に推進するとともに、国土審議会調査部会で実施している第四次全国総合開発計画の総合的点検の検討結果に基づき新たな国土政策を推進するため、調査・検討を進める。

(2) 新しい国土の軸に関する調査・検討

国土の均衡ある発展を推進するため、新しい国土の軸について、その考え方と国土政策上の位置付けに鑑み、調査・検討を深める。

(3) 土地総合開発の推進

公共事業の効率的かつ整合性をもつた執行を図るため、各事業の進度調整等を行うための国土総合開発事業調整費等を拡充する。

(4) 土地利用計画の充実

平成7年に予定されている第三次国土利用計画全国計画の策定のため、詳細な土地利用の現況等を引き続き調査し、新たな全国計画

の内容を検討するとともに、市町村計画の内容の充実を支援する。

の十分な發揮に向けて、各般の施策を積極的に推進する。

### (3) 離島振興対策の推進

多極分散型国土の形成を図るため、民間活力の活用を図りつつ振興拠点地域の開発整備を推進する。

(4) 奄美群島及び小笠原諸島の振興開発の推進

(1) 地方の魅力の向上と大都市住民の地方回帰の促進

第四次全国総合開発計画の総合的点検を踏まえ、国土全体のあり方を視野にいれつつ、二一世紀を展望した地方振興施策を展開する。

(5) 都市と農山漁村を一体とした地方の総合的整備の推進

(2) 過疎地域等特定地域の振興対策の推進

過疎地域の活性化を図るために、山村地域、半島地域及び豪雪地帯の振興並びに特殊土じょう地帯対策を計画的に推進する。また、中山間地域

(6) 地方の開発促進計画の推進と地方産業の振興

(7) リゾート地域整備の推進

東北、北陸、中国、四国及び九州各地方の開発促進計画に基づく振興施策を推進する。また、新産業都市、工業整備特別地域等地方における産業基盤等の整備を引き続き推進する。

地方の振興を図るとともに、国民のためのリゾート、地域のためのリゾート、自然環境の保全との調和等の理念に立ちながら、多様なリゾート整備を総合的視点の下に着実に推進する。

### 3 大都市圏整備の推進

大都市圏の担うべき全国的・国際的な機能を見据えつつ、その適正配置を進めるとともに、生活環境の改善を図り、住民の快適な暮らしを実現する。

#### (1) 首都機能の移転に関する検討等

首都機能の移転については、国会等移転調査会の調査・審議の推進に努めるとともに、同調査会の審議に資するための調査・検討を都区部からの移転及び民間事務所等の分散を推進する。

#### (2) 大都市圏域の秩序ある整備の推進

首都圏、近畿圏及び中部圏の整備と秩序ある発展を図るため、大都市圏整備計画及び長期ビジョンの推進等に努める。特に首都圏については、次期基本計画の策定を視野に入れつつ、将来の整備のあり方について総合的視点に立って展望作業を実施する。また、大都市地域の総合居住環境の整備、低・未利用地等の有効・高度利用等の促進を図るとともに、工業・大学等及び事務所の適正配置を進める。

#### (3) 主要プロジェクトの推進

業務核都市の整備、東京湾臨海部の開発整備、筑波研究学園都市の育成整備、大阪湾臨海地域の開発整備、関西国際空港関連施設の整備、関西文化学術研究都市の建設、琵琶湖総合開発等大都市圏域における各種主要プロジェクトの推進を図る。

### 4 総合的な土地政策の着実な推進

二十一世紀を展望した豊かな国土づくりを目指して、土地基本法に定められた土地についての基本理念を踏まえ、引き続き、需給両面にわたる総合的な土地対策を着実に推進する。

#### (1) 土地情報の総合的整備

① 土地取引及び課税評価の指標等としての機能の向上を図るため、地価公示地点を大幅に増設する。

#### (2) 地籍調査を引き続き計画的に推進する。

特に、進捗の遅れている都市部について、都市部短期推進モデル事業の導入、民間との協調により地籍整備を推進するための高密度基準点の設置等の推進を図る。

#### (3) 土地利用・土地取引対策の推進

① 市街化区域内農地等について計画的なまちづくりを推進するため、農住組合制度の拡充、農地所有者等に対する支援体制の充実等を図る。

② 都心部等の遊休地について有効かつ適切

な利用を図るため、利用計画策定の推進等を図る。

③ 土地取引の適正化を推進するため、国土利用計画法の機動的かつ弾力的な運用をする。

### 5 災害対策の推進

雲仙岳噴火災害をはじめ、北海道南西沖地震災害等、災害が続く中で、国民が安心して暮らせる安全な国土づくり、防災体制の整備等を着実に推進する。

#### (1) 災害対策の総合的推進

① 最近の自然災害の発生状況にかんがみ、被災地域の生活安定、再建・復興を早期に進めるため、整合性のとれた災害対策を推進するとともに、必要な調整等を実施する。また、防災情報収集・伝達システムの充実・強化を引き続き推進する。

#### (2) 「国際防災の十年」の推進に資するため、国連が主催する「国際防災の十年」世界會議に協力するなど、防災に関する国際協力を推進する。

平成五年に発生した激甚な土砂災害等にかんがみ、かけ崩れ、土石流等による灾害から人命・財産を守るため、総合的な土砂災害対策を強力に推進する。また、火山災害の防止・軽減を図るため、火山噴火災害

危険区域予測図を引き続き整備するほか、火山噴火対策を推進する。

#### ④ 地震災害対策の強化

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業を引き続き促進するとともに、南関東地域における震災対策の一層の推進を図る。また、総合的な津波対策を推進する。

#### (2) 雲仙岳噴火災害対策の推進

雲仙岳噴火災害に対しては、被災者等の生活再建と地域の復興等を支援するため、二分野九八項目の被災者等救済対策を引き続き積極的に推進することとし、その一環として集団移転促進計画が策定された地域について防災集団移転事業を実施する。

#### 6 総合的な水資源対策の推進

良質な水資源の安定的確保を図り、国民が真に豊かさを実感できる社会を築くため、水資源の計画的な開発や合理的な水利利用の推進をはじめとする総合的な水資源対策を推進する。

#### (1) 全国総合水資源計画の総合点検の実施

第四次全国総合開発計画の総合的点検を踏まえ、全国総合水資源計画の総合点検を実施する。

#### (2) 地域水循環改善事業の実施

既存の水資源の適正利用・保全、未活用の

水資源の活用等により、地域固有の水循環システムの再生等を図るための地域水循環改善事業を実施する。

#### 7 北海道総合開発の推進

我が国の長期的な発展に貢献する力強い北海道の形成を目指す第五期北海道総合開発計画に基づき、各種の施策の積極的な展開をする。

なお、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、第二期北方領土隣接地域安定振興計画に基づく施策を総合的に推進する。

#### (1) 農林水産業の生産基盤整備の推進

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を踏まえ、国際化の急速な進展に対応して、農業の体質の強化を図ることが緊急な課題となっている。このため、多様で生産性の高い北海道農業の確立を図ることとし、かんがい排水施設等の整備を進めるとともに、ほ場の大区画化、畑地の総合整備等担い手育成に資する生産基盤の整備を推進する。

また、資源管理型漁業の確立等による水産業の振興、漁村の活性化を図るため、沿岸漁場及び漁港の整備等を推進する。

さらに、森林の有する多面的機能を發揮させるための森林整備や、林業生産活動を促進する林道の整備を推進する。

(2) 高度な交通、情報・通信ネットワークの整備

一日行動圏の拡大を目指す新千歳空港や主要港湾における外国貿易船舶対応の大型岸壁等の整備、高速自動車国道を含む高規格幹線道路の整備等を推進するとともに、地域の生活基盤としての側面にも配慮しつつ、情報・通信システムを含めた道路、港湾、空港等のネットワークの強化を図る。

また、北海道における整備新幹線建設推進準備事業を推進する。

#### (3) 安全でゆとりのある地域社会の形成

① 石狩川水系における大規模治水施設や多目的ダム、火山砂防施設など地域の骨格を形成する根幹的国土保全施設の整備を推進するとともに、災害に強い地域社会の形成を図る。

② 北海道の豊かな自然環境及び歴史的景観や良好な景観の保全、再生、創出を目指すとともに、住宅、公園、下水道等の整備及び冬期の安全な交通の確保等快適な冬の生活環境づくりを進める「ふゆトピア事業」の展開を図り、地域特性に対応した質の高い生活環境の整備を進める。

③ 中核・中核都市及び地方中心都市において、地域の拠点にふさわしい都市づくりを目指す都市バイパスや駐車場など、都市交

通基盤等の整備を促進する。

- (4) 個性と活力に満ちた農山漁村づくりを促進するため、北海道型農山漁村コミュニティの形成を目指す「ニューカントリー事業」等の総合的な推進を図る。

- (4) 北海道東北開発公庫の所要の出融資枠の確保

北海道東北開発公庫の所要の出融資枠の確保など地域政策金融の充実により民間活力を誘導し、北海道における産業の開発振興や産業構造の高度化の促進を図る。

## 8 沖縄振興開発の推進

沖縄の特性を積極的に生かしつつ、引き続き各方面にわたる本土との格差を是正し、自立的発展の基礎条件を整備するとともに、広く我が国経済社会及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図り、世界に開かれた個性豊かで文化の薫り高い地域社会の形成を目指して、平和で活力に満ち、安らぎと潤いのある沖縄県を実現するため、新しい時代に向けて、第三次沖縄振興開発計画に基づく諸事業を積極的に推進することとし、生活・産業基盤としての社会資本整備、地場産業の育成振興等を図る。

- (1) 地理的位置の優位性を生かす  
沖縄県は我が国の南西海域の南北四〇〇km、東西一、〇〇〇kmの広い海域に散在する多数

の島しょから形成され、中国、東南アジア、南西アジア、中近東方面からの南の玄関口の優位的位置を占めているため、我が国南の国際交流の拠点形成を図るために基盤整備を推進する。

- (2) 海洋島しょ性の美しい景観、温暖な気候及び個性豊かな薫り高い文化社会を生かす  
沖縄県は周年温暖な亜熱帯圏のエメラルドグリーンの珊瑚礁の青い海、青い空、白砂の海浜、美しい自然景観と五、六〇年にわたり中國や東南アジア地域との交流を通じて巧みに各地の文化を取り入れ、特異な文化圏を形成している。これらの諸点を生かして、国際的評価に耐え得る観光・リゾート地形形成のための関連基盤の整備を推進する。

- (3) 亜熱帯性の温暖な気候を農業・畜産業・水産業・林業の振興に生かす

沖縄県は我が国で唯一の亜熱帯地域に属するという気候的・地理的条件下にあるため、これを生かして冬春季の野菜、花卉、熱帶果樹、肉用牛等の供給基地の形成を推進するとともに、林業、水産業の振興を図る。

- (4) 安全で潤いのある生活環境の整備、保健医療、教育の充実等の推進を図る

都市化や高齢化の進展、生活の質の向上に対する意識の高まり等経済社会の変化に対応した良好な生活環境の総合的な整備を図り、

離島・過疎地域を含む保健医療の充実に努める。

- また、創造性に富み、国際性豊かな人材の育成を目指して、学校教育等における基盤の整備を図る。

- (5) 国の中心からの遠隔性、広範な海域に散在する離島性、台風、干ばつ常襲地帯の不利性を克服する

① 沖縄県は本土から遠く離れ、かつ、広範な海域に散在する多くの島しょから構成されている。生活物資の安定供給や交通手段の確保を図り、離島性を克服するため、港湾、空港、道路、漁港の整備を推進する必要がある。

② 沖縄県は多雨性気候下にあるが、島々の地形・地勢上河川距離が短く、水資源開発に極めて不利な条件下にあるとともに、台風常襲地帯のため、常に災害の危険におびやかされている。今後とも、水資源開発及び国土保全に積極的な取り組みが求められている。

## 3. 交通体系の整備による豊かな国土づくり

- 1 運輸関係社会資本の整備による豊かな国土づくり  
整備新幹線、幹線鉄道の高速化、都市鉄道

の建設等の「鉄道の整備」、三大空港プロジェクト、地方空港の重点的整備等「空港の整備」、輸入促進、モーダルシフト推進のための「港湾・海岸の整備」を推進する。

(1) 鉄道整備の促進  
二一世紀に向けて、国土の均衡ある発展を図り、豊かさを実感できる国民生活を実現するため、新幹線鉄道、主要幹線鉄道、都市鉄道の整備を推進する。

(1) 整備新幹線の整備  
整備新幹線の建設については、東北新幹線盛岡・青森間、北陸新幹線高崎・長野間、石動・金沢間及び糸魚川・魚津間、九州新幹線八代・西鹿児島間の整備を推進する。また、整備新幹線建設推進準備事業を引き続き推進する。

## ② 主要幹線鉄道の整備

幹線鉄道の高速化、新幹線との直通連転

化等、主要幹線鉄道の整備を引き続き推進する。

## ③ 都市鉄道の整備

大都市における通勤・通学の著しい混雑の緩和や優良な宅地の供給等を図るため、地下鉄、ニュータウン鉄道等の都市鉄道の新線建設や既存線の複々線化、長編成化等による輸送力の増強を推進する。

(2) 空港の整備推進

三大空港プロジェクトとして、新東京国際

空港の整備及び東京国際空港の沖合展開並びに関西国際空港の開港を推進するとともに、多極ネットワーク形成のための地方空港の重点的整備等を推進する。

## (3) 港湾整備の推進

輸入を促進するための外貿ターミナルの整備、モーダルシフトを推進するための内貿ターミナルの整備、市民に開かれた豊かで親しみのあるウォーターフロントの整備、大規模地震対策等の安全対策の推進及び廃棄物の海面処分や建設発生土の広域利用の推進などに重点を置いて港湾の整備を推進する。

また、離島、辺地において生活者重視の視点から生活物資の安定供給や交通手段の確保を図るために港湾整備を推進する。さらに、民間活力を積極的に導入し、港湾再開発の整備等を推進する。

## (4) 海岸事業の推進

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食に対処するとともに、快適でうるおいのある海岸環境を創出し、国土の保全と民生の安定、国民の生活環境の向上を図るべく、海岸事業の推進を図る。

3 豊かさとゆとりを実感できる国民生活の実現  
大都市圏における鉄道の通勤・通学混雑の緩和のための施策の推進、交通ターミナル等における高齢者・障害者等に配慮した施設の整備等を推進し、「人にやさしい交通の実現」をめざすとともに、国際観光の質的な向上、観光レクリエーション施設の整備等による国内観光の振興により、「ゆとりある国民生活の実現」をめざす。  
また、豊かでゆとりある休暇の実現のための施策を推進する。

## 4 國際化の一層の促進と国際社会への貢献

国際的な相互理解と友好の促進を図り、国際的な協力を一層増進するため、観光交流の拡大、国際コンベンションの振興を図るとともに、国際航空路線網の充実を図る。併せて、運輸分野における国際協力等を促進すべく、環境や輸送の安全に係る国際協力、人的交流の促進、民間が行う国際協力への支援等を進めめる。また、外国製品等の輸入環境を改善し、豊かな国民生活を実現するとともに、激化する貿易摩擦を解消すべく、外貿コンテナター

## 2 地域の実情に即した交通網の整備

都市部において、道路交通の混雑緩和、地域環境の改善等を図るために、都市鉄道の輸送力の増強に加え、バス交通の活性化等を推進

するとともに、地方における生活の足である鉄道、地方バス、離島航路及び離島航空路の維持・整備を図る。

ミナル等の輸入関係インフラ及び輸入促進地域の整備を推進する。

効果的な処分を行い、「国鉄長期債務等の処理の推進」を図る。

## 推進を図る。

### 5 環境問題等への取組み

複合一貫輸送施設の整備、内航船舶の整備等によるモーダルシフトの推進、共同配送施設の整備等による地域内物流の効率化、物流拠点の整備の推進等物流の効率化対策や地球的規模の環境問題に対する観測・監視体制の強化等により「環境保全等に資する交通体系の整備等」を図るとともに、タンカーの油流出防止及び船舶からの排気ガス浄化対策、低公害自動車の導入・普及策、空港周辺整備の促進による航空機の騒音対策等の「海洋汚染対策及び交通公害対策等の推進」を図る。

### 7 交通安全対策

運輸の基本である安全の確保に万全を期すため、各輸送機関における安全運行（航）管理制度の充実・強化を図り、航路標識、航空路施設等交通の安全を支える施設の整備を推進するとともに、自動車検査登録体制の整備、鉄道施設の近代化等による輸送機器の安全性の確保等により「安全対策」を推進するほか、自動車事故被害者の「救済対策」を推進する。

### 10 次世代に向けた技術開発の推進

より高度な交通運輸サービスを実現するため、リニアモーターカー、テクノスープーライナー等の技術開発を推進する。また、高度な、気象観測、航空機の管制、船舶・航空機の捜索救助等運輸部門における多様な衛星利用目的に対応した衛星システムの開発を推進する。

### 4. 二一世紀を展望した情報通信政策の展開と国民のニーズに対応した郵政事業の推進

### 8 気象観測体制の整備

気象現象を的確に把握し、自然現象による災害の防止・軽減を図るため、台風・集中豪雨雪等に対する観測・予報体制を充実するとともに、地震、火山に対する監視、観測、研究等の体制の整備を推進する。

光ファイバー、デジタル通信技術等の技術の飛躍的な発展により、我が国はいよいよ高度情報社会を迎えるとしており、官・民の協力のもと、情報化を推進する必要がある。情報通信は、ニュービジネスの展開、雇用の創出、高齢化社会への対応、持続的経済発展、環境保全等、二一世紀に向けた我が国の政策課題を解決するために大きな役割を果たすことから、豊かで活力のある高度情報社会の実現に向け、公共投資による情報通信基盤の整備、情報通信による豊かな社会の実現、的確な対外政策等の推進による国際社会への貢献、情報通信技術開発の推進等、情報通信

### 6 経済社会の構造的課題への対応と運輸産業の健全な発展

経済社会構造の変化等に伴う労働時間の短縮等への対応、漁業離職船員対策、内航船等に対する船員雇用促進対策、中小企業の近代化・構造改善の推進等「労働力確保対策及び中小企業対策の推進」を図るとともに、外航船舶の整備による外航海運対策、船舶輸出の確保、技術開発の推進等の造船業基盤整備対策等により「安定した海上輸送の実現と造船関連事業の健全な発展」を図る。また、国鉄清算事業団の保有する土地等資産の早期かつ

### 9 海上保安体制の整備

海上犯罪の予防・鎮圧、航行の安全等を確保するため、巡視艇・航空機、船艇基地施設、海上保安通信体制等の整備を行うとともに、特殊救難業務や厳重な監視・取締りを実施するため、体制の充実を図る。

また、管轄海域画定等のための海洋調査の貢献、情報通信技術開発の推進等、情報通信

政策の総合的な推進を図る。

情報化の進展、金融自由化の急激な進展、

長寿社会の到来、国際化の進展等、経済社会

環境の大きな変化に対応し、郵政事業運営基盤の整備・充実を図るとともに、サービスの改善・充実を図る。

郵政行政の推進に当たっては、地方自治体等と緊密な連携をとりつつ、地域の拠点としての郵便局や、そのネットワークを多様化・高度化し、最大限に活用することにより、地域社会の振興に貢献する。

## 1 公共投資による情報通信基盤の整備

情報の一極集中を是正し、国土の均衡ある発展を図ることとともに、経済活動の持続的発展や高齢化社会への対応等の諸課題を克服し、真に豊かな社会を実現するため、社会の新たなニーズに即応して、公共投資による情報通信基盤の整備を推進する。

(1) 情報通信による豊かな社会の実現  
するため、電気通信利用者の意向を吸收・反映する体制を充実するとともに、映像ソフトの充実、ハイビジョンの普及促進、放送サービスの充実を図る。また、首都圏直下型地震の予知に資するための首都圏広域地殻変動観測施設の整備、電気通信網の安全・信頼性向

上、災害用緊急通信システムの高度化等を推進する。

(2) 活力ある地域社会の形成に資するため、地方自治体との連携を図りながら、テレトピア事業、民活法施設整備事業、人材研修事業、有線テレビジョン放送番組充実事業、地方拠点都市地域における電気通信高度化事業を積極的に推進し、地域情報通信基盤の整備を図る。また、地域産業の振興に資する新たな通信・放送事業分野の開拓を推進する。

(3) 新たな情報通信産業の創出、活力ある産業社会の構築に資するため、情報通信ネットワークの高度化、電気通信事業の振興を図るとともに、宇宙通信利用の高度化を推進する。また、情報通信基盤の高度化計画等の策定を進める。

(4) 円滑な電波利用を確保するため、電波利用料により、電波監視システムの整備及び総合無線局監理システムの構築を図る。

(5) 情報通信の振興促進を図るため、財政投融資金の供給の円滑化により、情報通信基盤の整備を促進する。

## 2 情報通信による豊かな社会の実現

(1) 情報通信による豊かな社会の実現に資するため、電気通信利用者の意向を吸收・反映する体制を充実するとともに、映像ソフトの充実、ハイビジョンの普及促進、放送サービ

スの充実を図る。また、首都圏直下型地震の予知に資するための首都圏広域地殻変動観測施設の整備、電気通信網の安全・信頼性向

究の推進等の対外政策等を展開することにより、国際社会に貢献する。

(2) 技術立国としての我が国的情報通信技術の一層の向上を図るとともに、電気通信技術の国際的な標準化の推進や開発途上国に対する技術協力、アジア・太平洋電気通信共同体（APT）への支援等を通じて国際的地位にふさわしい役割を果たす。

(3) 二国間郵政政策協議の実施、国際広報、国際エクスプレスマールの充実、旧ソ連地域への支援及び地球環境保護への貢献等により郵政事業の国際化への的確な対応と国際社会への貢献を図る。

## 4 二一世紀を築く情報通信技術研究開発の推進

(1) 二一世紀の高度情報社会を築くため、新技術創出の源泉である電気通信フロンティア研究開発、次世代の通信・放送分野の研究

開発衛星等宇宙通信技術の研究開発、地球環境の保全・改善のための地球環境計測技術の研究開発を推進する。また、急増する電波利用に対応するため、新たな周波数資源の開発を推進する。

## 3 国際社会への貢献

(1) 国際情勢的確に対応するため、国際放送の充実による国際相互理解の推進、国際電気通信連合京都全権委員会議の開催等による国際協調の推進、映像国際放送に関する研

(3) 民間ににおける情報通信分野の基盤技術研究を促進するため、研究開発プロジェクト、海外研究者の招へい等の推進を図る。

## 5 ニーズに対応した郵便サービスの提供と効率的な事業運営の推進

高度化・多様化するニーズに応えるため、郵便切手・はがき発売機、高速郵便サービスの充実等により、郵便サービスを向上させる

とともに、ふるさと小包の振興等により地域社会に貢献する。また、事業経営基盤の強化を図るため、郵便物あて名区分機など高性能な郵便物処理機械類の配備、配達局における局内作業の情報機械化に関する研究開発等により、効率的な事業運営を推進する。

6 国民一人一人の生活を重視した社会づくりへの郵便貯金的確な対応  
国民一人一人の生活を重視した社会づくりを支援するため、生活者重視の視点に立った郵便貯金サービスの多様化及び改善を行うとともに、資金運用の充実等を図る。

## 7 長寿福祉社会の実現と金融自由化への適切な対応を図るための簡易保険の改善・充実

長寿福祉社会の実現と金融自由化への適切な対応に向けて、国民の自助努力による経済

生活の安定・向上と事業経営の一層の健全化を図るため、時代の要請にこたえた保険サービスの改善及び資金運用の充実を図る。さらに、余暇・健康増進のための施設づくりを推進する。

## 8 郵政事業運営基盤の整備・充実と情報化への対応

高齢者や女性の就業機会の拡大、労働力の安定的確保と効率的配置のための短時間勤務の職員の活用等を含めた勤務体制の整備をはじめとする労働力市場の変化に的確に対応した人的基盤の強化並びに郵便局舎の整備、機械化・システム化の推進及び大都市特定郵便局の環境整備を通じて郵政事業運営基盤の整備・充実を図る。また、ニューメディア機器等情報通信機器を郵便局に積極的に配備することなどにより、地域の情報拠点としての郵便局のネットワークの高度化を図る。

## IV 安心で健康な長寿社会づくりを目指すとともに、成熟社会にふさわしい教育・文化・科学技術の振興を図る。

### 1. 公正で活力ある長寿社会の実現

世界でも未だ経験のない二一世紀の高齢・少子社会をひかえ、公正で明るく活力に満ちた長寿社会を実現するために、年金・医療・福祉等の各分野のバランスのとれた総合的な高齢者対策、児童家庭対策、障害者対策、保健医療対策等の社会保障施策の充実を図る。

高齢社会福祉ビジョンの策定を急ぐとともに、高齢者対策、児童家庭対策、障害者対策、保健医療対策等の社会保障施策の充実を図る。世界でも未だ経験のない二一世紀の高齢・少子社会をひかえ、公正で明るく活力に満ちた長寿社会を実現するために、年金・医療・福祉等の各分野のバランスのとれた総合的な高齢者対策、児童家庭対策、障害者対策、保健医療対策等の社会保障施策の充実を図る。

### 1. 公正で信頼できる年金制度の確立

高齢者の生活保障の基盤である年金について、人生八〇年時代にふさわしい制度とするとともに、将来の国民の負担が過重なものとならないよう給付と負担の均衡を図る。

このため、雇用と年金の連携に配慮しつつ、六〇歳台前半については賃金とあわせて生活を支える年金とし、六五歳以降は年金を中心とし、年金の支給額を年々改定する。また、在職老齢年金制度の改善、基礎年金の改善、現役世代の手取りの伸びに応じた年金額の改定、保険料の適切な見直し、遺族基礎年金等の子の加算の年齢要件の緩和等の制度改革を行う。

### 2 良質で適切な医療を確保するための医療保険・老人保健制度の改革

医療サービスの質の向上や患者ニーズの多様化等に対応し、良質かつ適切な医療を確保するため、付き添いを必要としない看護・介

護体制の確立や入院時の食事に係る給付の見直し等の制度改革を行うとともに、医療機関の経営の安定等をも踏まえた適正な診療報酬の改定を行う。また、医療費適正化対策の積極的な推進を図る。

### 3 総合的な児童家庭対策の推進

出生率の低下や女性の社会進出等子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つための対策を総合的に推進する。

#### (1) 児童環境づくり対策の推進

民間の子育て支援サービスを推進するための基金の創設や、子育て相談・支援体制の充実などにより、児童が健やかに生まれ育つための環境づくりを進める。

#### (2) 保育対策の推進

保育需要の多様化に対応して、乳児保育等の推進、保育時間の延長サービスの拡充、事業所内保育施設に対する助成制度の拡充等共働き家庭の仕事と子育ての両立支援を強化する。

#### (3) 健全育成対策の推進

児童の健全育成を図るため、地域の拠点となる児童館等の整備や、放課後児童対策の充実を図るとともに、子どもにやさしいまちづくりを進める。

くりを進める。

#### (4) 母子保健・母子寡婦福祉対策の推進

妊娠婦、乳幼児等について健康診査、保健指導の推進を図るほか、小児慢性特定疾患対策の充実を図る。

#### また、母子寡婦福祉対策等を推進する。

### 4 高齢者保健福祉対策の拡充

高齢化社会を健康で生きがいをもち、安心して過ごせるよう、「高齢者保健福祉推進十年戦略」（ゴールドプラン）を着実に実施するなど、高齢者の保健福祉施策の一層の拡充を図る。

#### (1) 在宅対策の推進

高齢者や介護に当たる家族が安心して過ごせるよう、ホームヘルパーの増員、ショートステイの拡充、デイサービスセンターの增设を図るとともに、身近な所で情報提供や介護の相談を行なう在宅介護支援センターの増設、老人訪問看護事業の充実を図る。

また、高齢者や障害者の自立を支援し、介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発と普及を図る。

#### (2) 施設整備の推進

特別養護老人ホーム、ケアハウス、老人保健施設等の整備を推進するとともにその運営の充実を図る。

#### (3) 痴呆性老人対策の充実

痴呆性老人については、専門の相談・治療体制の整備、在宅・施設対策を拡充するとともに、調査研究の推進を図る。

#### (4) 老人保健対策の推進

保健事業第三次計画（平成四年度～一年度）に基づき、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導等保健事業を推進する。

### 5 障害者等の福祉対策の充実

#### (1) 障害者対策の充実

障害者対策に関する新長期計画に基づき、障害者の完全参加と平等を目指し、障害者に配慮したやさしいまちづくりを積極的に推進するとともに、重度障害者の自立生活の支援等各種施策の一層の推進を図る。

#### (2) 福祉人材確保及びボランティア活動の振興

社会福祉事業従事者の資質の向上、就業の促進等を図る。福祉ボランティア活動の振興を図るため、全国的な啓発普及、福祉教育、住民の積極的な参加を促進する。

### (3) 生活保護基準の改善

国民生活の動向を踏まえ、生活保護基準について所要の改善と適正な実施を図る。

## 6 生活先進国にふさわしい水道・廃棄物処理施設の整備

- (1) 水道施設の整備促進と安全で良質な水道水の確保

生活先進国にふさわしい上水道施設及び簡易水道施設の整備を促進するとともに、高度浄水施設、合併処理浄化槽等の整備を進め、水道原水の汚濁を防止するなど安全で良質な水道水の安定供給の確保を図る。

- (2) ごみゼロ社会を目指した廃棄物処理対策の推進

ごみゼロ社会に向けた廃棄物の減量化及び資源化、適正処理等の推進を図る。

また、情報管理システムの整備等により、産業廃棄物の適正処理の一層の推進を図る。

(3) 廃棄物の広域的な海面埋立処分場の整備を図りつつ、廃棄物の広域的な海面埋立処分場の整備を推進する。

## 7 疾病対策の充実

- (1) がん対策の推進

### がん克服のための新たな十か年戦略に基づき、がんを克服するため、がん研究を充実強化するほか、がん診療情報ネットワークの推進など、がん対策を総合的かつ重点的に進めること。

## 8 保健医療対策の充実

- (1) エイズ患者・HIV感染者の急増とその全国的な広がり等を踏まえ、二一世紀までのエイズストップ対策を総合的、集中的に展開し、拠点病院の整備等医療体制の充実を図るとともに、相談指導体制、検査体制、研究・国際協力の推進、エイズに関する正しい知識の啓発普及の推進等を図る。

(2) 難病対策の充実

難病についての調査研究の推進、医療施設の整備等総合的な施策の充実を図る。

- (4) 精神保健対策の充実

精神障害者の社会復帰の一層の促進を図ることとともに、精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確保するため、各種施設及び事業の充実並びに効果的な治療法の開発等に係る調査研究の推進などの各種施策の充実を図る。

- (5) 予防接種対策の充実

公衆衛生や医療水準の向上等を踏まえ、安全で効果的な予防接種を行うための実施体制の整備、国民への適切な情報提供を行うとともに、予防接種による健康被害者に対する救済措置の充実を図る。

### (6) 臨器移植対策の推進

がん克服のための新たな十か年戦略に基づき、がんを克服するため、がん研究を充実強化するほか、がん診療情報ネットワークの推進など、がん対策を総合的かつ重点的に進めること。

## 8 保健医療対策の充実

- (1) 地域保健対策の充実

地域に密着した保健サービスの権限を市町村に移譲するとともに、市町村保健センターの整備促進、保健婦等の確保・資質の向上、小規模町村に対する支援など保健サービスを提供する体制を整備する。

- (2) 医療施設の近代化の促進

生活先進国を目指して民間病院等における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善のため、医療施設近代化施設整備事業の充実を図る。

- (3) 救急医療対策等の充実

地域住民の救急医療を確保するため、救急医療施設及び救急医療情報センターの整備を促進するとともに、搬送途上の医療の確保のための措置を講ずる。

また、へき地中核病院を中心とするへき地保健医療体制の体系的整備を推進する。

- (4) 保健医療人材確保及びかかりつけ医等の普及推進

医療の高度化、専門化等に対応するため看護職員をはじめ、医療関係職員の資質の向上、

養成の強化、就業の促進等総合的な施策を推進する。

一人一人のライフステージに応じた保健医療サービスを提供するかかりつけ医の普及を図るとともに、プライマリーケア対策推進等のため、臨床研修を積極的に推進する。

(5) 健康づくり対策等の推進

国民の一人一人が豊かで活力のある日々を送るためには健康であることが基本である。

このため国民のそれぞれが健康的な生活習慣を確立するための各種施策を行うとともに、新たに女性の健康づくり対策の一環として骨粗しょう症対策の推進を図る。

また、色覚問題について、生活しやすい環境づくりのための検討を行う。

(6) 国立病院・療養所の再編成等

国立病院・療養所について、高度先駆的医療等の政策医療・臨床研究・研修等を推進し、療養環境等の改善のための施設の近代化を図る。

また、公共性と効率性に配慮して経営合理化を図るため、施設の統廃合及び経営移譲等を実施するとともに、引き続き経営の改善に努める。

検疫所の監視体制等の充実を図

(2) 食品、家庭用品、化学物質の安全性確保対策を推進する。

(3) 環境衛生営業指導センターによる経営指導体制の充実、環境衛生金融公庫の融資内容の改善を図る等により、環境衛生営業の近代化、合理化を促進し、その振興を図る。

(4) 環境衛生営業指導センターによる経営指導体制の充実、環境衛生金融公庫の融資内容の改善を図る等により、環境衛生営業の近代化、合理化を促進し、その振興を図る。

12 厚生科学の振興

臨床応用に向けた遺伝子治療を中心とした高度先進医療研究、水道、廃棄物等地球環境と健康に関する研究、薬物療法等の有用性の向上に関する研究等、厚生科学研究を推進する。

10 医薬品等の有効性、安全性の確保

(1) 医薬分業を進めるなど医薬品の適正使用を推進するとともに、医薬品の有効性、安全性の一層の確保を図る。また、医療機器対策の一層の推進を図る。

(2) 希少疾病用医薬品・医療用具（オーフアンドラッピング等）等の研究開発を総合的に推進するとともに、医薬品等審査事務を改善し、良質な医薬品等を迅速に提供する。

(3) 献血事業を一層推進し、血液製剤等の安定供給を促進するとともに、血液製剤の安全性の確保を図る。

(4) 麻薬・覚せい剤事犯の取締まり体制の強化を図るとともに、薬物乱用を未然に防止するため、積極的な啓発活動等を行う。

13 國際保健医療福祉協力等の推進

保健医療福祉分野での国際協力を推進するため、専門家の養成、派遣等の充実、開発途上国の専門家の研修事業等の充実に努めるとともに、世界保健機関（WHO）への拠出金の充実を図る。また、民間団体（NGO）が行う国際緊急保健医療援助活動を支援するため、人材育成、情報提供等を行う。

14 恩給の改善

恩給制度の基本的性格を尊重し、現在の厳しい情勢を踏まえつつ、恩給の給付内容の適正な改善を図る。

9 食品等の安全対策及び環境衛生関係営業

対策の推進

(1) 増大する輸入食品の安全性確保のため、

実施、戦没者追悼平和祈念館（仮称）の施設の建設等を推進する。また、中国残留婦人等の援護措置を促進する。

(2) 原爆被爆者の保健福祉の向上を図るため、諸手当の改善等を行う。

11 援護・原爆被爆者対策の充実等

(1) 戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護年金について恩給に準じた改善、旧ソ連等の地域における戦没者遺族に対する慰霊事業の

## 2. 豊かさとゆとりある生活を目指した教育・学術・文化・スポーツの振興

間近に迫った二一世紀に向けて、我が国が創造的で活力に満ち文化の香り高い国家として発展し、世界に積極的に貢献していくため、また、国民一人一人がゆとりと潤いの中で自己実現を図ることができ、多様な個性を發揮できる質の高い社会を築いていくため、教育・学術・文化・スポーツの全般にわたる振興を図る。

### 1 生涯にわたる多様な学習活動の振興

- (1) 生涯学習基盤の整備充実を図るために、都道府県や市町村の生涯学習体制の整備に努めるとともに、生涯学習情報提供機能や地域における学習活動の拠点となる青少年教育施設等の整備を図る。
- (2) 放送大学の地域における広範な学習機会の提供などその整備充実を図るとともに、学校施設の地域社会への開放を促進する。また、専修学校教育の振興を図る。
- (3) 地域における生涯大学システムの構築など生涯にわたる多様な学習機会の整備、学校外活動の振興、男女共同参画型社会の形成を目指した女性の生涯学習の推進、高齢者の社会参加活動の促進等、生涯学習社会へ向け

ての社会教育の振興に努める。

### 2 個性豊かな自立ある人間性を育てる教育の展開

- (1) 教育の一層の個性化を推進するために教職員配置改善計画の円滑な実施を図る。
- (2) ゆとりと潤いのある学習環境づくりのための施設整備を推進する。
- (3) 新しい学力観に立った教育の実現を図るため、新学習指導要領の一層の定着に努め、高等学校の個性化・多様化を推進するとともに、社会の国際化・情報化等に対応した外国语教育・コンピュータ教育・環境教育・ボランティア教育の充実に努める。

(4) 児童・生徒の問題行動や中途退学問題に対処し、その健全育成を図るため、問題行動等および中途退学に関する総合的調査研究、登校拒否児の適応指導教室等の生徒指導の推進を図る。

- (5) 幼児教育の重要性にかんがみ、就園を奨励するなど幼稚園教育の振興を図る。
- (6) 心身に障害がある児童・生徒に対する教育の重要性にかんがみ、通級による指導の推進等特殊教育の振興を図る。

し、建学の精神に基づいた特色ある教育研究を開拓する私立学校の振興に資するため、私学助成の推進に努める。

### 4 教育研究の個性化、高度化及び活性化に向けた高等教育の改革と充実

- (1) 我が国の基礎研究の推進と有為な人材の養成を図るため、カリキュラム改善等の大規模改革を着実に進めるほか、大学院を中心とする教育研究条件の整備、社会的要請の強い分野に係る人材養成の充実等に努めるとともに、施設・設備の充実を図り、教育研究環境の改善に努める。

(2) 有為な人材の育成と教育の機会均等に資するため、大学院学生をはじめとした育英奨学事業の充実に努める。

### 5 社会発展の基盤をなす学術研究の振興

- (1) 国公私立大学等の研究者の独創的・先駆的な学術研究を一層発展させるため、科学研究費による優れた研究を推進するとともに、大学等の研究施設・設備および情報基盤の整備、若手研究者の養成・確保など重点的な学術研究基盤・体制の整備充実に努める。
- (2) 地球環境科学、がん・エイズ研究、天文学、宇宙科学、核融合、加速器科学等の基礎研究を重点的に推進する。

### 3 個性豊かな教育研究を開拓する私立学校への助成の推進

我が国の学校教育において重要な役割を果

## 6 國際的役割を果たす教育、學術の國際交

### 流・協力の推進

「一〇万人の留学生受入れ」の達成に向け、大学等の教育指導体制の充実、国費外国人留学生の増、私費外国人留学生への援助の充実および留学生寄宿舎の整備・確保等に努めるとともに、海外留学援助体制の整備を進める等留学生交流の推進を図る。また、外国人に対する日本語教育の充実に一層努める。

(2) 諸外国との研究者・教育の交流、特に、次代を担う若手研究者の交流を推進する。また、国際的な共同研究、発展途上国との学術交流、および国際機関を通じた協力を推進する。

(3) アジア・太平洋地域における識字教育に対する協力など、途上国への人づくりに重点を置いた教育協力を推進する。

(4) 日本人学校等の在外教育施設の整備に努めるとともに、帰国子女教育を推進し、国際性豊かな日本人の育成に努める。また、日本語指導体制の整備等を進め、外国人の児童・生徒の教育の充実を図る。

### 7 ゆとりある質の高いスポーツの振興

(1) 高齢化社会の進展、自由時間の増大等社会生活環境の変化に応じた、国民のスポーツに対するニーズの多様化等に応えるため、生涯スポーツ推進体制の整備充実など関連施

史跡等の保存・活用を推進する。

### (2) 我が国スポーツの国際的な競技力の向上を図るため、関係団体が行う選手強化事業の推進に努めるとともに、平成一〇年に我が国で開催される長野オリンピック冬季競技大会の準備を推進する。

### 3. 創造性あふれた社会の構築と人類繁

#### 栄に資する科学技術の積極的振興

策の振興に努める。

(2) 我が国スポーツの国際的な競技力の向上を図るため、関係団体が行う選手強化事業の推進に努めるとともに、平成一〇年に我が国で開催される長野オリンピック冬季競技大会の準備を推進する。

### 8 豊かな個性ある文化を発信できる社会の構築

(1) 「文化を発信できる社会」の実現を目指して、優れた舞台芸術の創造活動・海外公演の充実を図るとともに、芸術家等の人材養成・確保に努める。また、海外にある日本美術品の保存修復をはじめ文化財保存の国際協力等を推進する。

(2) 国際的な文化交流拠点の形成のため、我が国を代表する国立博物館・美術館や現代

舞台芸術の中核施設となる第二国立劇場(仮称)等の文化施設の整備と機能の充実を図る。

(3) 地域における文化活動の拠点の整備を図るため、地方文化推進事業の拡充に努めるとともに、国立博物館・美術館等の所蔵作品の地方における鑑賞機会の充実等の施策を推進する。

### 1 創造的・基礎的研究の充実強化と科学技

#### 術振興基盤の整備

(4) 国宝・重要文化財等の買い上げをはじめ国民の貴重な財産である文化財の保存・継承に努めるとともに、地域における多様なまちづくりのため、歴史的集落・町並みおよび

科学技術は、我が国が将来に向けて、経済社会を発展させていく上で活力の源泉であり、文化的な発展の基盤となるものである。

特に、二一世紀を間近にひかえた今日、到来しつつある高齢化社会に対する備えが必要であるばかりか、明治以来の欧米に追いつけ追い越せという理念から脱却し、新しい理念のもとに経済社会の構造改革を進めることが求められている。このためには、産学官がそれぞれの特色を發揮しつつ総力を結集し、二一世紀に向けて質の高い実のある社会の実現を図っていかなければならぬ。

基礎的研究を推進する。このため中核的研究拠点の育成等を図るべく科学技術振興調整費を拡充するとともに、創造科学技術推進制度、フロンティア研究制度、独創的個人研究育成制度等の重要な基礎研究推進制度の充実強化を図る。

また、大型放射光施設(Spring-8)を整備し幅広く開放するほか、研究情報ネットワーク等の研究情報基盤の整備により研究機会の創出を図る。さらに、共同研究等による、国内外及び異分野間、研究組織の枠を越えた研究交流の充実、研究施設の老朽化・高度化対策、科学技術系人材の育成、科学技術振興のための税制、金融等科学技術振興基盤の整備を進めるとともに、科学技術政策研究の充実等を図る。

2 国民生活の質の向上に資する科学技術の推進

生活者としての人間の立場を重視し、重粒子線がん治療等のがん研究、エイズ研究、ヒト遺伝子解析等の健康の維持・増進、地震予知研究、火山噴火予知研究、気候変動研究、雪害対策研究等の防災・安全対策の充実、人間特性に調和した科学技術に関する研究開発の推進等を図る。

### 3 科学技術による国際社会への貢献

人工衛星による地球観測や大型海洋観測研究船の整備等を図ることにより、地球環境問題への取り組みを強化する。また、旧ソ連・東欧、アジア太平洋諸国はじめ各国との国際的な研究交流、支援を総合的に推進するとともに、宇宙ステーション計画、国際熱核融合実験炉（ITER）計画、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム等の国際協力プロジェクトを積極的に推進し、国際社会の中で、その立場にふさわしい責任と義務を果たす。

解明のための大型海洋観測研究船の整備等海洋観測に関する研究開発、海域総合利用技術に関する地域共同研究開発等を推進する。

#### (3) 核融合、ビーム利用等原子力研究開発の推進

国際熱核融合実験炉（ITER）計画、臨界プラズマ実験装置等による核融合の研究開発、高温工学試験研究炉の建設、重粒子線がん治療装置による臨床試行、放射線の高度利用研究及び重イオン科学の研究を推進する。

また、原子力船の研究開発については、「むつ」の解役等を着実に進める。

#### 4 先端科学技術分野の研究開発の推進

人類の新たな可能性を秘めた宇宙、海洋など、二一世紀を睨んだ重要な研究開発利用を積極的に推進する。

##### (1) 宇宙開発利用の推進

地球観測、気象観測、通信・放送等を目的とした人工衛星及びそれらの打上げ用ロケット、無人有翼往還機の関連重要技術を確立するための宇宙往還技術試験機の研究開発を推進する。さらに、国際協力による宇宙ステーション計画を進めていくため、実験棟の開発等を推進する。

##### (2) 海洋開発の推進

潜水調査船「しんかい六五〇〇」等による深海調査研究および深海微生物の特殊機能の解明等のための深海環境研究、地球環境変動

新たな技術革新の原動力として期待される超電導材料やインテリジェント材料の研究開発等物質・材料系科学技術の研究開発を推進する。

##### (5) ライフサイエンスの研究開発の推進

ヒト遺伝子解析、がん関連研究、脳・神経系機能解明研究等の先導的・基盤的研究開発等を推進する。

##### (6) 航空技術等の研究開発の推進

二一世紀の航空宇宙分野の新しい輸送手段として期待される革新航空宇宙輸送要素技術等の航空技術の研究開発、レーザーの研究開発等を推進する。

資源小国である我が国は、将来に亘ってエネルギーを安定的に確保していく必要があり、安全性の確保を大前提として、平和利用に限り着実に原子力開発利用等を進める。

#### (1) 核燃料サイクルの確立

自主的な核燃料サイクルの確立のため、ウラン資源の確保、ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物等の処理処分対策等についての技術開発等を行うとともに、民間における核燃料サイクル施設建設計画の円滑な事業化を促進する。

#### (2) 新型動力炉の開発とプルトニウム利用

プルトニウム利用体系の確立を目指し、高速増殖炉については、原型炉「もんじゅ」の性能試験等の研究開発を行う。更に、新型転換炉の開発等を推進するとともに、内外の理解の増進を図る。

#### (3) 核融合等の未来エネルギーの研究開発

究極のエネルギー源として期待される核融合の研究開発、海洋エネルギー利用研究開発等の未来エネルギーの研究開発を推進する。

#### (4) 国民の理解と協力の促進等

国民の理解と協力の促進を図るため、原子弹施設周辺住民の福祉の向上、地域振興等に必要な施策を講じるとともに、一般国民を対象としたきめ細かくわかりやすい広報活動を展開する。

関する施策の積極的推進

原子力の开发利用を進めるに当たっては、安全確保と平和利用が大前提である。このため、原子炉等規制法等に基づく厳格な原子力安全規制行政の充実、安全研究の推進、防災対策の充実、放射能調査研究の充実等原子力安全対策のより一層の充実強化を図る。また、保障措置、核物質防護を充実強化し、国際的な原子力平和利用の積極的な推進を図る。

## V 世界の平和と繁栄の達成に貢献し、国際社会に信頼される国づくりを目指す。

### 1. 新たな国際情勢下における外交基盤の充実強化と国際貢献策の推進

冷戦後の国際社会は、新たな秩序を模索しつつも、同時に、地域紛争の激化や兵器拡散問題など国際情勢の流動化を招来しており、我々は現在、歴史の転換期に特有な不安定な時期を迎えている。加えて、先進国経済の低迷、南北問題の深刻化、地政学的規模の問題への対処など、時代が取り組むべき課題は多様化を通じ、より一層の機能・勤務環境の改善を図る。

また、海外における日本のプレゼンス増大等を背景として、邦人を標的とした犯罪も急増しており、安全情報の提供、安全問題についての啓発など海外邦人安全対策の一層の充実に努力するとともに、国際情勢の流動化に

おり、こうした中で、世界の平和と繁栄のために果たすべきわが国の責任と役割はとみに増大している。わが国は、その国力の増大に伴い、国際社会においてより主体的な外交努力を行うべきであり、そのための外交実施体制の強化を図ることが不可欠である。また、二国間援助等の拡充、平和及び地球的規模の問題に関する協力、文化交流等の国際貢献策を一層拡充・推進していく必要がある。

### 1 外交実施体制の強化

外交実施体制を強化する上でまず重要なのは、要員の拡充・強化である。主体的、創造的な外交を実施するために必要な外交要員等の増強に努力する。

わが国の外交の最前線たる在外公館の機能強化を図る。特に、不健康地に配置された公

館やN I S（旧ソ連邦構成諸国）公館はじめ新設公館の機能充実が急務であり、事務所、公邸等の施設整備・拡充、警備対策強化、不健康地対策の強化及び現地職員の待遇改善などを通じ、より一層の機能・勤務環境の改善を図る。

また、海外における日本のプレゼンス増大等を背景として、邦人を標的とした犯罪も急増しており、安全情報の提供、安全問題についての啓発など海外邦人安全対策の一層の充実に努力するとともに、国際情勢の流動化に

伴う地域・民族紛争等の激化に鑑み、緊急事態に備えた在外公館の危機管理体制の一層の強化を推進する。このためにも、特に、通信・輸送や耐久力強化等が重要である。

流動化する国際情勢の中で、外交政策策定における情報の重要性は一層増大している。情報・通信技術の急激な進歩に合わせて、外務省の情報基盤を充実・強化していくことは、わが国が国際情勢の激動により俊敏に対応し、国際政治により機動的に参画する上で重要である。

## 2 国際貢献策の充実

### (1) 二国間援助等の拡充

わが国援助の理念・原則を包括的にとりまとめた政府開発援助（ODA）大綱を踏まえ、ODA第五次中期目標の達成に向け、わが国がODAの最大の柱であるODAの着実な拡充に今後とも努める。特に、援助の効率化、質の向上に努めることとし、開発途上国における人造り重視の観点から、国際協力事業団（JICA）等による技術協力の拡充及び援助実施体制の整備・強化を図る。

また、無償資金協力の充実にあたっては、特に、基礎生活分野等を中心とする。

新しい時代にふさわしい経済協力を推進するため、次の分野における協力の推進には重点をおく。

- ① 環境、人口、エイズ等の問題に対する取り組みを充実するとともに、開発途上国間の援助協力に対する支援の強化を図る。

- ② 民間援助団体（NGO）、地方公共団体等による援助事業に対する支援等、草の根に届くきめ細かい援助の一層の強化・拡充を図るとともに、わが国援助に対する内外の理解と支持を得る努力を重ねる。

- ③ 真の平和・安定は、単なる紛争処理を越えて、自由、民主主義、人権といった価値が根づくことによりはじめて確保されるものであり、このような観点から、わが国は、旧ソ連諸国等の旧計画経済諸国や、中東、アフリカ等における民主主義と市場経済導入のための改革努力を引き続き積極的に支援していく。

- ④ 開発における女性の役割の増大及び開発を通じた女性の地位の向上のため、女性関係機関等への支援の強化を引き続き重視する。

## 4 北方領土対策の充実

エリツィン大統領の訪日の成果を踏まえて、北方領土問題の早期解決をはかるべく、国内外における北方領土問題への理解の増進、特に、北方四島との交流の一層の円滑化はじめ、日ロ両国の相互理解へ向けた一層の努力を行うとともに、平和条約交渉の進展を図る。

- ② 平和及び地球的規模の問題に関する協力東西対立が終焉し、転換期の平和と安定を確保する上で国連等の果たす役割が飛躍的に増大している。わが国も、国連等を通じた平和協力、難民等の人道分野における協力の推進・強化を通じ、国際的責任を果たしていく。

- ③ 環境や麻薬等、国境を越えた地理的規模の

問題への世界的関心が増大しており、わが国も国力にふさわしい主導的な役割を果たすこととが期待されている。かかる分野における協力を一層強化していくことが重要である。

## 3 国際文化交流の強化

国際社会の相互依存関係が深まる中で、異文化間の相互理解の促進がより強く求められている。特に、わが国は海外におけるプレゼンスはともすれば経済面に偏り、バランスのとれた理解がなされていない傾向がある。人の交流、日本研究、日本語普及事業等国際交流基金事業の拡充及び実施体制の強化を通じて、世界各国とわが国との相互理解を一層深めるとともに、文化協力の推進を図る。

## 2. 防衛力の整備と基地対策の推進

国的基本政策を継承するとの連立与党の合

意事項に従い、平成四年十二月に抑制的に修繕された中期防衛力整備計画の下、防衛力全

体として均衡がとれた態勢の維持、整備を図ることを重点とし、効率的で節度ある防衛力の整備に努める。

## 1 防衛力の整備

### (1) 正面

#### 陸上、海上及び航空防衛力について、老朽

装備の更新・近代化及び欠落機能の是正等に主眼を置き、計画的整備を図る。

#### (2) 後方

#### ① 情報機能、教育訓練等の充実等

#### 防衛力発揮の基盤となる情報、指揮通信

等各種支援能力の向上及び教育訓練体制の充実等を図るとともに、所要の自衛隊の維持運営経費の確保等に努める。

### (2) 研究開発の推進

技術進歩の趨勢等を勘案し、装備品の研究開発を推進する。

### (3) 隊員施策の推進

良質隊員の維持及び確保並びに隊員の士気高揚を図るため、隊舎・宿舎の整備等の処遇改善施策を推進する。

## 2 基地対策の推進

### (1) 基地周辺整備等の推進

基地周辺地域の生活環境の整備等の諸施策

を推進する。

### (2) 在日米軍駐留支援の推進

基地従業員労務費等の負担及び提供施設の整備の充実を図る。

### (3) 基地交付金等の確保

基地所在市町村の実情等にかんがみ、基地交付金及び調整交付金の所要額の確保を図る。

に関する施策を総合的・計画的に進めるための基本的方向を示す「環境基本計画」を策定する。

### (2) 環境汚染・自然破壊の未然防止

環境影響評価制度に係る調査・研究を推進

するとともに、有害化学物質・先端技術による環境汚染の未然防止対策を推進する。

### (3) 環境への自荷の少ない社会経済の構築

のための手法の検討・推進

環境保全のための経済的手法の検討を推進するとともに、リサイクルを始めとした環境にやさしいライフスタイル及び企業行動様式の普及を図る。

### (4) 環境保全活動の推進

環境保全活動の促進のための環境教育・研究、人材の育成、情報提供等の基盤整備を推進するとともに、地球環境保全に取り組むN

G O活動を支援するための地球環境基金の拡充を図る。

また、地域環境計画の策定、快適環境づくり等地方自治体が実施する環境保全施策への支援を行う。

## 2 地球環境の保全の推進

### 1 環境政策への新たな取組の展開

#### (1) 「環境基本計画」の策定

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全

を図るとともに、酸性雨監視測定体制の強化

及び東アジア酸性雨モニタリングネットワー

クの構築等酸性雨対策の強化を図る。

また、オゾン層の保護、有害廃棄物の越境移動の規制及び海洋汚染の防止のための取組を推進するとともに、環境に配慮した海外企業活動の調査・検討を推進する。

#### (2) 國際貢献の推進

アジア太平洋地域の環境と開発の長期展望

(「エコアジア二一プラン」)の策定を推進

するとともに、専門家の確保・養成等国際環境協力の推進のための基盤整備の推進、開発途上国の環境問題への対処能力の向上のための支援策の強化及び地方自治体の国際協力の推進により国際環境協力の拡充・強化を図る。

また、地球サミットのフォローアップ、

「気候変動枠組条約」及び「生物多様性条約」の適切かつ円滑な実施、砂漠化防止条約づくりへの対応等国際的取組への貢献を積極的に推進するとともに、アジア太平洋地域における地球環境研究ネットワークの強化を図る。

### 3 自然環境の保全と適正な利用の推進

#### (1) 生物多様性の保全の推進

「生物多様性条約」を踏まえ、生物多様性の保全を一層推進するための調査研究体制の強化を図るとともに、絶滅のおそれのある野

生動植物の保護・増殖を推進する。

#### (2) 自然とのふれあいの推進

自然公園施設、長距離自然歩道等自然とのふれあいの場の整備を推進するとともに、ボランティア等の人材の育成等自然とふれあう活動を推進する。

#### (3) 自然環境上優れた地域の保護・管理の充実

国立公園の保護・管理を推進するとともに、ラムサール条約登録湿地・世界自然遺産地域の保全を推進する。

#### 4 大気環境の保全の推進

「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく各種施策の総合的推進、低公害車の普及促進等の交通環境保全対策を推進するとともに、ディーゼル排氣微粒子(DEP)等浮遊粒子状物質による大気汚染防止への取組を推進する。

#### 5 水・土壤環境等の保全の推進

水環境の保全  
監視測定体制の充実等 有害物質による水質汚濁の未然防止対策を推進するとともに、海域における富栄養化対策の充実・強化及び

生活排水対策を推進する。

また、水道水源の水質保全を図るため、規制と事業を含めた総合的な対策が講じられるよう、新たな法制度の確立を推進するとともに、既存の諸制度の活用を図る。

#### (2) 土壤・地盤環境の保全

土壌汚染、地下水汚染、廃棄物最終処分に伴う環境汚染及び地盤沈下の防止のための取組を推進する。

#### 6 環境保健施策の推進

公害による健康被害者の公正かつ円滑な救済と健康被害の未然防止に万全を期するとともに、水俣病問題については、その早期解決を図るために総合的な対策を推進する。

#### 7 環境研究の推進

地球環境研究推進費の拡充等地球環境研究を推進するとともに、国立環境研究所における研究・モニタリングの強化等を図る。

## VI 新しい時代に対応した経済改革を進める。

### 1. わが国経済のさらなる発展と国際社会への責任ある対応を実現する通商政策の展開

現在の我が国経済は、循環的な要因のみならず、バブル経済の崩壊の影響、我が国経済システムの行き詰まりといった複合的な要因によって、非常に厳しい状況にある。かかる状況の下、一刻も早い景気回復を図ると同時に、経済構造調整の支援、将来の発展基盤の整備等を行うことにより、高齢化社会の到来への対応といった中長期的な課題にも取り組み、先行きの不透明感、閉塞感を打破するこ

とが重要である。

こうした認識を踏まえ、内にあつては、活動力に富み、かつ国際的に調和のとれた経済構造を目指して自己改革に取り組む一方、外にあっては、自由貿易体制の維持と地球的課題の解決に対し一層責任ある対応を図るべく、以下に掲げる政策を推進する。

- 1 創造的革新に向けた構造調整支援
  - (1) 新たな事業展開に向けた構造調整支援  
・環境基盤整備
  - (2) 中小企業の構造調整支援（前掲）
  - (3) 繊維産業の構造改善の推進

企業家精神に富んだ、意欲ある事業者による現状打破を目指すとともに、構造的な環境変化を克服して活力を維持・強化するため、開発・生産体制の効率化、新規分野・新規事業への進出、技術開発の支援等を通じ、活力ある産業構造の構築を図る。

- 2 情報化の推進
  - (1) 情報化投資の促進  
地域研究教育、行政、医療等民間部門に比べて情報化が遅れている公共的分野の情報化投資を関係省庁と連携しつつ推進するとともに、民間の情報化投資を促進するための環境整備を図る。
  - (2) 行政の情報化の積極的推進  
行政の効率の向上及び行政の対民間サービス機能の拡充を一層図るために、積極的に貿易保険、特許等各種業務のペーパーレス化、省内外のネットワークの拡充等の各省のモールとなり得る通産行政の情報化を推進する。
  - (3) 情報産業の構造改革

情報化を適切に推進するため、ソフトウェア市場における競争環境の整備、情報化人材の育成等情報化を担うソフトウェア産業の構造改革を総合的に推進する。また、情報分野における新規産業の発展のための基盤整備を図るため、技術ニーズの事業化の円滑化、映

我が国繊維産業が、市場の求める商品を無駄なく供給するマーケット・インの体制を確立し、かつ、クリエーションの芽を育む創造性豊かな産業へと脱皮するため、情報化及び新商品開発を促進するような構造改善事業の導入とこれらの円滑な実施を図るための基盤整備等を行う。

像情報化・マルチメディア化の基盤の整備等を行ふ。

- 3 技術研究開発基盤の強化
  - (1) 研究体制の整備  
横断的融合的分野の研究の強化、研究施設・設備の整備等を推進すると同時に、これら施設整備も十二分に活用しつつ、様々な研究主体相互の連携を一層強め、面的な広がりを持つた研究開発を促進する。
  - (2) 研究開発の推進

先導研究テーマの推進等基礎的独創的または社会的使命に応える研究開発を産学官の連携の下に実施する産業科学技術研究開発制度、中長期的観点から革新的なエネルギー環境技術の開発を行うニューサンシャイン計画を推進する。また、生活者重視、地球環境問題等時代の要請に対応した工業標準化のための標準基盤研究等を推進する。

(3) 包括的国際研究協力の推進  
我が国国立試験研究所等に蓄積された技術力等を活用した共同研究、研究者交流等の国

際研究協力制度の充実を図る。特に、国際共同基礎研究の面では、引き続きヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムの推進等を図る。

#### (4) 工業所有権行政の積極的展開

迅速・的確かつ公平な権利付与を図るため、審査官等の増員、ペーパーレス計画の推進、検索・審査調査への民間能力の活用、出願等の適正化等の審査処理促進のための総合的施策を引き続き推進する。また、国際的な工業所有権制度及び運用の調和に向けて主導的役割を果たすべく、積極的に国際協力等への対応を図る。

#### 4 国際協調型分業構造の構築

##### (1) 輸入拡大等市場アクセスの改善

大幅な貿易黒字（一、三六一億ドル（九二年度））を削減するためには、内需拡大とともに、輸入拡大が不可欠。このため、見本市参加支援等日本貿易振興会の輸入促進事業、輸入促進地域（F A Z）整備等の輸入及び対外投資促進措置を推進する。

##### (2) 途上国における基盤整備支援

途上国における産業高度化を促進するため、産業インフラの整備を支援するとともに、人材の育成、開発計画の作成、産業技術研究等における協力を推進し、組立産業に部品等を供給する裾野産業（サポートティング・インダ

ストリー）の育成等を図る。

##### (3) アジア太平洋地域におけるフレームワークの構築

アジア太平洋地域の自由で開放的な経済体制の維持・強化及び各種制度の国際的調和を図るため、貿易投資自由化の取組みに係るAPEC活動の一層の推進とともに、工業標準化・品質管理ネットワークの構築、多国間型の国際産業技術研究等の協力を実施する。

##### (4) 先進国との産業協力

先進国間における協調的な国際分業を促進するため、産業基盤技術共同研究協力、次世代高度生産システムの構築を目指したIMS（知的生産システム）国際共同研究プログラム、航空機国際共同開発等の産業協力を図る。

##### (5) 総合的経済協力の推進

世界第二位の経済力を有する我が国としては、発展途上国の自立的発展を支援するため、援助と投資、貿易の有機的連携を図った総合的経済協力を積極的に推進する。

##### (6) 貿易保険の財政基盤の強化

我が国の国際貢献の重要な柱である発展途上国への民間資金還流促進のため、貿易保険の役割は益々高まっているが、累積債務問題の長期化さらには国際情勢の激変を受け、事業運営は厳しい状況。このため、貿易保険の資本繰入れを行い財政基盤の強化を図る。

#### 5 地球的課題への対応策の推進

##### (1) 旧ソ連・東欧に対する市場経済化・民主化支援等の強化

ロシアを中心とする旧ソ連・東欧の市場経済化・世界経済への統合は、世界秩序の安定のために不可欠であり、その支援はG7共通の課題。このため、経済改革推進の重要課題である企業改革等の推進等への技術的支援、

金属鉱物資源開発調査等を行う。

核兵器等大量破壊兵器不拡散のための輸出管理体制の構築

核兵器等大量破壊兵器等の拡散防止のため、アジア諸国等を対象に輸出管理セミナーの開催を通じた輸出管理体制整備を支援することにより、我が国に求められる国際的な貢献を果たすとともに、安全保障関係の情報収集体制の強化等国内の輸出管理体制の強化に努める。

##### (2) 化学兵器禁止条約への的確な対応

化学兵器禁止条約（一九九五年一月発効予定）上の義務的的確な履行のため、条約内容等の企業等への周知徹底、データ管理システムの開発、現地査察実施手法の開発、中小化企業の国際査察への対応のための指導等を行う。

##### (4) エネルギー環境国際協力の推進

環境問題の解決のためには、エネルギー環境技術の発展途上国への移転が不可欠である

ため、我が国の公害問題克服の実績・経験を、人的協力を通じて途上国のエネルギー環境問題の解決に活用するとともに、途上国のエネルギー環境問題への自助努力の支援等を行う「グリーン・エイド・プラン」の推進等を図る。

## 6 環境調和型経済社会の構築

### (1) 廃棄物処理・再資源化対策の推進

近年の廃棄物の発生量の増大とその処理・処分能力不足の問題解決のため、廃棄物処理・再資源化に関する実証プラントの設置や廃棄物等の用途拡大、モデルリサイクルシステムの実施、経済的手法の検討、技術開発の推進等の再資源化対策の総合的推進を行う。

### (2) 環境調和型企業行動の促進

経済成長と環境保全の両立を図るために、企業による自主的・積極的な環境負荷の低減が必要であることにかんがみ、省エネ・リサイクル支援法に基づく支援を引き続き推進するとともに、企業活動への環境配慮の組込みを促進するための環境監査等制度的枠組の構築に向けた検討を行う。

### (3) 地球環境産業技術開発等の促進

地球環境問題の抜本的な解決には技術によるブレークスルーが不可欠であることから、二酸化炭素の固定化・有効利用技術等の革新的な技術開発について、エネルギー環境技術

開発の国際協力を図りつつ、積極的に推進する。  
特定フロン等の生産全廃時期の一九九五年末への前倒しに対応するため、特定フロン等の回収再利用を促進するための調査事業、代替品（第三世代フロン）の開発、中小企業の代替品・代替技術への転換等に関する技術指導等を実施する。

(4) オゾン層保護対策の総合的推進  
特定フロン等の生産全廃時期の一九九五年末への前倒しに対応するため、特定フロン等の回収再利用を促進するための調査事業、代替品（第三世代フロン）の開発、中小企業の代替品・代替技術への転換等に関する技術指導等を実施する。

### (5) 化学物質の自主的安全管理の推進

化学物質の自主的な安全管理を図るため、化学物質安全性データシート（MSDS）の活用、中小企業者に対する化学物質安全対策についての情報提供・指導事業等による化学物質の適正使用・適正管理等を推進する。

## 7 東京一極集中是正と地域活性化対策の推進

### (1) 産業再配置施策等の推進

大都市圏に集中している産業の地方分散等により、これら地域における過密の弊害及び地方における過疎の弊害の同時解消を図るとともに、地域の活性化を促進するため、工業再配置促進施策、テクノポリス施策、頭脳立地施策、産業業務施設再配置促進施策等の産業再配置施策等の充実を図る。

### (2) 産業施設整備の促進

地盤沈下の防止及び産業基盤の整備を図る。

ため、地方公共団体等が行うダム等の水源開発を含む工業用水道の整備等を促進し、工業立地の促進のため、地方公共団体等が行う工業団地造成事業を促進することにより、産業施設整備を推進する。

### (3) 休廃止鉱山鉱害防止事業の推進

休廃止金属鉱山（銅、鉛、亜鉛等）は、重金属等により汚染された坑廃水が半永久的に流出するという特殊性があることから、これに起因する公共用水域の水質汚濁、農用地汚染等の鉱害を防止するため、地方公共団体等が実施する鉱害防止事業を促進する。

## 8 生活者・消費者行政の推進

### (1) 総合製品安全対策の推進

産業構造審議会の答申を踏まえ、安全規制の合理化のための実態把握の強化、事故情報の収集・提供の充実、消費者に対する教育・啓発の強化等の事故防止対策及び原因究明体制の整備、裁判外紛争解決体制の整備、製造物責任制度の導入等の被害救済策の両面の対策からなる総合的な製品安全対策を実施する。

### (2) 消費生活向上のための流通システムの活性化・効率化の推進

個人が日々の生活の中でゆとりと豊かさを感じできるよう、一層多様化する消費者ニーズへの流通業の的確な対応を促すため、魅力ある商店街、商業集積づくり、総合的な物流

効率化、情報化、商慣行改善の促進等により  
我が国流通システムの活性化を推進する。

(3) 高齢化社会への対応

急速に高齢化社会に移行する中で、高齢者の  
社会参加の支援、介護者の負担の軽減等の  
ため、高齢者のニーズにあつた使い勝手のい  
い医療福祉機器の研究開発・生産・普及施策  
を体系的に実施する。

(4) 住環境の改善

ゆとりと豊かさに満ちた国民生活の実現の  
ため、新しいライフスタイルに対応するため  
の技術開発に着手する。また、住宅分野への  
ソーラーシステムの導入等を通じエネルギー  
有効利用を促進する。

(5) 伝統と個性を活かした社会の実現

個人や企業における感性重視の傾向を踏ま  
え、国民一人一人の生活創造の環境整備を図  
るため、伝統的工芸品産業の振興、人間の生  
理特性、心理特性等の計測評価方法の確立等  
を図る。

## 2. 総合的エネルギー政策の新展開

### 1 天然ガス開発、LPG備蓄等によるエネ ルギーセキュリティの確保

天然ガス開発においては、開発環境、資金  
調達環境等の悪化に対応し、天然ガス開発プ  
ロジェクトに関する資金調達の円滑化を図る。

### 4 水力・地熱開発の促進

水力は純国産のエネルギーであり、環境負  
荷の面でも優れていることから、開発促進が

LPGについては、備蓄水準の引き上げを  
図るため、備蓄の推進を図る等、LPGの安  
定供給確保策を推進する。

石油についても、引き続き、備蓄制度の推  
進、産油国協力等により安定供給確保策を推  
進する。また、石炭鉱業の円滑な構造調整の  
支援等のため、「新しい石炭政策」を着実に  
推進する。

### 2 新エネルギー開発・導入策の推進

エネルギーセキュリティの確保及び地球環  
境問題への対応のため、新エネルギー技術開  
発のさらなる推進とともに、太陽光發  
電システム、クリーンエネルギー自動車等を  
中心に、新エネルギーの導入促進を図る。

### 3 安全性確保を前提とした原子力の開発・ 導入促進

原子力は、供給安定性、環境負荷、経済性

等の面で優れたエネルギー源であり、その開  
発利用の着実な推進を図るため安全確保対策、  
立地促進対策、広報対策、核燃料サイクル事  
業、国際協力等についての施策を総合的に推  
進する。

### 6 エネルギー政策の国際的展開

アジア太平洋地域における省エネルギー對  
策、クリーン・コール・テクノロジーの國際  
的普及基盤整備、コール・フロー円滑化のた  
めの資源エネルギー開発並びにロシア等旧ソ  
連地域における原子力安全確保に係る國際協  
力などを推進する。

### 3. 消費者・生活者重視の経済社会の実 現

適かつ機動的な経済運営を推進するとと  
もに、消費者・生活者の視点を一層重視し、  
国際的な協調が図られた経済社会を実現する。

### 1 適切かつ機動的な経済運営

内需中心のインフレなき持続可能な成長を図るため、適切かつ機動的な経済運営を推進する。

適切な経済運営を行う上で必要な経済動向の的確な判断に資するため、早期政策判断支援システムの開発・運用、的確な景気判断に資するための新たな長期的先行指標の開発等を行う。

力関係の充実を図る。

り込まれた具体的目標の達成状況を点検するとともに、国際的に調和のとれた経済社会の実現をめざした施策を推進する。

個人生活をより豊かにする社会を実現するための施策を推進する。

下請取引の一層の適正化を推進する。

### 3 中小企業の競争条件の整備

中小企業を取り巻く経済環境が円高の進展等により厳しく変化していることを踏まえ、

下請取引の一層の適正化を推進する。

### 2 消費者・生活者重視の経済社会の実現

#### (1) 消費者被害の防止・救済の推進（PL制度関連）

総合的な消費者被害の防止・救済に資するため、各地の消費生活センターに対する国民生活センターの中核的役割を高めるとともに、地方の消費生活センターの機能の充実・強化、総合的な消費者被害の防止・救済を図るための啓発等を推進する。また、消費者安全の確保と環境変化に対応した消費者行政の積極的な展開を図る。

#### (2) 内外価格差の是正と物価の安定

内外価格差等物価構造是正のための施策を推進する。

物価動向及び物資の需給状況の監視調査の機能を充実し、物価の安定に努める。また、公共料金の改定に係る情報公開の推進のための調査・研究を行う。

#### (3) 生活者重視施策の積極的な展開

生活者の視点を重視した現行経済計画に盛

### 3 國際的な經濟協調と經濟協力の充実・強化

國際政策協調の推進を図るため、經濟協議等への積極的な参画、國際地域協力の推進等を積極的に展開する。また、我が国市場へのアクセスの一層の改善を図る。

經濟協力の充実及び知識的支援に対する取組の強化のため、円借款、研究交流等を積極的に推進する。

### 4 公正かつ自由な競争の促進

1 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処  
入札談合、価格カルテル等の独占禁止法違反行為に対して積極的かつ厳正に対処するため、審査等の体制の充実を図る。

### 2 経済環境の変化に即応した競争条件の整備

政府規制制度・独占禁止法適用除外制度の見直しを進めるとともに、経済活動のグローバル化に対応し、競争政策に関する国際的協

## VII 地方分権を推進し、政治改革・行政改革を進める。

### 1. 地方分権を推進し、活力ある地域社会の実現

国・地方を通ずる行政の簡素効率化、地方分権を進めるとともに、活力のある地域社会の振興のための地方自治基盤の確立を図る。

#### 1 地方分権の推進

それぞれの地域が、歴史と風土を踏まえ、生き生きとした個性ある地域づくりを推進す

ることができるよう、国会における地方分権の推進に関する決議、地方制度調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、国

構の新增設をもたらすような国の施策は抑制的であるとともに、国と地方の間の負担の適正化を図る。

極的に推進するとともに、引き続き、経営の健全化及び活性化を推進し、経営基盤の強化を図る。

分権の推進を図る。

## (1) 地方分権推進に関する基本的な法律の

地方分権の推進を図るため、地方公共団体関係者等の意見を踏まえ、地方分権に関する大綱方針を策定する。

関する基本的な法律の制定を目指す。

(四) 地下室の自動昇降機の用意  
也十分重視別別度の用意 着実な

め、地方分権特例制度の円滑・着実な実施に努め、地方制度調査会から答申のあつた広域連合制度及び中核市制度の導入を図るとともに、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理し得るようにすることを基本とし、国・地方の機能分担を見直し、権限移譲や国の関与等の廃止・緩和を進め、地方分権の推進を図る。

2 行財政改革の推進

地方公共団体については、簡素で効率的な行政運営を図るため、事務・事業の見直し、組織機構の簡素合理化、適切な給与・定員管理等を推進する。

(4) 地方公営企業の積極的推進  
上・下水道、交通、病院等住民の日常生活に密接に関連した社会資本の整備について積

3 地方行財政の基盤の充実

### (1) 地方税財源の充実確保

地方財政を取り巻く環境は極めて困難な状況であるが、高令二一、国際化の進展、地域の

況であるか、高齢化・国際化の進展、地域の実情に即した生活環境の整備の推進等多様な財政需要に的確に対応していくため、地方団体の財政運営に必要な地方税源の充実を図ることともに、地方交付税の所要額の確保を図る。

## (2) 地方債資金の確保

(3) 國庫補助負担金の整理合理化等  
資金について政府資金、公営企業金融公庫資  
金をはじめ所要の資金の確保を図る。  
方債の積極的活用により、地方単独事業等を  
一層推進することとし、このための地方債の  
視点に立った社会資本の整備を図るため、地  
方財政を取り巻く厳しい状況に対応して

## （四）國・地方を通じる行財政の簡素合理化

方分権の観点から国庫補助負担金の整理合理化を推進するとともに、地方超過負担の解消を図る。

高齢者・障害者を含むすべての住民が安心して快適に生活できるよう、地方公共団体が地域の創意工夫を活かしつつ行う福祉のまち

活力に満ちた魅力ある地域社会の実現 4

(1) 自主的・主体的な地域づくりの推進

地域の活性化を図り、魅力ある地域社会づくりを進めるべく、これまでの事業

(2) 地方拠点都市地域の振興整備  
まちづくり特別対策事業の拡充等により、自らを推進するため、ふるさと「まちづくり事業」、主的・主体的な地域づくりの積極的な支援を行う。

地方の自立的成長と国土の均衡ある発展の観点から地方創生都市圏の振興整備を図る。

(3) 環境の保全・創造拠点となる地方拠点都市進する。

(4) ふるさと市町村圏等の広域的・総合的目的とする地方公共団体の取組を積極的に支援する。

## な振興整備

(5) 高齢者・障害者にやさしいまちづくり  
ふるさと市町村圏等の広域的・総合的な振興整備を引き続き重点的に推進する。

高齢者・障害者を含むすべての住民が安心して快適に生活できるよう、地方公共団体が地域の創意工夫を活かしつつ行う福祉のまち

づくりを積極的に支援する。

#### (6) 過疎地域の活性化

過疎地域における自主的・主体的な地域づくりを積極的に支援し、過疎地域の活性化を図る。

#### (7) 地域経済基盤強化対策の推進

地域経済を取り巻く環境変化に対応し、地域経済の活性化を促進するため、経済停滞地域等を中心とした地域経済基盤強化対策を積極的に講じる。

#### (8) 農山漁村地域の振興

生活環境の整備、地域資源の有効活用、地域の担い手確保等農山漁村地域の振興のための施策を講じる。

#### (9) 國際交流・国際協力の推進

地域レベルの国際化の進展に伴い、地方公共団体が行う国際交流活動を一層推進するとともに、我が国の国際的地位の向上に対応し、地方公共団体による国際協力を積極的に推進する。

#### (10) 文化・スポーツ活動の支援

文化の香り高い地域を実現し、かつ、多様化・高度化するスポーツ・レクリエーションのニーズに対応するため、地方公共団体が行う文化・スポーツ活動を支援する。

#### (11) 地域情報化の支援

地方公共団体が行う高度で新しい情報通信技術を活用した地域情報通信システムの導入

等地域情報化のための施策を支援する。

## 2. 政治改革による新制度の周知徹底等

政治改革関連法案が成立したことに伴い新制度の円滑な執行に努めるとともに、その趣旨、内容を国民に周知徹底し、有権者の政治意識の高揚を図る。

#### 5 消防防災体制の整備

豊かで質の高い生活基盤の構築に不可欠な生活の安全確保を図るため、消防防災体制の整備を推進する。

##### (1) 大規模災害対策の強化

地震、風水害等の大規模災害に備え、全国的に、消防防災通信ネットワークを強化するとともに、ヘリコプターの計画的な配備による航空消防防災体制の整備を積極的に推進する。

また、地震防災対策強化地域等における消防用施設の整備等を引き続き推進する。

##### (2) 救急業務の充実強化

傷病者の救命率の向上を図るため、救急救命士の養成等救急隊員に対する教育訓練の拡充、高度な救急救命処置等に対応できる高規格救急自動車をはじめとする高度救急用資機材の計画的な整備を積極的に推進する。

##### (3) 消防防災施設の整備等

複雑多様化する各種災害に対処するため、地域の実情に応じて、各種消防施設の重点的整備を積極的に推進し、消防力の充実強化を図る。

また、地域社会における防災体制の中核である消防団の一層の活性化を推進する。

(4) 時代の変化に対応した簡素で効率的な確保と透明性の向上を図るため、行政手続法の円滑かつ的確な施行を図る。

#### 3. 規制緩和など行政改革の積極的推進

行政改革は、国政上の最重要課題の一つであり、内外の社会経済情勢の変化に伴い、行政の制度・運営を見直し、簡素で効率的な行政を確立する必要がある。このため、臨時行政改革推進審議会答申等を踏まえ、所要の改革を着実に推進する必要がある。

(1) 臨時行政改革推進審議会答申等を踏まえ、規制緩和を進めるためのアクション・プランの策定、許認可等の新設の抑制などにより、公的規制の実質的な緩和を強力に進める。

##### (2) 国と地方との役割分担を見直し、権限委譲や国の関与の合理化等を推進する。

また、地方自治の自主性・自立性を一層発揮するための地方分権特例制度（バイロット自治体制）の円滑かつ効果的な実施を図る。

(3) 内外の要請に応え、行政手続の公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続法の円滑かつ的確な施行を図る。

組織となるよう、各省庁の組織の合理的再編成を進める。その際、省庁の組織の新增設は、既存の組織の再編統合による。四現業については、低廉なコストで良質なサービスを提供し得るよう経営の合理化、効率化を推進する。

(5) 国家公務員については、行政需要の変化に対応して、部門毎に適正に配置し、効率的な業務処理体制を確保するため、第八次定員削減計画に基づき定員削減を着実に実施するとともに、増員を厳に抑制することにより、国家公務員数の縮減を図る。

(6) 特殊法人等及びその事業については、厳しく見直しを行い、その合理化を進める。また、特殊法人等の新設は、既存組織の合理的再編によるもの以外は認めない。

(7) 行政情報システムの整備等行政事務処理の近代化を計画的に進め、行政の効率化、行政サービスの向上を図る。

(8) 行政情報の公開に係る制度について本格的に検討を進める。

(9) 行政サービスの一層の向上を図るため、さわやか行政サービス運動を全国的・持続的に展開する。

(10) 苦情相談活動を一層活性化し、国民の立場を踏まえた苦情の解決を促進する。

## VII 女性の能力が生かされ、障害者

の完全参加と平等が確保される社会を目指す。

### 1. 男女共同参画型社会の実現

男女共同参画型社会の形成を目指し、「西暦二〇〇〇年に向けての新国内行動計画」(第一次改定)に基づき、女性の政策方針決定への参画の促進、男女の固定的な役割分担意識や慣習の変革、女性が社会参加しやすい条件整備など女性に関する施策の総合的な推進を図る。

さらに、男女共同参画型社会づくりに向けて推進体制の整備及び国と地方との連携の強化を図る。

#### 2 女性が働きやすい保育対策等の推進

女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化に対応して、乳児保育等の推進、保育時間の延長サービスの拡充、事業所内保育施設に対する助成制度の拡充等共働き家庭の仕事と子育ての両立支援を強化する。

また、共働き世帯の増加に対応し、地域の拠点となる児童館等の整備や放課後児童対策の充実を図るなど児童の健全育成を進めるとともに、民間の子育て支援サービスを推進するための基金の創設や、子育て相談・支援体制の充実などを図る。

#### 3 健康づくり対策等

女性の健康づくり対策を推進するとともに、また、雇用保険法の改正による育児休業給付の創設、育児休業等に関する法律に基づく妊娠婦、乳幼児等について、健康診査、保健指導の推進を図る。また、出産育児に係る負担軽減のため、医療保険制度における出産時の一時金を改善する。

施策の充実など、職業と家族的責任の両立支援策の充実を図る。

さらに、パートタイム労働法及び指針の周知徹底を図るとともに、短時間労働援助センターの雇用管理改善等援助事業の実施、労働力需給調整機能の強化(パートバンクの増設等)、労働条件対策の推進等総合的なパートタイム労働対策の推進を図る。

4 母子寡婦福祉対策の推進

母子・寡婦福祉対策事業を推進し、母子・

寡婦家庭の自立の促進と生活の安定を図る。

2. 青少年対策の推進

国際化や高齢化・少子化が急速に進展する

進等の推進を図る。また、心身障害児・者の福祉の向上を図るため、各種通園・デイサービス事業、通所事業、生活援助事業等の充実を図る。

障害者雇用対策の推進 2

寺本政道の表題

重要な課題であることから、非行防止なども含めた青少年の健全育成対策を総合的に推進する。特に、国際的な視野を持ち、国際協力の精神を備えた人材を育成するために青少年の国際交流・協力活動を積極的に進めるとともに、青少年の健全育成に資する施設の整備など、多岐に亘る取り組みがなされている。

5 生涯にわたる多様な学習活動の振興等  
男女共同参画型社会の形成に向けて、女性の生涯学習及び社会参加を促進するとともに、男女平等の意識変革に資するための多様な学習機会の整備等、生涯にわたる学習活動の振興を図る。  
また、「開発と女性」の視点を踏まえた国際協力の推進を図る。

要な課題であることから、非行防止なども含めた青少年の健全育成対策を総合的に推進する。特に、国際的な視野を持ち、国際協力の精神を備えた人材を育成するために青少年の国際交流・協力活動を積極的に進めるとともに、青少年の健全育成に資する施設の整備など各種の施策を積極的に推進する。

### 3 障害者の自立と社会参加の一層の促進

## 6 農山漁村女性対策の推進

4 生活環境の改善

心身の障害がある児童・と称してゐる教育の重要性にかんがみ、通級による指導の推進等特殊教育の振興を図る。

障害者に配慮した  
住まいまちづくり

女性グループによる農産物加工、販売活動に対する支援などの対策を推進する。

面における各種改善を図る。

## 開発における女性の役割の増大及び開発を

関等への支援の強化を引き続き重視する。

障害者が地域社会の中で自立し、社会参加ができる条件を整備するため、重度障害者の自立生活の支援、精神障害者の社会復帰の促

**IX** 公正で開かれた社会づくり等の諸施策を推進する。

## 1. 豊かで質の高い国民生活を築く警察体制の整備

豊かで質の高い国民生活を実現するためには、良好な治安水準の確保が不可欠である。しかるに、銃器使用犯罪等の重要な凶悪犯罪、暴力団による犯罪、来日外国人による犯罪等が多発するとともに、警察事象が広域化、国際化するなど、わが国の治安情勢は誠に厳しいものとなっている。

このような情勢に対応するため、有効的確な対策を講じるとともに、これら警察活動の基盤をなす警察体制を整備する。

1 地域警察体制の強化等の生活安全対策の強化  
国民の身近な危険防止のための各種施策の充実のため、交番・駐在所を中心とする警察活動の刷新・強化、地域安全活動の強化等を図るとともに、小型パトロールカーの増強、装備資機材の整備充実を図る。

また、国民生活を脅かしている銃器・薬物事犯の対策を強化する。  
これら施策を強力に推進するため、警察厅の組織体制を整備する。

2 情報通信基盤の整備  
技術革新の進む社会の変化に対応するため、

警察活動にハイテクノロジーを積極的に導入し、通信資機材の科学化、近代化を図るとともに、第一線警察活動を効率的に支援するシステムの開発・導入等を推進する。

これら施策を強力に推進するため、警察厅の組織体制を整備する。

## 3 広域捜査力の強化

高速交通網の発達、国民の生活圏域の拡大により、都道府県警察の枠組みを越えた広域的対応が必要となっており、このための要員確保と広域犯罪の捜査を迅速かつ的確に遂行しうる各種システムの整備充実を図る。

4 警察事象の国際化対策の強化  
来日外国人による犯罪の急増、警察業務に係る国際協力の重要性の増大等に対応するため、警察厅の組織体制を整備するとともに、通訳体制の確保等取締り体制の強化を図る。

## 2. 法秩序の維持と国民の権利保全

法秩序の維持および国民の権利の保全を目的とする業務については、急激な社会経済情勢の変化および国民の権利意識の多様化に伴う業務量の増加、事件の複雑困難化に対応して、その適正円滑な処理を推進し、国家社会の安定および国民生活の平穏を確保する。

### 1 人的基盤の充実

複雑困難化し、増加する各種業務の円滑適正な処理を推進するため、人的基盤の充実を図る。

### 5 警察機動力の充実強化

犯罪発生時等における対応の迅速化や犯罪の広域化への対応を強化するため、警察車両、警察航空機等の整備充実を図る。

## 6 治安基盤施設の整備

警察活動の水準の向上、優秀な人材確保のために、職務の上で職住一体が求められてい

る警察官の待機宿舎、警察署、本部庁舎等警察活動の基盤をなす警察施設の老朽・狭隘化の現状の改善を図る。

## 7 暴力団対策の強化

国民の日常生活や経済活動に重大な脅威を与えていた暴力団に対し、暴力団対策法の効果的運用、暴力団犯罪の取締りの強化等総合的な対策を講じるとともに、取締り活動用車両、装備資機材等の整備充実を図る。

2 檢察等刑事事件処理体制の充実  
激動する内外の諸情勢に即応し、特捜財政経済事犯等の各種特異重大事件、暴力団犯罪、

薬物犯罪等に対する迅速適正な事件処理を行うため検察体制の充実を図るとともに、刑務所等の保安機能および被収容者の待遇の充実並びに更生保護機能の充実を図る。

凶悪なテロ・ゲリラ事件に対処するため、過激団体の破壊活動に対する調査を強化する。盤の充実及び電算機利用による検査の効率化等を図る。

### 3. 司法の体制の充実

#### 3 出入国管理体制の充実

出入国者のが急激な増加に対応し、不法就労対策を強化するため、出入国審査体制の迅速適正化と在留管理の充実に努めるなど、出入国管理体制の充実を図る。

#### 4 登記事務処理体制の充実

登記事事件の複雑困難化に対応して、事務処理の迅速適正化を図るとともに、登記事務のコンピュータ化を計画的に推進する。

#### 2 司法の体制の強化

##### 5 人権擁護活動等権利保全の充実

社会の変化に即応し、子どもを含むすべての人の人権を擁護するため、各種人権擁護活動の充実を図るとともに、法律扶助制度の充実等国民の権利保全に遺憾なきを期する。

#### 6 施設の整備

老朽狭隘化が著しい行刑施設、拘置支所等の収容施設、その他の法務関係施設の整備を図る。

#### 4 会計検査機能の充実強化

#### 7 公安調査活動の充実

裁判所の各種事件を適正かつ迅速に処理する等のため、裁判所の人的・物的整備を推進し、司法の体制を充実強化する。

#### 1 裁判所の人的機構の充実

増加し、複雑困難化している各種事件の適正かつ迅速な処理および司法修習体制の充実のため、判事補、書記官等の人的機構を充実する。

#### 2 総合的な交通安全対策の推進

1年間一万人を超える尊い命が交通事故により失われるという憂慮すべき状況を踏まえ、交通事故の防止と被害減少を図るために、第5次交通安全基本計画に基づき、交通安全施設の整備、交通安全思想普及啓発活動、交通事故弁護人報酬、通訳人謝金等の裁判費の充実を図る。

(3) 老朽、狭隘な裁判所庁舎の新築、増築等を図り、裁判環境および執務環境を改善する。

3 心豊かな長寿社会づくりのための諸施策の推進

本格的な高齢社会の到来を控え、各世代間の連帯と助け合いの中で生きがいに富んだ人

#### 5 重要施策の推進

##### 1 北方領土対策の推進

北方領土問題についての国民世論の啓発の促進を図るとともに、北方四島との交流、元島民に対する必要な援護措置等を推進する。また、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく各種施策を引き続き推進する。

会計検査機能を充実強化するため、人的基盤の充実及び電算機利用による検査の効率化等を図る。

生を過ごすことができる心豊かな長寿社会をつくるため、長寿社会対策大綱に沿った諸施策の総合的推進を図るとともに、関係諸施策の推進に資するための調査研究や地域社会における連帶意識の高揚と自助努力の促進等に関する啓発活動等を実施する。

#### 4 地域改善対策の推進

人権尊重の視点に立ち、地対財特法に基づき物的事業の法期限内の完了、啓発等の非物的事業の積極的推進を図る。

#### 5 統計調査の実施等

統計法に基づき、平成六年全国消費実態調査等を実施する。

#### 6 政府広報の実施

国民生活に密接な関係のある政府の重要施策、内外の諸情勢などを適時適切に国民に知らせるとともに、政府に対する国民の意見や要望を十分に把握し、これら国政に反映させるため、テレビ、ラジオ、出版物等の媒体を通じて広報活動を行うとともに世論調査などの広聴活動を実施する。

#### 7 平和祈念事業特別基金事業の推進

平和祈念事業特別基金設立の趣旨を踏まえ、恩給欠格者等の関係者に対する慰藉事業を引

き続き強力に推進するものとする。

#### 8 アイヌ新法問題検討委員会の推進

アイヌ新法問題検討委員会における検討をさらに推進する。

## 談 話

### 日本社会党

一九九四・二・三

一 細川首相は本日、平成六年度予算編成の基本となる税制改正の基本方針を発表した。これは所得税・住民税五兆三千億円を含む

六兆円減税と一体で、平成九年度から七%の「国民福祉税」(仮称)を消費税に代えて創設しようとするものである。わが党は、この内容に同意することができない。

一 今回の改正案は①「国民福祉税」(仮称)

の内容は、「高齢化社会に向けての経費」を目的にうたっているが、実質的に消費税と本質を同じくするものと言わざるを得ない②喫緊に求められている景気回復策としての減税に、三年遅れとはいえ減税額を見てかに上回る増税をセットにすることは誤

りである③国民の批判が強い消費税の欠陥はこの「国民福祉税」においても是正されることはない——などの問題点がある。

一 わが党は福祉目的税とすることを提案したが結果的には取り入れられなかつた。細川首相が大蔵省主導の税制改革案に固執したことは極めて残念である。党は税制改革は国民の合意を前提に所得・資産・消費の均衡がとれ高齢化と国際化に対応できるものでなければならないと考える。

一 消費税については、その導入の経過と欠陥にかんがみ、改廃を含む見直し、改革が必要であると力説してきたところである。所得減税との関係においては、消費税率の引き上げを直ちにその財源とすることは現下の消費冷え込みの現状から考えても賢明な選択ではない。細川首相の発表した税制改正方針は、基本的にこのようなわが党の与党としての主張を汲み上げておらず、その合意手続きにおいても極めて不十分である。

一 この方針を細川首相が閣議決定とし、予算編成に臨もうとするならば、わが党の閣僚の同意はもちろん、予算の編成、その成立にも与党としての協力を継続することは極めて困難と言わざるをえない。

以 上

一九九四・二・八

## 談話

日本社会党委員長

村山富市

い。

一 高齢化社会に対応した福祉ビジョンの策定は緊急な課題となっており、財源問題でも責任ある態度が求められていると認識する。私はすでに「高齢社会福祉プログラムの骨格」を発表したが、これは今後の検討課題と政策テーマを提示したものであり、

福祉財源を確保する税法式を含めて政策立案作業を進め協議会の審議に反映させたい。

一 私は細川首相が経過にこだわらず、連立与党の合意を受け止めていたことを高く評価するとともに、引き続き、連立政権の発展のために努力し、与党としての責任を全うする決意を表明する。当面は、景気回復積極型で生活者重視の予算編成に速やかに取り組み、日米会談を含む国際的信頼回復に全力をあげ国民の期待に応えたい。

日本社会党書記長  
新生党代表幹事  
公明党書記長  
さきがけ日本新党代表幹事  
民社党書記長

以上

一九九四・二・八

## 減税と税制改革に関する 連立与党代表者会議合意書

した。

一、平成六年度予算編成に当たって、総額六兆円規模の減税を先行させ、第二十九回国

会には減税法案のみ提出する。

一、連立与党内に、税制改革に関する協議機関を設置する。

その協議機関において、福祉社会のビジョン、高齢化社会の国民負担や税制のあり方、減税とその財源について、新税創設も含めて協議し、連立与党の合意を得て、年内の国会において関係の法律を成立させるものとする。その際、経済情勢、財政事情を勘案しつつ、行政改革や不公平税制の是正、所得・資産・消費の三分野のバランスのとれた税制改革、消費課税の欠陥是正等も協議するものとする。

一 社会党は、細川首相が三日未明に「税制改正草案」を発表して以来、「国民福祉税」の創設は実質的に消費税と同じであること、増税との一体処理であることを指摘した上で、減税を先行実施し、財源等のあり方については協議機関を設置して国民合意を図ること、などを提案してきた。

一 連立与党代表者会議はこの党の主張に沿って、平成六年度予算に当たって総額六兆円規模の減税を先行させ、第一二六国会には減税法案のみ提出する、連立与党内に税制改革に関する協議機関を設置する。なる決意である。税制改革は国民的視野から進めることが必要であり、協議機関の論議を通じて、政策決定過程の透明化に努めた

連立与党代表者会議において次の合意に達

## 連立与党・平成六年度

### 税制改正大綱について

#### 日本社会党税制調査会

一、今回発表された連立与党の平成六年度税制改正大綱は、細川連立政権発足後、初めての税制改正大綱であり、全体を通して、今までの自民党政権下での大綱には見られなかつた、国民生活優先の連立政権らしい新味あふれる内容となつてゐる。

一、三年に及ぶ景気の低迷が続くなかで、税制面においても実効ある景気対策が待ち望まれていた。社会党は、昨年来、早期景気回復の観点から、個人消費を促す大幅所得減税の実現に取り組んできた。景気浮揚策として今回、総額六兆円規模の大型減税が断行されるのは大いに評価できる。しかし、減税財源を巡る議論の中で、国民的な議論の積み重ねもないまま、実質的な消費税率アップともいえる構想が浮上してきたことは、誠に遺憾であると言わざるをえない。この拙速な実質増税構想に対し、社会党は

国民世論を支えとして、ストップをかけることができた。個人消費が冷え込みを見せている以上、財源対策のみを優先する消費増税は容認できるものではなく、財源問題は景気回復の推移も勘案しながら判断することこそ、適切かつ、求められていた選択だったのである。

わが党は、与党内に設置される協議会において、国民生活を優先させる立場から、福祉ビジョンの策定・消費課税の見直し等に関し、二一世紀を視野に入れた積極的な提言を行っていく決意である。

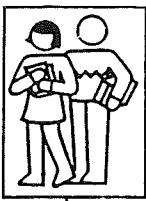
一、地方分権の推進は今や時代の大きな要請となつており、また高齢化社会が進展するなか、地域福祉の充実、住み良い生活環境の整備などの業務を担う地方自治体の役割と責任はますます高まつてきてている。こうした状況を踏まえ、地方分権の時代にふさわしい地方税制の確立をめざす観点から、かつてない精力的な検討を行つてきたと自負するものである。今後も地方税の在り方については、直間比率の是正などによる総合的な見直しを行つていく考え方であるが、その改革の出発点として、この九四年度税制改革を位置付けたい。

一、不公平税制の是正は、国民各層の切実な要求であり、社会党は、その是正を一貫して主張してきた。本改正では、自民党政権下、既得権益化するのみであつた租税特別措置・非課税措置等に対し、整理・合理化のメスを入れることができた。旧来の惰性を排し、約六〇〇項目に及ぶ個別税制の一つ一つに關し、「公平・中立・簡素」の観点から、その政策効果の妥当性にも可能な限り検討が加えられたのである。わが党は、引き続き、現行の「税をめぐる不公平」について、いっそうの見直し・改善を進めつつ、抜本的税制改革を成し遂げるための環境整備を図つていきたいと考える。

一、本大綱では、きめ細かな生活者重視の社会の実現、すなわち、生産者偏重の従来の税制から脱却した、生活者にやさしい施策や快適通勤対策が打ち出されている。これは、わが党がシャドーキャビネット時代以来の追求してきたテーマであり、また昨年暮れの「九四年度税制改正に関する基本方針」に掲げた課題でもあった。

高齢者の雇用継続や女性の育児休業の促進を図るための特段の配慮（非課税化）や自立と社会参加を前提とする高齢者・障害者等が安心して暮らせる施設づくり等に向け、具体的な措置が採られたことは画期的なことといえる。

# 資料



（農水関係）

一九九四・一・一〇

## 申し入れ

うな緊急措置をとるべきである。

記

一、ガット農業合意にともなう国内対策の基本は、基礎的食料の安全・安定供給におき、農業生産振興による国内自給政策を堅持すること。

社会党の緊急農業再建振興対策本部の村山富市本部長（中央執行委員長）を先頭に、党農林水産部会に所属する衆・参国會議員八人は一月十一日、首相官邸に細川首相を訪ね、ガット・ウルグアイラウンド農業交渉決着後の緊急施策について申し入れを行なった。

一、農業・農村の再生のため、財政制度審議会において「生活者重視」の名のもとに農林水産関係公共事業を「Cランク」に位置づけているが、「Aランク」に格上げし、農業生産・農村生活基盤の充実をはかるとともに、その他必要な財政措置をとるべきである。

政府はガット・ウルグアイラウンド農業交渉において、「ドゥニー調整案」によるコメの部分開放や他の農畜産物の関税化を受け入れた。いま、我が国の農業、農村は過疎化・高齢化、後継者難などにより崩壊の危機に見舞われ、しかも、長い間の自民党農政のもとでなし崩し的農畜産物の自由化、減反政策の強化、生産者価格の抑制等によって

一、コメの部分開放、関税化により、深刻な打撃を受ける中山間地域など条件不利地域に対し、農林業の生産を維持し、国土・自然環境保全のため、他産業との所得格差の補てん、定住化などの総合施策を構すべきである。

食料自給率も先進工業諸国の中で最低水準になっている。この我が国の農業・農村・食料の現状に追いうちをかけたのが、今回の「ドゥニー調整案」の受け入れである。

一、自民党農政のもとで規模拡大投資のための借入金償還が困難となり、さらに今日の事態を迎へ、農業経営の悪化が予想されるところから、利子補給、不良債務償却の方途を講ずるべきである。

したがって、政府は、農業者の農林業の将来に対する不安、消費者の安全な食料の安定供給に対する不安に十分に対処するため、次のよ

一、我が国の水田の持つ社会的、公益的機能を重視し、減反政策等を



見直し、水田農業を後退させることなく、消費者に安全なコメを安定的に供給するため「備蓄」等計画的な施策を充実させるべきである。

一、ミニマムアクセスによるコメ輸入の安全対策のため、国による輸入穀物の安全検査と防疫検査体制を農林水産省に一元化し、消費者の不安を解消すること。

右、申し入れる。

一九九四年一月一〇日

日本社会党

緊急農業再建振興対策本部

本部長 村山富市

内閣総理大臣

緊急農業農村対策本部長 細川護熙 殿

一九九四・一・二十四

## ウルグアイ・ラウンド 農業合意に伴う当面の 農業農村対策について（案）

連立与党農業農村プロジェクト

- (1) 高生産性農業の実現を図るために、ほ場の大区画化等担い手の育成に資する生産基盤の整備を加速的に実施する。
- (2) 基盤整備に当たっては汎用水田化を積極的に推進するとともに、生産と生活・環境面の複合化といった観点に配慮する。
- (3) 農業集落排水事業など立ち遅れている農村地域の生活環境の整備を積極的に推進する。

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに伴う国内対策については、内閣に総理を本部長とする「緊急農業農村対策本部」が設置され、政

府一体となってその強力な推進を図ることとされていることに鑑み、万全の措置が必要である。

連立与党農業農村プロジェクトにおいては、このような政府の対策推進を一致して支援・奨励する観点から、この国内対策について、農家の不安を払拭し、二一世紀に向けた農業構造を早期に実現することを主眼として様々な観点から論議を行っているが、当面の緊急対策として、特に重要と考えられる農業農村整備事業の推進、負債対策等農家負担軽減対策、中山間地域対策等の四点について、平成五年度第三次補正予算及び平成六年度当初予算に盛り込むべき事項を以下の通りまとめたところである。今後、連立与党政策幹事会においては、これらの点を十分踏まえ、予算編成に臨むよう希望する。

### 1 農業農村整備事業の推進

農業分野における国際化の急速な進展に対応して、農業の体質強化、農村の社会基盤の整備を早急に実施しなければならないことから、第三次補正予算を含め目に見える形で事業費を確保し、第四次土地改良長期計画の積極的推進を図り、農業農村整備事業の推進に万全を期する。

### 2 負債対策等農家負担軽減対策

農家不安の払拭という観点に加え、二一世紀に向けた農業構造の早急な実現を図るためには、既往の借入金対策を含め農家負担軽減に向けた万全の取り組みが不可欠であり、農業構造全体の見直し等も行いながら腰を据えた議論を行う必要がある。このため、当面、以下の二点を重点項目として、農家負担の軽減を図り、農家の経営改善等に資することとし、引き続き総合的な観点にたった議論を行う。

- (1) 土地改良負担金の償還円滑化を図るための基金の追加造成を行うとともに、担い手への農地の集積を条件として、基盤整備の農家負担を大幅に軽減する無利子資金制度の積極的活用を図る。
- (2) 経営構造の強化のための新たな長期・低利資金を創設するとともに、その金利負担の一層の引下げを行う。

### 3 中山間地域対策

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う影響が集中して生ずるおそれのある中山間地域全体の活性化を促進するためには、既存の枠組みにとらわれることなく関連施策の広範な活用・展開を図るとともに、地域の自主的な取り組みを支援することが特に重要である。また、直接所得補償政策に対しても、積極論、消極論があり、当プロジェクトでは、中山間地域に対する財政面も含めた支援の問題全般の中で、今後引き続き論議を深めていくこととしている。このような観点に立ち、当面以下の三点を重点項目として、環境や、景観の保全、水資源の涵養といった点で重要な機能を有するこれら地域の活性化のための施策を総合的に実施する。

### 4 その他

米の緊急輸入を始めとして、輸入農産物の増大に鑑み食品の安全性確保に万全を期する。

以上、緊急対策としての当面の農業農村対策について取りまとめを行ったが、当プロジェクトにおいては、ウルグアイ・ラウンド協定の批准案件の国会上程の時期を念頭に置きながら、本年夏を目途として、上記の三項目に加え、米対策、畜産物等農産物価格流通対策、担い手の育成、食品の安全性確保等の点につき更に論議を深め、逐次対策の取りまとめを行うこととする。特に、中山間地域対策については、農林水産省所管施策のみではなく、関係各省庁の諸施策を中山間地域の振興に向けて広範に活用・展開することが不可欠であることから、今後関係各省庁の特段の協力を求めることとする。

## 2 漁港の整備及び沿岸漁場の整備開発の現状

漁港の整備については、漁業を担う人々が居住する漁村は、都市部に比べ立ち遅れている生活環境下にあることを踏まえ、生活基盤的な要素もある漁港の基本施設の重点的・効率的な整備と併せて、漁村地域の生活環境の向上に努めていくことが必要である。

他方、沿整事業については、沿岸漁業の役割の高まりを踏まえて今後整備が重要となる我が国周辺水域の高度利用を図るため、「海の畑づくり」に重点を置きつつ、藻場・干潟の造成が生活環境・海洋環境の保全の面での機能も果していることにも配慮しつつ、その推進が必要である。

当ワーキングチームにおいては、平成六年度からスタートする水産

関係三長期計画について、水産業が、国民の健康的で豊かな食生活を実現し、また、地方の時代にふさわしい活力ある漁村地域社会を形成する役割を果たせるものとなるよう以下のとおり取りまとめたところである。

### 1 全体の状況認識

昨今の水産業をめぐる情勢については、資源管理型漁業の進展等も見られる一方、公海漁業の規制強化、我が国周辺水域の資源水準の悪化、魚価の低迷、ウルグアイ・ラウンド合意による水産物関税の引下げ等国の内外を通じ厳しい状況にある。

また、沿岸漁業の基盤である漁村においては、都市部に比べて立ち遅れている生活環境の下で、漁業就業者の減少・高齢化、後継者不足等により、地域の活力低下が懸念される事態となっている。

このような事態に対処し、国土の均衡ある発展と豊かで住みよい地域社会を実現するため、四面を海に囲まれた海洋国家として周辺水域を最大限高度に利用する「沿岸の新時代」を確立し、魅力ある漁業・漁村を構築して行かなければならない。

## 漁業生産基盤及び漁村生活環境

### の整備推進に係る申し入れ

連立与党農業農村プロジェクト  
水産ワーキングチーム

- (1) 沿岸漁場整備事業については、栽培漁業と連携を図り、「つくり育てる漁業」の一層の推進に重点を置きつつ「青く豊かな海」を確保するとの観点から藻場・干潟の造成等を推進すること。

- (2) 平成六年度からスタートする第九次漁港整備長期計画、第四次沿岸漁場整備開発計画及び沿岸漁業活性化構造改善計画について、以下のように内容の充実強化等を図ること。
- (3) 漁港整備事業については、快適な漁港漁村空間の形成、国民に開かれた漁港等内容の充実強化を図ること。この場合、漁港間の役割分担を踏まえた整備の重点化・効率化、生活関連事業への予算のシフト、漁港漁村の総合的整備の推進等に積極的に取り組むこと。

(4) 沿岸漁業活性化構造改善事業については、漁業・漁村の活性化を図るとの観点から、生産・生活・労働環境の整備等内容の充実強化を図ること。

- (3) 水産業、漁村の持つ役割について広く国民の理解を得るよう努めるのこと。

一九九四・一・二四

## 両院協議会・

### 再議決の基本認識

#### 政府・与党連絡会議

（政治改革関連四法案関係）

一九九四・一・二一

## 党 声 明

### 日本社会党

本日、参議院本会議で政治改革関連四法案が残念ながら否決された。国民の皆さんのが強い期待を寄せられた金権腐敗政治をなくす同法案が否決されたことは、連立政権の与党第一党である我が党の責任であり、

深くお詫びする。

法案が否決されたのは、我が党のなかに政治改革の大儀を理解せず、党議決定に違反した態度をとった議員がいたことにある。中央執行委員会としての責任を痛感するとともに、党議違反者に厳しい態度で臨む。

我が党は、細川連立政権を支え、かかる事態を乗り越え、政治改革の実現に向けて引き続き努力をする決意を表明する。

1 政府提出の政治改革関連四法案は、参議院で否決された結果、国会法第八十三条の二の規定により、衆議院に返付されている。両議院で異なるた議決がなされたために亩ぶらりんであるとか、参議院で否決されたために存在しなくなっているというところの方は誤りである。

従ってまた、今後の処理は、衆議院の意思による。処理の方法としては、次の四つがある。

① 両院協議会

② 三分の一の多数による再議決

③ 両院協議会で成案が得られない場合に三分の一の多数による再議決

④ 何らの措置も取らず廃案とする。

2 両院協議会も再議決も、憲法上の規定による手続である。一部には、これらについて与野党の合意がなければやるべきでないと主張もあるが、本手続は両院の意思が一致しない場合の調整手続きとして憲法が定めたものであり、一定の手続により衆議院がそれによるべしと決定した場合には発動されなければならない。

なお、憲法手続の尊重については、憲法第九条に規定する国会

議員等の憲法遵守義務も念頭に置く必要がある。

3 一部の主張として、両院議長の下に協議機関を設置し、改めて各党間で協議という構想が報じられている。これは政治的には棚上論であり、法律的には、この憲法手続の発動を断念し、政治改革関連法案を廃案とすることを意味するものであって、政治改革政権としての本政権の選択すべき途ではない。本政権としては、あくまでも最後の最後まであらゆる方途を尽くして法案の成立に努めるべきである。

一九九四・一・二八

## 委 員 長 談 話

日本社会党委員長  
村 山 富 市

## 合 意 書

一九九四・一・二八

政治改革関連四法案の可決に当たり、細川総理と河野自民党総裁との間で交わした合意書である。

本日、政治改革関連法案に対する与野党合意案の上に今国会での成立の見通しがついた。この政治改革は、五年を超える論議を積み上げ、二つの内閣が果たし得なかつたものであり、しかも各党の消長にかかり、議員、政治家としての存在にも深く影響を及ぼすだけに、実に困難な論議の道程であった。

土井議長の提案を受けて、細川総理と河野自民党総裁の合意が成った以上、わが党はこれを支持する。

私は、先の連立与党で一致した合意案がざりぎりのものであるとし、細川総理にこの立場を伝えてきたところである。しかし、党は改革の

努力を水泡に帰し、政権の基本をゆるがすような選択は、わが党のとるべき道ではないと判断し、この合意を受け入れることを決断した。

この合意案が現状に比べて「一步前進」であると評価し、今後の引き続き改革推進の中での不十分さを補うよう全力を上げる。全党と国民、支持者の皆さんのご理解をお願いする。

以 上

第百二十八回国会の会期が残すところ一日となつたいま、われわれは、国民の期待に応えて政治改革関連法案の成立を図らなければ、わが国議会制民主主義に癒しがたい傷痕を残すとの深刻な認識において一致した。

成立に向けての双方の話し合いに歩み寄りを生むのは、互譲の精神にはかならない。二人は、これまでの長きにわたる真剣な政治改革論議を重く受け止めるとともに国家国民のため、いま政治がとるべき選択と決断に深く思いを致し、虚心に意を通わせたところである。

話し合いの結果、左記の事項について合意するに至った。ついては、

本合意に基づく修正を第百二十九回国会において連立与党及び自由民主党の共同で、平成六年度当初予算審議に先立つて実現させることを前提に、今国会では施行日を改正した上で政府提出法案を成立させることとする。

なお、成立した法律の施行期日は別に定める施行法によるものとし、当該施行法は本合意に基づく修正と同時に成立させるものとする。

平成六年一月二十八日

内閣総理大臣 細川護熙  
自由民主党総裁 河野洋平

記

一、比例代表選挙は、ブロック名簿、ブロック集計とする。ブロックは、第八次選挙制度審議会の答申の十一ブロックを基本とする。

二、企業等の団体の寄付は、地方議員及び首長を含めて政治家の資金管理団体（一に限る。）に対して、五年に限り、年間五十万円を限度に認める。

三、戸別訪問は、現行どおり禁止とする。

四、小選挙区選出議員の数は三百人、比例代表選出議員の数は二百人とする。

五、小選挙区の候補者届出政党、比例代表選挙の名簿届出政党並びに政治資金規正法及び政党助成法の政党要件の「三%」は、「二%」とする。

六、各政党に対する政党助成の上限枠は、前年収支実績の四〇%とする。ただし、合理的な仕組みが可能な場合に限る。

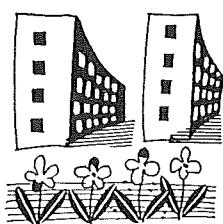
七、投票方法は、記号式の二票制とする。

八、寄付禁止のための慶弔電報等の扱いは、現行どおりとする。

九、衆議院選挙区画定のための第三者機関は、総理府に設置する。

十、以上の合意の法制化のため、衆参両院からなる連立与党及び自由民主党各六名（計十二名）の委員により、協議を行うものとする。

以上



〈その他〉

一九九四・二・八

## 総合景気対策（案）

### 連立与党

わが国経済は、戦後最悪の不況とも言える様相を呈してきた。こうした中で、雇用情勢は厳しさを増しつつあり、経済の先行きに対する不安感が国民の間に広がってきている。このような状況を打開し、一日も早い景気回復を実現し、国民生活の安定を図ることは、責任ある与党である我々に課せられた最重要課題であり、全力でこれに取り組んでいく決意である。

わが国経済の現状は、個人消費や設備投資の低迷など依然厳しい状況が続いている。しかしながら、累次の経済対策の効果もあって、公共投資と住宅投資が景気を下支えする中、住宅関連消費の盛り上がりや自動車等耐久消費財の買換え需要の到来が見込まれ、また、資本ストック調整や在庫調整が進展するなど、自律的な景気上昇要因は次第に熟しつつあるといえる。

本格的な景気回復を実現するためには、GNPの六割弱を占める個人消費を回復させることが大きなカギとなる。先に述べたように、耐久消費財のストック調整も進むなど消費盛り上がりの足がかりは整いつつあることから、これに適切な政策対応を行い、消費刺激を図ることが重要である。さらに、消費の本格的な回復を企業収益の改善や経営者のマインドの向上を通じて設備投資の回復に結び付けることにより、六年度内に本格的な景気回復を図るとともに、これらの効果を日本全国に広く波及させ、地域経済の活性化を図り、国民全体の生活向

上に結びつけることが重要である。

このような考え方に基づき、六年度内に本格的な景気回復を図り、その後の安定成長につなげていくため、この際あらゆる政策手段を総動員して、思い切った施策を展開していくこととする。

まず、所得減税の実施等をはじめ、公共投資の拡大、住宅投資の促進等、思い切った内需拡大策を切れ目なく実施することとする。

また、土地の有効利用のための施策は、現下の経済状況においては、早急に対応すべき喫緊の課題であると考えられる。連立与党は土地・住宅プロジェクト・チームを設置してその施策について検討を進めてきたところであり、その検討状況も踏まえ、土地の流動化にも資する土地有効利用のための施策を推進することとする。

同時に、雇用の安定、厳しい経営環境にある中小企業や農業者に対する支援、金融機関の不良資産の処理促進などの分野に重点的にきめ細かな施策を開拓していくとともに、今後わが国経済発展の原動力となるような新規分野の創出を図るために規制緩和や新規事業創出促進策を実施する。

このように経済の各分野にわたりきめの細かい施策を講じつつ、対策全体の規模についても、所得減税の実施等、公共投資の拡大等を中心の一五兆円を上回る史上最大規模を確保するものとする。さらに、数量化の困難な諸施策をも含めれば、対策の効果は相当なものになると見込まれる。

以上、今回の対策は、質量とも正に「総合景気対策」と呼ぶに相応しいものであり、これにより、日本経済は確実に回復軌道に乗つて力強いステップを踏み始めることは疑いない。家計、企業を含めた国民各位におかれても、明るい展望と自信を持って、より一層の経済活力を發揮されることを期待したい。

現在景気の低迷を打開するため、六年度限りの措置として五兆四、

七〇〇億円の所得税・住民税の特別減税を実施する。

また、法人特別税及び普通乗用車に係る消費税率の特例は、五年

度末をもって廃止する。

さらに、税制改革については、連立与党内に協議機関を設置し、この協議機関で協議を進め、合意を得て、年内の国会において関係の法律を成立させるものとする。

## 2 公共投資の拡大

公共投資については、累次の景気対策の効果により、堅調に推移してきており、これまでも景気の下支えに大きな役割を果してきたが、引き続き、公共投資の面から経済に対して切れ目なくインパクトを与えることは極めて重要である。このため、年度変わりの春先にかけて切れ目なく公共投資を実施することが必要であり、第三次補正予算を編成し、一般公共事業、各種施設の整備等、公共投資の追加を行う。

さらに、この公共投資の追加に際しては、地域経済の実情に目配りをし、生活関連や、研究開発などわが国の将来の発展基盤となる分野に重点を置きつつ、景気浮揚を図っていくこととする。

また、これに併せて、公共事業の円滑な実施に資するよう、公共用地の先行取得を行う。

さらに、地方単独事業についても、切れ目なく積極的に展開していくことが必要であり、今後、弾力的、機動的な執行を図ることとし、その追加を要請する。

なお、公共事業等の施行に当たっては、今後とも円滑かつ着実な推進に努めるとともに、労務や建設資材等の需給動向にも留意する。以上により、国、地方を通じて、公共用地の先行取得分も含め、十分な事業規模の公共投資の拡大を行うこととする。

## 3 住宅・土地対策

住宅・土地対策は、良質な住宅の供給、良好な居住水準・環境の実現、美しい街づくりなど国民生活の質の向上に資するとともに、現在の経済状況の下において、景気に対する効果が極めて大きいものと考えられる。このような観点から、土地・住宅プロジェクトチームにおいて精力的な検討が行われ、報告が行われたところであるが、今後、以下のような施策をはじめ、同報告に示された施策を積極的に推進する。

土地の有効利用促進については、国、地方公共団体、公団、公社等の公的主体による公共用地先行取得を制度改善も含め積極的に推進する。

また、土地市場の低迷を背景とした都市開発事業の停滞状況の中で、都市開発事業の推進を図るため、新たに、民間都市開発推進機構を活用した都市開発事業用地の先行取得制度（五年間の措置、事業規模五、〇〇〇億円）を創設するとともに、これを支援するため、所要の税制上の措置を講じることとする。

さらに、土地基本法の理念に基づき、有効利用のための土地の流動化を促進し、もって国内需要の大幅な拡大を図るため、税制面においても、土地の有効利用等に資する観点から、土地等に係る長期譲渡所得課税の軽減措置、事業用資産の買換え特例及び居住用財産の買換え特例の拡充を平成六年度改正において行うとともに、バルク期の地価上昇の影響による税負担の調整などについても検討することとする。

住宅建設の促進については、住宅金融公庫融資、特定優良賃貸住宅の建設促進、公共賃貸住宅の建替え・住戸改善の促進、市街化区域内農地の活用等のための公共施設の整備等を積極的に推進するほか、容積率等に係る規制緩和、住宅建設コストの低減策の推進、定

期借地権付住宅や木造二階建て住宅の普及促進、不動産共同投資事業の法的整備の検討等に努める。

特に、住宅金融公庫の貸付枠については、毎年度既に一五万戸の追加を行つたところであるが、今回更に七万戸の追加を行うものとする。

また、住宅建設の促進に資するため、住宅取得促進税制の所得用件の緩和、住宅取得資金の贈与に係る贈与税の特例の特例計算限度額の引上げ及び適用要件の緩和を行う。

さらに、高齢者・障害者に配慮した福祉のまちづくりなど、良好な居住環境の実現に資する施策を積極的に推進する。

#### 4 雇用対策

長期化する不況の中で、有効求人倍率は低下傾向にあり、完全失業率は高まりが見られるなど、雇用情勢は誠に厳しい状況にある。

雇用の確保は、最も重要な政策課題の一つであり、国民生活の安定の基礎でもある。このため、雇用の安定に万全を期することとし先に政府の策定した「雇用支援トータル・プログラム」の早期実施・拡充等を図る。

具体的には、雇用調整助成金制度の拡充や、出向支援システムの整備、職種転換のための能力開発の支援など、企業の雇用維持に対する支援を強化すること等により、失業の予防を図る。また、中高年齢離職者に特に手厚い配慮をした特定求職者雇用開発助成金制度の拡充等により、離職者の失業期間をできる限り短くし再就職を促進するとともに、地域雇用対策の強化等により新たな雇用機会開拓への支援を行う。さらに、高齢者等の雇用の促進を図るため、高齢者多数雇用特別奨励金の拡充を行う。

中小企業を取り巻く環境は誠に厳しいものがあり、各企業とも当面の経営安定とともに、中長期的な視点から環境変化に対応できるような構造調整を迫られている状況にある。こうした調整過程において、中小企業が雇用調整や事業縮小といった後向きな対応ではなく、新分野進出、新市場開拓など拡大均衡を目指した前向きな対応が図れるよう環境整備をしていくことが重要である。こうした観点から、既に中小企業新分野進出等円滑化法を中心として各種の支援策を着実に実施しているところであるが、今回こうした構造調整支援措置を強化・充実していく必要があると考える。

基本的視点としては、将来の市場を担う活力ある中小企業の新規事業を育成することにより、次世代を見据えた産業活性化の芽を育てるとともに、雇用拡大を図りながら事業転換等を行うなど産業の拡大均衡を目指した前向きな構造調整を行なう中小企業を支援することが重要である。また、消費低迷が続く中、懸命な活性化努力を続ける中小流通業者を支援するため、若手経営者を中心とした新感覚の商店街作りを支援していく必要がある。こうした観点から、政府系中小企業金融機関融資の拡充を中心とした各種支援策を早急に講じることとする。

また、このような中長期的展望に立った施策とともに、当面の中企業の経営安定をはかるための方策を講じていく必要がある。このため、政府系中小企業金融機関等による運転資金融資を拡充するとともに、既往債務の元利金返済に苦しむ中小企業の資金繰りを助けるため、返済資金緊急特別貸付制度の取扱期間を延長し、高金利部分の利払いを繰り延べる措置を今回新たに導入することとする。また、担保不足により資金繰りが悪化している中小企業や親企業の工場閉鎖等の影響を受ける下請中小企業に対して中小企業信用保険の限度額を倍額化する措置などを積極的に活用する。

兆三、〇〇〇億円を目指して追加額を確保する。

ための諸措置を引き続き推進する。

## 6 農業対策

昨年末のガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉の調整案の受入れにより、米についてミニマム・アクセスが導入されるなど、我が国農業は一段と厳しい環境に置かれることになった。このような事態に対処して、農家の方々の不安を払拭し、将来の展望が切り開けるよう、農業の体質強化を図り、国際化に対応しうる農業構造を実現することが喫緊の課題となっている。

このため、低コストで生産性の高い農業を行うための大区画ほ場整備、収益性の高い複合経営を推進するための基盤整備、中山間地域農業の活性化のための条件整備等、農業生産基盤等の整備を加速的に推進することとし、総額二、〇〇〇億円を超える公共投資の追加を行うとともに、農業の経営規模拡大等に資する農業政策金融の拡充を図る。

## 7 金融・証券対策

今後我が国経済の力強い回復を実現していくためには、経済活動に必要な資金供給の担い手である金融機関が、その不良資産の処理を着実に進め、景気回復に伴い増大することが見込まれる資金需要に適切に対応していくとともに、企業の資金調達の場である証券市場の活性化を図ることが不可欠である。

このため、民間金融機関における融資態勢の強化、中小企業に対する融資に係る信用保証制度の拡充や、優先株等の発行による金融機関の自己資本の充実など、経済に必要な資金が円滑に供給されるための施策を講じるとともに、金融機関の不良債権の償却・引当制度の活用等、不良資産の処理促進策等を講じることとする。

また、自己株取得規制緩和に向けた検討等、証券市場の活性化の

## 8 規制緩和の推進

規制緩和の推進は、企業にとっては事業の拡大や新分野への積極的な取り組みを可能とするものであり、消費者にとっても多様な商品やサービスの充実、内外価格差の縮小等を通じて生活の質の向上に資するものである。我々連立与党は、これまでにもこの問題を最も重要な課題の一つとして掲げ、全力を挙げて取り組んできたところであるが、引き続きこれを強力に推進し、我が国経済の主役である民間部門の活力や創造性を引き出し、経済活動の活性化を図ることとする。

こうした観点から、特に、企業の新規事業の創出や事業拡大、競争の促進や価格の弾力化等を通じた効率化、市場アクセスの改善を通じた輸入の促進につながるもの等、経済的な効果が大きいと期待される分野に重点を置いて、規制緩和を積極的に推進していく。また、こうした規制緩和を継続的に推進するための体制の充実を図り、我が国の経済社会構造の変革を図っていく。

## 9 新規事業分野の創出の促進

消費者の多様なニーズの変化や産業面での技術革新が急速に進展している現在、将来の有望分野であるにもかかわらず、未だ産業としての展開が遅れている事業分野が潜在的に存在するものと考えられる。こうした事業分野を積極的に掘り起こし、我が国経済発展の原動力としていくため、創造的な新規事業分野の発展を支援するための施策を講じることとする。

このため、新技術開発及び新分野進出事業を支援するための低利融資制度等の創設や新分野事業創出の契機となる情報化、研究開発の推進等の施策を講じる。また、情報通信、環境、福祉関連をはじめ

め将来的な発展が期待され、かつ国民生活の質の向上につながる産業について、その将来展望とそれに対する政策対応のあり方について検討を進める。

一九九四・一・二四

## 景気浮揚のための

### 土地・住宅対策（追加提言）

#### 連立与党土地・住宅プロジェクトチーム

いわゆる「土地買上げ機関」については、当プロジェクトチームにおいて検討を重ねた結果、利用目的を限定しない一般的な土地の取得・保有を公的な主体が公的な助成を得て行うことについては、国民の理解を得難いとの問題があると考えられる。また、特殊法人等の新設については、行政改革の観点からも問題がある。

しかしながら、土地取引の低迷は、わが国経済低迷の大きな原因の一つとなっており、このような状況の下、既存の制度の積極的活用に加え、土地流動化の促進のための何らかの新しい工夫が求められているところである。また、土地取引の低迷により、民間の都市開発意欲が低下し、都市開発事業の大きな停滞が生じているが、このような状態は二一世紀に向けた美しく機能的な街づくりの観点から望ましいことではなく、一層の支援の拡充が求められている。

いわゆる民間都市開発事業については、従来から、民間都市開発推進機構が我が国唯一の専門支援機関として多くの実績をあげてきているところであるが、以上のような状況に鑑みると、都市の開発を推進

し、土地の有効利用を図り、併せて土地の流動化に資するため、同機構において、新たに優良な都市開発事業を支援するための用地先行取得制度を創設することが必要と考えられる。  
今後、当プロジェクトチームの検討及び連立与党政策幹事会での議論を踏まえ、政府においてこの構想の早期の実現に向けての具体的検討を早急に行うよう、強く要望する。

### 民都機構の活用による都市開発事業用地の先行取得について

#### 1 楽　旨

土地市場の低迷を背景とした都市開発事業の停滞状況の中で都市開発事業の推進を図るため、民間都市開発推進機構を活用して都市開発事業用地の先行取得と都市開発事業実施に向けての条件整備を行う。

#### 2 概　要

- ① 既存法人の活用を図る観点から、民間都市開発推進機構（「民間都市開発の推進に関する特別措置法」により、民間都市開発事業への専門支援機関として指定された法人）に、新たに都市開発事業用地の先行取得・譲渡業務等を追加（要法改正）
  - \* 民間都市開発事業：民間事業者による公共施設等の整備を伴う都市開発事業（民都法第二条）
- ② 機構は、民間都市開発事業用地として活用することが見込まれる一定の要件を満たす土地を先行取得
- ③ 國土庁が設置を検討している低未利用地の有効利用を促進するための協議会と密接に連携

## ち上げ支援

(4) 機構の取得した土地の最終使途としては、民間都市開発事業用地としての活用を基本とし、そのほか公的都市開発事業又は公共施設用地として譲渡

## 施設用地として譲渡

(5) 取得価格及び譲渡価格は、それぞれの時点における適正価格とし、具体的には機構内に設置する権威ある第三者で構成される価格審査会の議を経て決定

(6) 一定期間（五年程度を想定）保有後、民間都市開発事業用地又は公共施設用地としての処分ができない場合には、原土地保有者に売り戻す旨の特約の義務付け（請求権者は民都機構）

(7) 財政上の措置（検討中）  
 (8) 税制上の措置（検討中）  
 (9) 五年程度の时限措置とする。

## 参考)

### 民間都市開発推進機構

#### 1 設立の趣旨

(財)民間都市開発推進機構は、「民間都市開発の推進に関する特別措置法」（昭和六二年）に基づき昭和六二年一〇月に建設大臣の指定を受けた財團法人であり、その業務資金の一部について国からの援助を受け、民間事業者が行う良好な都市開発事業に対して資金面・情報面等から多様な支援業務を行うことにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、あわせて地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

民間都市開発事業（注）について、共同事業者として事業に参加

#### ②融通業務

民間都市開発事業を施行する者に対し、長期かつ低利の資金の融通

#### 通

#### ③NTT-I A型無利子貸付業務

NTT株式の売扱収入を活用した無利子貸付

#### ④助成業務

#### ⑤あっせん業務

#### ⑥調査・研究業務

#### ⑦(注)民間都市開発事業

①都市開発整備事業（下記の要件をすべて満たす事業）

・道路、公園、広場、下水道等の公共の用に供する施設の整備を伴うもの

・事業施行区域の面積、整備される建築物の床面積が原則二、  
 ○○○○m<sup>2</sup>以上

#### ②都市計画施設整備事業

・都市計画事業の認可を受けて都市計画施設（道路、駐車場、公園等）の整備を行うもの

#### 3 平成五年度予算

	事業費	うち国費
合計	1,014億円	220億円
(内訳)		
参加業務	232億円	38億円
融通業務	594 "	50 "
貸付業務	132 "	132 "
その他	56 "	-

## 2 民都機構の業務の概要

### ①参加業務

## 景気浮揚のための

### 土地・住宅対策解説

日本社会党政政策審議会事務局

連立与党は一月十七日、土地・住宅の面から、景気浮揚を図るための施策を提起した。

まず、基本的な考え方として、バブル経済時代の反省から、土地を持つていれば必ず値上がりするという「土地神話」に基づいた、土地転がし的な形での土地の流動化ではなく、土地の有効利用のための流動化が必要であるという立場に立って、施策を組み立てているのが特徴だ。転々売買されて地価が上昇しても、バブルが膨らむだけで、実質的な国民経済が拡大するわけではないからだ。

#### 公的資金を活用した土地有効利用の促進策

第一に、公的資金を活用した土地の有効利用促進策を打ち出している。

公共的な住宅の供給、道路や公園、下水道等の都市施設の整備、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター等の福祉施設整備、緑地の確保など、美しく、暮らしやすいまちづくりのためには、公有地を先行的に取得しておくことが、極めて重要。バブル期には、公有地の確保が極めて難しく、公事業のための用地が底をつく状態となっていました。現状では、公有地確保のため、かなりの予算が組まれてきている

が、額が十分でない上に、先行取得できる事業の範囲、事業化までの年限等、取得のための要件、条件が厳しいこと、金利負担に対する助成が少ないとなどにより、必ずしもうまく進んでいない。  
そこで、地価がかなり下がり、土地の売却を希望する者が多いこの時期に、住宅・都市整備公団、民間都市開発機構などの政府関係機関、地方自治体の住宅供給公社、土地開発公社、都市開発資金などの従来の先行取得制度をスケール・アップさせ、街づくりのための公有地確保を大きく前進させるとともに、合わせて土地の流動化を促進させようとするものだ。具体的には、財政投融資資金を始めとする先行取得資金の拡大、先行取得の要件の緩和、先行取得資金に対する金利負担への助成の拡大などが見込まれる。

#### 住宅建設等の推進

第二に、住宅建設の推進を中心とした施策を打ち出している。不景気と言われる現在の経済状況の下でも住宅建設は極めて活発で、景気の下支え役を果たしている。そこで、住宅の建設をさらに促進するとともに、住宅戸数の確保だけでなく、広い住宅、質の高い住宅を供給して、高齢者や女性の生活にも配慮した、ゆとりある住生活の実現を目指すこととしている。

そのためには、住宅金融公庫の戸数を積み増しするとともに、基準金利が適用される床面積や、公庫が融資できる住宅の床面積の制限の引上げを実現することとしている。仮に、床面積が平均二〇%拡大したとすれば、住生活にゆとりが生まれるとともに、景気に対する影響では、建設戸数が二〇%拡大したのと同じ効果が見込まれることになる。

それにしても、住宅価格の低減を図らなければゆとりある住宅の確保は困難であるから、住宅取得費の軽減のための施策として、地価を

住宅取得価格に反映させない定期借地権付き住宅の供給促進、狭い土地を有効に活用できる木造三階建て住宅の建設促進、宅地供給のための、道路、公園、など市街化区域内農地の基盤整備、ミニ区画整理事業の推進などを課題として掲げている。

特に定期借地権付き住宅は、今後の取組み方次第では、国民の住宅費負担を大きく軽減できる可能性をもつたものである。土地代にかかる負担を住宅の質の向上に振り向けることができるからだ。報告では、住宅都市整備公団、地方住宅供給公社などの公的セクターが積極的に取り組むことをはじめ、相続税の軽減などの税制の優遇措置、家を中途で転売する場合の取引ルールの確立など、供給推進のための環境整備の取組みを求めている。

賃貸住宅の対策としては、九三年度から新設された「特定優良賃貸住宅」の建設促進、公営、公団などの公共賃貸住宅の建て替えの促進、既設公共賃貸住宅へのエレベーターの設置など住戸改善の推進、などを打ち出している。

「特定優良公共賃貸住宅」は、市街化区域内農地の所有者などの民間人、地方住宅供給公社などの公的セクターが、一定の条件を満たし、賃貸住宅を建設する場合には、国と地方自治体が建設費を補助しさらに、入居者には家賃を補助して、比較的安く、質の良い賃貸住宅を供給しようというものだ。ドイツの住宅政策の柱である「社会住宅」の日本版ともいえるものだ。

規制緩和の面からの対策としては、防火などの安全性、衛生上の問題などに配慮しつつ、既存の容積割増し制度の積極的運用、住宅の地下室を容積率の規制から除外すること、三階建て住宅建設などで問題となる道路斜線制限の見直しなどを提起している。

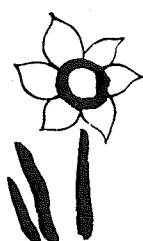
また、不動産共同投資事業にかかわって、一般投資家の保護のための立法を行ない、民間資金による都市開発を活性化するよう求めている。

## 福祉の街づくりの推進

第三に、福祉の街づくりの促進を提言している。これは、高齢者・障害者も安心して生活できる街をつくることを目指して、道路の段差の解消、車椅子もすれ違えるような幅の広い歩道の整備、駅や歩道橋へのエレベーターの設置などを促進する事業。車椅子などで通行の障害となる電柱を撤去して電線類を地中化する事業も促進する。

## 税制による土地有効利用の支援策

第四に、以上のような施策を推進するために、税制の面からも土地の有効利用のための施策をとることを求めている。具体的には、企業がリストラのために土地を譲渡し、有効利用のメドがある場合に、土地譲渡益課税の部分的軽減を行なうこと、ビルの公開空地など公共目的に係る土地の地価税負担の軽減、ゆとりある住生活を可能にするための税制の整備、バブル期の地価上昇の影響で過大になった税負担を調整することを提起している。



(4) このため、整備新幹線見直し専門委員会の中間報告書をふまえ、別紙のとおり更に推進を図るものとする。

## 整備新幹線について

### 連立与党政策幹事会 連立与党幹事会

(別紙)

#### 整備新幹線について（案）（見直しについて）

- 1 整備新幹線は、単なる地域要望にとどまらず、地方分権の時代にふさわしい国土の均衡ある発展を図るために重要な役割を担う高速交通体系の骨格を形成するものである。
- 2 よって、来るべき豊かな成熟時代の国土発展、地域社会活性化のための基礎的条件を構築するためにも、整備新幹線の推進は、大きな政策課題であり、わが国経済に潜在的活力がある今のうちに緊急にその整備推進を行うべきである。
- 3 一方、整備新幹線の建設は膨大な建設費を要することから、その財源を真剣に検討し、将来の展望を切り開いて、明るさを見いださなければならぬ。
- 4 以上の観点にたって、次の方針に基づき整備新幹線建設に取り組むものとする。

- ① 従来の整備計画はすべて維持されることを前提とし国家プロジェクトとして、ロジエクトとして逐次その整備を推進する。
- ② 当面は、現行スキームにより三線五区間の整備を推進する。
- ③ また、これに加え、二一世紀初頭の整備新幹線の全線フル規格開業を目指すために必要な条件を構築するためにも、整備新幹線の推進は、大きな政策課題であり、わが国経済に潜在的活力がある今のうちに緊急にその整備推進を行うべきである。

- 5 1 従来の整備計画はすべて維持されることを前提とし国家プロジェクトとして、逐次その整備を推進する。
- 2 当面は、現行スキームにより三線五区間の整備を推進する。
- 3 また、これに加え、二一世紀初頭の整備新幹線の全線フル規格開業を目指すために必要な条件を構築するためにも、整備新幹線の推進は、大きな政策課題であり、わが国経済に潜在的活力がある今のうちに緊急にその整備推進を行うべきである。
- 4 右記3のための追加所用額は約五兆円。この財源を確保するため、次の考え方を基本的考え方として今後着工までに検討し、成案を得る。
  - 1) JRの負担分を受益の範囲とし、
    - 1) 国、地域の負担割合を引き上げることとする。このため、
      - i) 国については、公共事業費の配分は正または上積みを行う。
      - ii) 地域については、引き上げ分について何らかの措置が必要である。
    - 2) 整備五線のルートについては、以下のとおりとし、これに必要な準備予算について、平成六年度に計上する。
      - 1) 北陸新幹線の南越以西については、地元調整を前提にルートを公表する。
 

(環境影響評価の実施)
      - 2) 北海道新幹線については、地元調整を前提にルートを公表する。
 

(環境影響評価の実施)
      - 3) 九州新幹線（長崎ルート）について、地元調整を前提にルートを公表する。
 

(環境影響評価の実施)
- 5 整備五線のルートについては、以下のとおりとし、これに必要な準備予算について、平成六年度に計上する。
  - 1) 北陸新幹線の南越以西については、地元調整を前提にルートを公表する。
 

(環境影響評価の実施)
  - 2) 北海道新幹線については、地元調整を前提にルートを公表する。
 

(環境影響評価の実施)
  - 3) 九州新幹線（長崎ルート）について、地元調整を前提にルートを公表する。
 

(環境影響評価の実施)
- 6 東北新幹線の「盛岡—沼宮内」「八戸—青森」についてフル規格とする。
 

ただし、その財源は右記4のスキームにおいて対応する。

7 (1) 九州新幹線について、「博多—八代」間にについて、当面、現行「八代—西鹿児島」方式に準じて対処する。

(2) 北陸新幹線について「長野—南越」間については、当面、現行「糸魚川—

魚津」「金沢—石動」方式に準じて対処する。

8 着工順位及び時期については、各年予算の推移、今後の物価騰貴等の経済状況変化等を踏まえ、三線五区間の進捗率が概ね五割を超えた時点で別途協議する。

(2) 福祉の体系

ケア・サービス・ネットワークを重視した体系を考える。所得

保障制度のあり方もこの観点から検討し見直す。

この問題は、福祉のフローとストック（社会資本）の関連の問題もあり、先進諸国と比較して立ち遅れが著しいストック分野に集中的な資源投資が必要である。

(3) 福祉マンパワーの確保

福祉の社会資本整備の中で焦眉のテーマは福祉の担い手の養成と継続的な確保であり、特にこの分野に投資が必要である。

(4) 供給主体

年金等の所得保障は国の責任で運営されるべきであるが、社会

サービスの大半の供給主体は自治体であるべきで、この意味で分権型福祉を基本とする。

大きな地方政府による大きな公的サービスが基本的姿である。

(5) 福祉の財源

基礎年金財政は、保険方式では限界があり税方式を基本とすべき。そのため、年金目的税を含め安定的かつ長期的な財源調達の手段を総合的に検討する。

また、自治体における大きな公的サービスを担保するため地方財政を充実する。

(6) ケア・サービス

ゴールドプランの前倒し実施するとともに、内容を抜本的に見直し新ゴールドプランの策定を準備する。

(7) 年金

雇用との連携、退職と年金受給との弾力的選択制、世代間の給付と負担の均衡などを図り老後の所得保障の支柱にふさわしい制度とする。

(1) 福祉の考え方  
一的で、付与される福祉というこれまでの考え方から、本人の自由な選択による自立した生活を社会が支援する福祉へ転換。

3 検討すべき項目とその骨格。

(1) 福祉の考え方

2 そのため、社会党内に「高齢社会福祉プログラム特別調査会」（仮称）（調査会長—池端清一）を直ちに設置し、税制抜本改革の議論等も念頭におきながら作業を進め、春までに中間報告、秋口までに最終結論を得るようにしたい。

（2） 福祉の考え方  
一的で、付与される福祉というこれまでの考え方から、本人の自由な選択による自立した生活を社会が支援する福祉へ転換。

(8) 医療と保健

(9) 医療保険の改善、医療・保健と福祉の役割分担と連携を見直す。  
住環境と福祉のまちづくり

高齢者住宅の確保と起居・移動しやすい住宅を確保する。移動の自由など高齢者・障害者にやさしい生活空間づくりを進める。ゴールドプランにおけるケアハウスの大幅前倒し。

(10) 子育て

労働時間短縮、住宅、育児休業制度の拡充、保育所制度や児童手当の充実など多面的な政策による子育て環境を整備する。

(11)

雇用と社会活動  
六五歳までは希望すれば働けるような高齢者雇用を保障する。  
社会に貢献する条件をつくる。

一九九四・二・八

## 年金改正について

連立与党政策幹事会

座長 中島 衛

政策幹事会は、年金改正について、年金改正プロジェクトチームに改正案の立案を委嘱した。

その結果、別紙のようなプロジェクトの報告を受け、政策幹事会としても、これを了承した。

なお、平成一年に行われる財政再計算期には、基礎年金の国庫負

担のあり方の論議を踏まえ、必要な見直しを行うこととする。  
(注・プロジェクトの報告は、九四年一月号の「政策資料」に掲載  
すみ)

一九九四・二・八

## 医療保険制度及び 老人保険制度改正について

連立与党政策幹事会

座長 中島 衛

政策幹事会は厚生省提案の医療保険制度及び老人保健制度改正について与党厚生関係責任者会議に検討を委嘱した。

その結果、改正案には付添看護・介護の解消、在宅医療の推進、出産育児一時金の創設、老人保健施設等の整備に対する助成制度の創設など良質な医療の確保に向けた前向きの提案が含まれており、厚生省の改正方針を了承するとの報告があった。

政策幹事会としても、これを了承した。

なお、法改正後、付添看護・介護の早急な解消に向けて一層の努力と一定期間を経過した時点で付添看護・介護の実態を把握すべきこと、入院時の食事に係わる保険給付の見直し（入院時食事療養費（仮称）を創設し定額の自己負担導入）について低所得者、高齢者などに一層の配慮をすべきとの意見があった。

## 国連による国際的人権保障活動

岡田和郎

### 一、世界人権宣言と国際人権規約

世界人権宣言は、一九四八年二月一〇日、国連総会で採択された。大戦の惨禍を体験した人類が、人権の尊重される世界をつくろうと宣言したもので、その中には、差別の禁止、生命・自由・身体の安全、奴隸・苦役の禁止、拷問・虐待・残虐刑の禁止、法の下の平等、逮捕・拘禁・追放に対する保障、等幅広い人権の内容が含まれている。

その後国連では、人権を具体的に保障するために条約の形式をとる国際人権規約を作成することとなり、世界人権宣言採択後一八年の歳月をかけて検討し、一九六六年一二月一六日、国連総会で採択された。国際人権規約は、(1)経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(以下「社会権規約」と言う)と、(2)市民的及び政治的権利に関する国際規約

(以下「自由権規約」と言う)および、(3)自由権規約の選択議定書(さらに後に、第二選択議定書が出来た。詳しくは後述。)、の三つの独立文書からなる。

社会権規約は、労働基本権、家庭の保護、生活水準の確保、健康な生活の享受、教育を受ける権利等の社会権的基本権について定める。また自由権規約は、生命の尊重、身体の自由、思想・良心・表現の自由、居住・移転・出国の自由、少数民族の権利等の自由権的基本権について定める。兩規約は一九七六年に発効し日本は一九七九年に兩規約を批准した(一九九三年八月一日現在の締約国は社会権規約一二五国、自由権規約一二三国である)

規約において認められる権利の実現のためにとった措置およびこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告書を提出する義務がある。そして、規約第一八条によって設立された規約人権委員会はその報告書を検討する。日本政府提出の第三回報告書の審査は一九九三年一〇月に行なわれ、同年一一月には規約人権委員会のコメントが出された。

### 三、提言と勧告

(1) 規約人権委員会のコメントの「E、提言と勧告」の一番目(最初から數えて第一六項)には、日本が、⑦(市民的及び政治的権利に関する国際規約の第一選択議定書)以下「第一選択議定書」と言う)および、①(死刑廃止を目的とする、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第一選択議定書)以下「第一選択議定書」と言う)の締約国となるよう勧告している。日本は自由権規約を批准しているが、右の二つの選択議定書は、未だに批准していない。さらに委員会は日本が、⑦(拷問禁止条約の締約国となることをも勧告している。

前記の内、⑦、①は非常に重要な内容を持っているため、その概略を説明する。

### 二、規約人権委員会による国家報告書の審査

自由権規約第四〇条によって、締約国は、

## (7) 第一選択議定書

日本がこの選択議定書を批准すれば、日本国内にあるすべての個人（在日外国人を含む）で、自由権規約に掲げるいずれかの権利が日本国（政府）により侵害されたと主張する者は、規約人権委員会に対して書面により通報を提出することができる。ただし、当該個人がすべての利用できる国内的救済を尽くしたことが条件である。また、救済が不合理に遅れた場合にもその個人は通報を提出できる。

規約人権委員会は、提出されたすべての通報について、自由権規約を侵害していると主張されている締約国（政府）の注意を喚起する。そしてその締約国は、六ヶ月以内に問題を明らかにし、かつ救済手段が存在する場合には、当該国によって執られた救済手段を明らかにする説明書、又は陳述書を委員会に提出する。そして、委員会はこれらの書面をもとにして通報を審議する。委員会が通報を審議する際には会合を非公開とする。（筆者が一九八八年七月、自由権規約第四〇条に基づいて日本を含む各國政府から提出された報告の審査を傍聴するため規約人権委員会に行つた際、選択議定書による通報の審議が行なわれていることを知らずに会議場に入ろうとして、退去を要請されたことがあった。）

このような事実上の対審構造による審議の後に規約人権委員会は、当該国（政府）および通報を提出した個人に、審議の結果得られた「見解」を送付する。この「見解」には法的な強制力はないが、当該国政府はその「見解」には従うものとされている。

日本がこの選択議定書を批准すれば、例えば冤罪を主張する刑事案件で、日本の最高裁判で有罪が確定した者が、日本政府による自由権規約侵害を理由として規約人権委員会に通報を提出し、委員会が「自由権規約侵害の事実がある」との「見解」を出した場合には、それは再審請求の決定的な事由となるものと考えられる。また自衛官合祀拒否訴訟の如く信教の自由が争点となつた事件（本件は最高裁判で原告敗訴が確定した）も、通報の提出が可能であると考えられる。

これに対して、「第一選択議定書は最高裁判所の上にさらに上級裁判所を設けるようなもので、事実上の四審制となつてしまい、法的安定性を害する」との意見もあるようであるが、人権保障は国際的になされるべきものだということは、今や世界の常識となりつつある。この選択議定書の批准により、日本の裁判のあり方、犯罪捜査のあり方、また行政のあり方が、あらかじめ規約人権委員会の審議を念頭において改められていくことが期待される。日本人の中で、既に第一選択議定書を批准した外国に住んでいる者は、その国の政府から自由権規約に規定された権利を侵害されたりするのに、日本国内に住んでいる者はそれが出来ないというのは大きな矛盾である。

## ④ 死刑廃止条約

死刑廃止条約は、国際人権規約（社会権規約・自由権規約）が国連総会で採択された當時（一九六六年）には存在しなかった。のちに自由権規約の第二選択議定書として、一九八九年の国連総会で採択され、一九九一年に発効した。

死刑廃止条約は前文の冒頭において、「死刑の廃止が人間の尊厳の高揚と人権のさらなる発展に貢献することを信じ」と、その理念を述べる。そして世界人権宣言第三条および自由権規約第六条（同条は死刑の廃止が望ましいことを強く示唆する文脈において死刑に言及する）を想起しつつ、死刑の廃止のためのあらゆる方策は生命に対する権利の享受の進展であると見做されるべきことを確信するとした上で、死刑廃止への国際的関与を約束することを望むとする。

同条約の第一条は、「この選択議定書（死刑廃止条約）の締約国の管轄内において何人も処刑されない。各締約国はその管轄内において死刑を廃止するためのあらゆる必要な方策を講じる。」として、死刑執行の停止および死刑制度そのものの廃止を規定する。

一九九三年三月現在、死刑廃止国は八四か

国にのぼる（事実上の廃止国を含む）。日本では九三年に七名の死刑が執行されたことは非常に残念であるが、規約人権委員会の勧告を受け入れて、日本が一日も早く死刑廃止条約の締約国となることがのぞまる。（一九九三年八月一日現在、第一選択議定書の締約国は、七二二国、死刑廃止条約の締約国は、二五五国である。）

(2) 「提言と勧告」の二番目（第一七項）は、婚外子に対する（相続、戸籍上の）差別、法制や差別的取り扱いを是正するよう勧告し、かつ政府がその方向で国民世論に影響を及ぼすようにすべきだとしている。

(3) 三番目（第一八項）は、死刑の廃止、死刑確定者の処遇の改善等を勧告している。

(4) 四番目（第一九項）は、公判前の手続と代用監獄制度について、自由権規約が要請するところをすべて満足するよう改められるべきことを勧告している。ところで現状の代用監獄制度の存在そのものが自由権規約違反である、ということは規約人権委員会における常識となっていると言つて良い。だから現状の代用監獄制度は廃止を含めて根本的に見直すべきである、というのが委員会の意見であると見て良いと思われる。

以上四項目の提言と勧告の内容を日本が受け入れるならば、日本の法制度・行政制度、および刑事事件の捜査・刑事裁判のあり方、

また国を相手どった民事裁判のあり方等は、人権の伸長と保護という観点から見て、大きく改善されることが期待される。

#### 四、国連人権高等弁務官の新設

一九九三年一二月二〇日、国連総会は人権高等弁務官のポストを創設する決議を採択した。これは九三年六月にウイーンで開かれた国連世界人権会議の主要な提案であった。

米国など西洋諸国は、調査権限を持つ高等弁務官の創設を主張したのに対し、多くの発展途上国は高等弁務官が国家主権を侵さないこと、また各との文化的相違と経済発展の権利を尊重することを望んだ。そのため総会決議は両者の妥協的な内容となっている。

国連総会決議の主な内容は次のとおり。

前半の理念規定の中では、総会は①世界人権宣言を遵守すること、および開発に対する権利に関する宣言とともに自由権規約、社会権規約を含む国際人権法を完全実施することの必要性を強調し、①開発に対する権利は、人権の基本的部分をなす普遍的かつ不可譲の権利であることを再確認し、②あらゆる人権の伸長と保護は国際社会における優先課題の一つであることを考慮する等を述べている。

実体規定の中では、(1)人権高等弁務官の創設を決定する。そして、(2)高等弁務官は国連事務総長により任命され、総会で承認され

る。地理的な交替に配慮しつつ任期は四年で再選を妨げない。また国連事務次長の地位とする、と定める。

(3) さらに高等弁務官は、⑦国連憲章、世界法律文書およびその他の人権に関する国際的人権宣言および国際法の枠組み——義務を含む——の中で職務を果たす。その際各との主権・領土の保全、国内的司法権を尊重しつつ、またあらゆる人権の普遍的尊重と遵守を助長し、かつ国連憲章の目的と原則の枠組みの中で、あらゆる人権と基本的自由の伸長と保護は国際社会の正当な関心事であることを認めること、また各との文化的・地域的な特殊性および様々な歴史的、文化的、宗教的背景を念頭におきつつ、すべての人権——市民的、文化的、経済的、政治的、社会的——は普遍的で、相互依存的で、相関関係にあり、また、その政治的、経済的、文化的制度の如何にかかわりなく、あらゆる人権と基本的自由を伸長させ保護することは、国家の義務であるとの認識を指針とする。⑦開発に対する権利に関する宣言により確立された、すべての人々の調和のとれた持続でける成長を進めることと、開発に対する権利の実現を確かなものとすることの重要性を認識する。——等々の規定をおいていふ。今後人権高等弁務官の果たす機能に大きな期待が持たれる。

（おかだかずお・政策審議会書記——法務部会担当）

### 日本から地球環境

#### 保全を考える

西川 洋

##### はじめに

一昨年六月、ブラジルのリオデジャネイロで「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され、世界中から官民の代表が多数集まり、今後の地球環境をいかにして保全すべきかが話し合われ、国内、国外を問わずその当時は、一種の環境ブームとでも言う情勢であった。

地球サミットから、ほんの半年も経ないうちから、景気の低迷が声高に呼ばれるようになり、環境ブームは、はるかかなたへ雲散霧消してしまい、その状況は現在も変わってはない。

##### 持続可能な社会とは何か

- 1 「生命共同体を尊重し、大切にする」  
しかし傷ついた地球が、すこぶる健康を回復したかと問われれば、その通りと答える人は居ないであろう。それぞれの国や地域、また企業や団体、個人が環境保全対策を実行し始めたと言える程度である。それどころか、傷だらけの地球が「まだ真剣に考えてくれないのか」と、すすり泣いているような気がしてならないのが現状である。
- 2 「人間の生活の質を改善する」  
開発の目的は、健康な生活や人権保障など、すべての面で人びとの生活をより良くすること。
- 3 「地球の生命力と多様性を保全する」  
開発の前提是、地球を生命に適した状態に保ち、生物の多様性を保護し、資源は回復可能な範囲内で利用すること。

そこで、環境保護と開発という一見して対立すると思われる二つの概念の均衡を図らなければならない。そのため、これから地球

環境を守るために実行しなくてはならないことは、「持続可能な社会の実現」（『かけがえのない地球を大切に』新・世界環境保全戦略）国際自然保護連合・国連環境計画・世界自然保護基金共著）であると言っている。それは次の九つの原則を定め、それに従つて戦略を立てて行動し、達成しなければならないこととなっている。

## 止める」

化石燃料や鉱物資源は、有限で再生不可能だから、再利用できるようにしたり、できるかぎり少なく使用し、長持ちさせること。

もはや十分でなく、地球規模で持続可能な行動を起こさなくてはならないこと。

## 消費生活を考える

- 5 「地球の収容能力を越えない」  
人口の安定化と資源の消費を、慎重に、統合的に、持続可能な状態に管理すること。  
6 「個人の生活態度と習慣を変える」  
価値観や生活様式を考え直し、持続不可能なものは排除し、教育が重要であること。

「我々の消費生活は、経済活動の重要な一部であり、経済の目の中で環境と深く関係している」（環境白書）のであり、消費活動から環境への影響を考え、われわれが直ちに取り組まなければならない課題はなんであろうか。

- 7 「地域社会が自らそれぞれの環境を守るようにする」  
人間の活動は、地域社会（職場など共同体を含む）で行なわれることが多いから、そこで積極的に行動を起こすこと。

個別具体的な課題については、多岐にわたるため概略だけを示すと、われわれの生活を考えれば、大都市と農山村の差はあっても、光熱のためや自動車利用などのエネルギー消費による大気への影響、生活雑排水による水質への影響、使い捨て方式によるごみの増大など、環境への負荷は極限に達している。

- 8 「開発と保全を統合する国家的枠組みを策定する」

環境政策が最優先の基本政策であるから、タテ割り行政の壁を除いた総合的機関によって、制度や政策を策定すること。

- 9 「地球規模の協力体制を創り出す」  
「環境問題に国境はない」との觀点から、「地球規模で考え、地域で行動する」のでは、

しかし、環境配慮を認識していても物理的に利用・使用することが不可能な場合が、地域によっては起こり得る。これらのことは、市場経済原理だけでは解決できない課題であり、国や自治体による強制力の行使が必要であろう。

## 生産活動を考える

一方、生産活動と環境も密接に関連している。製造・輸送・貿易・サービスなど、すべての事業を含む生産活動は、わが国を他に比べるものはない勢いで経済大国に成長させた。しかし、その生産活動により、過去には産業公害を多発させ、今日においても公害病で苦しんでいる患者は多数存在し、深刻な状況にあることは明らかである。また、公的には公害病と認定されていくとも、自動車や工場・事業場から排出されるガスや水質汚濁物質などが原因で、関係住民の心身に異常を来していることも現実である。

原材料の採取から製造・輸送などの段階まで、地球環境に悪影響を及ぼさないよう心がけ、また廃棄物となつた場合を考えて、そこの極小化に向かうよう努力しなければならない。このことは国内に限らない。海外において原材料を調達したり、生産事業を行なう場合、その地域と地球全体に配慮しなければな

らないことは言うまでもない。

特に、規制基準のそれほど厳しくない国や地域で事業を行なう際、進出国・地域の基準をクリアしているとの理由だけで免罪する」とは厳に慎むべきであるが、現在の制度ではその実行を担保することは困難であることも現実である。

## 自然との共存を考える

都市における緑地や公園、農山村の農地や草原は、我々にとってしばしの憩いを提供してくれている。しかし、これらは人為的に作られたミドリであり、野生動植物にとっては、その生息地を奪われてしまつたことにほかならない。気が遠くなる歳月を要して進化し、その地域地域に順応して共存共栄を培つてきた野生動植物にとって、人間の（勝手な）活動により、絶滅に至つた生物は数え切れない。そして現在、その危機に直面している生物種も数多い。

自然界における生物多様性について未知の部分が多い。たとえば、ある生物が絶滅したとすると、それを天敵としていた種は大きくはびこり、その種が他の種の生命や健康に被害を及ぼす微生物だった場合は恐ろしい事態になることもある。だが、人類にとって価値があろうとなからうとすべての生命体を絶滅

させてはならないとすれば、伝染病原体など人命に影響を及ぼす生物を絶滅させて問題はないのか。我々には未解明の分野で、重要な役割を果たしているのかもしれないし、将来的には有益な生物資源たりうる可能性もないとは言えない。

## 最後に

環境保全の基本原理は、冒頭の第一原則に書いた「生命共同体を尊重し、大切にする」ことであり、続く八つの原則の基盤である。つまり、正しい倫理観念をすべての人類に理解させ、支持されなければならない。

国内外を問わず、一人ひとりの倫理観念を変えなければならないということは、これまでの風習を全面的に改めなければならぬ場合もあるであろう。

しかし、それが宗教であり教義となつてゐる場合は可能なのだろうか、ある種類の食物を食してはならないとする有力な宗教があることは承知しているつもりだが、私たちの社会通念では想像もできない教義を有する宗教が存在することも十分考えられる。このような場合、倫理観念を改めさせることは非常に困難であろう。それだけに、国や地域また個人それぞれによって、環境保全に対する生活様式の転換という壮大な事業の進み具合が

著しく均衡を欠くことになり、大変危うい状況になる。

「地球サミット」で決められた内容は、各國の妥協の産物であり最低限の目安ではあっても、そのことさえ守られず、国や地域また個人それぞれのエゴがまかり通つてしまふことになれば、永遠に「緑の地球」は回復できぬであろう。

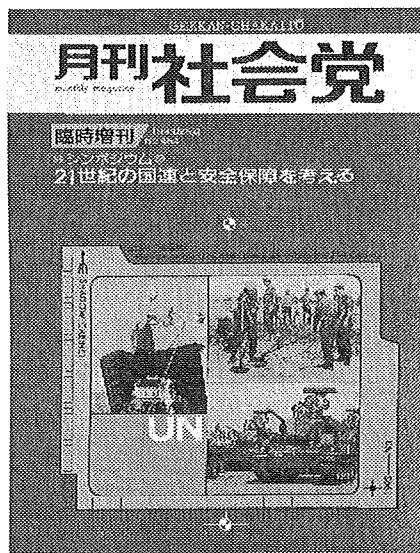
（にしかわひろし・政策審議会書記一環境部会担当）

# 月刊社会党

monthly magazine

臨時増刊 定価618円(本体600円) 送料61円

冷戦後の世界・アジア・日本の  
平和な発展をどう創造するか



●シンポジウム●  
21世紀の国連と  
安全保障を考える  
●外交委員会・安全保障委員会  
社会党シャドーキャビネット

好評発売中

第I部 国連改革と日本の国際貢献

久保田真苗 武者小路公秀 功刀達朗 姜尚中  
田英夫 吉岡賢治

第II部 アジア太平洋の安全保障と日本の防衛

上原康助 前田寿夫 志方俊之 前田哲男  
新村勝雄 北村哲男

日本社会党機関紙局 〒100 東京都千代田区永田町1-8-1  
☎ 03(3580)1171

■毎年今この時期、本誌は政府予算案特集を組む。

それは今回も変わらないが、その内容はご覧のように全く変わった。昨年までは自民

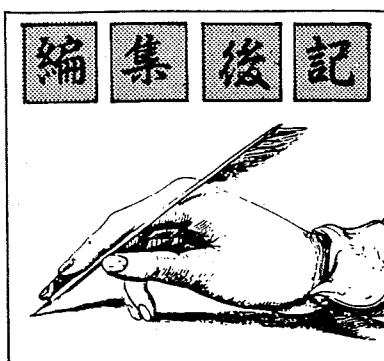
党政の予算案批判であったが、今年はわれわれも加わった細川連立政権の予算案の概要

(税制改正大綱及び予算編成大綱など)だ。

■われわれは七月二三日の日本新党と新党さきがけによる「政治改革政権」の提案を受け入れ、非自民・非共産の八

党会派の結束により八月九日には細川連立内閣を発足させることができた。以来

約半年間、社会党にとっては、苦しくつらい決断の連續だったし、社会党員や支持者の間にはとまどいや激しい反発さえあるが、それも当然だろう。



#### ■現在の社会党を支える指

導部も一般の党員も支持者も、連立政権を経験したことがない。そればかりか、今回の連立政権樹立は、衆院選で社会党が大きく前進したからではなく、むしろ社会党は大きく後退したにもかかわらず実現したという事情が加わって、事態を一層ややこしくしている。

■しかし、われわれはともかくも三八年間続いた自民党政権に終止符を打ち、連立政権を樹立したのである。野党にとどまることなく、

連立政権参加を選択したということは、国家意思の決定者の立場に立ったということである。

これは、われわれの発想や態度を大きく転換させなければならないことを意味する。

■われわれは今や、その決定の内容が批判者として行なっていた従前の主張、要求と比較してどれだけ「後退」したかというように観念上の比較や評価をするのではなく、われわ

れの知恵と力で現実をどれだけ改革し得たか、今は特に自民党政権が続いた場合と比べてどれだけよりましな政策が実現したかを評価の基準とななければなるまい。

■社会党のとった態度や連立政権の政策は、次の国政選挙、特に衆院選でわれわれの支持者、国民の審判を受けることになる。新・新党結成や選挙協力問題に直面しているが、いざれにせよ、この選挙に社会党の存続がかかっており、これこれの成果を挙げたと訴えることができるようにならなければならぬし、むしろ逆に、われわれの努力を評価してもらえるような形で総選を迎えることができるよう最大限の努力をすべきであろう。今回の政府予算案の編成は、その第一歩にすぎない。

#### 政策資料編集委員会

委員長 関山信之  
編集委員 池端清一 田口健二  
細谷治通 梶原敬義  
角田義一 前畠幸子  
温井 寛 川那邊 博  
石田 武 石田好数  
早川 幸彦 河野道夫  
小川正浩 長谷川崇之  
浜谷 悅  
会計監査 秋葉忠利 糸久八重子

#### 「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 四五〇円  
送料 五一円

年間購読料 六〇〇〇円(前納)  
郵便振替 東京8-80821

又は  
大和銀行 衆議院支店  
普通 203888  
日本社会党政策審議会

# **POLICY AND LEGISLATION**

## **SEISAKU SIRYŌ**

**March 1994**

**No. 330**

### <Foreword>

TSUNODA Giichi  
Vice-Chairman of the Policy-making Board

### <FEATURES>

1994 Fiscal Year Tax Reform Program  
1994 Fiscal Year Budget Program

### <DOCUMENTS>

Policy measures to revive farming after the agricultural  
agreement of the Uruguay Round  
(the ruling parties workforce on farming)  
Draft proposal on pump-priming measures  
(ruling parties)  
Land and housing policies to revive economy  
(the ruling parties workforce on land and housing)  
On construction of new lines of Shinkansen  
(the policy-making board of the ruling parties)  
Summary of welfare programs for the aging society  
(Chairman fo the SDPJ)

### <POLICY FOCUS>

- I. UN activeites to protect and promote human rights
- II. Japan's perspective of global environment

### 政策資料 3月号

編集人 政策資料編集委員会  
発行人 関山信之  
発行 日本社会党政策審議会  
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1  
衆議院第一議員会館  
電話 03(3581)5111 内線3880~4  
FAX 03(3502)5857

**PUBLISHED BY POLICY BOARD  
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives  
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan  
Phone(03)3581-5111 Ext 3880~4 Fax(03)3502-5857

定価450円 (送料51円)